

精神衛生資料

第 2 号

昭和 29 年

(1954)

國立精神衛生研究所

精神衛生資料

第 2 号

昭和 29 年

(1954)

国立精神衛生研究所



目 次

I 精神障害者

1. 精神障害者の出現頻度.....	1
(a) Baltimore 及び Tennessee における精神障害者出現頻度.....	1
2. 精神病院入院患者数の累年比較.....	3
(a) 我国における精神病院病床数及び入院患者数の累年比較.....	3
(b) アメリカにおける総人口数及び全精神病院新入院患者数の累年比較.....	5
(c) 進行麻痺患者の減少傾向.....	5
3. 精神病院入院患者の病名別比率.....	6
4. 特殊治療法の効果.....	8
(a) 衝撃療法.....	8
(b) マラリヤ療法.....	10
(c) 精神外科(ロボトミー).....	11
5. 精神病者の転帰.....	13
(a) 全国精神病院退院患者転帰.....	13
(b) アメリカにおける精神病院新入院患者の入院後1年間の状況.....	14
6. 精神分裂病罹患者の結婚及び挙子率.....	15
(a) 精神分裂病罹患者と一般人との5才階級別配偶関係比較.....	15
(b) 既婚精神分裂病罹患者の結婚の時期.....	16
(c) 既婚精神分裂病罹患者配偶関係の一般人との比較.....	17
(d) 挙 子.....	17
7. 英国における精神薄弱者実態調査.....	18
(a) 出現頻度.....	18
(b) 精神薄弱児の知能指数.....	19
(c) 社会的事情.....	20
(d) 精神薄弱者に対し要請される処置について.....	21
8. 昭和27年度精神障害者申請、通報及び処理状況.....	23
9. 優生保護.....	24
(a) 優生手術実施状況.....	24
(b) 人工妊娠中絶実施状況.....	25

II 児童及び教育

10. 全国要保護児童調査.....	26
(a) 要保護児童の保護理由別比率.....	26
(b) 要保護児童の保護方法別比率.....	26
(c) 要保護児童の保護者別比率.....	27
(d) 要保護児童の保護者の経済状況別比率.....	27

(e) 児童福祉施設に入所させる必要のある児童の入所施設別比率	27
(f) 児童福祉施設に入所させる必要のある児童の保護者別比率	27
(g) 児童福祉施設に入所させる必要のある児童の保護者の経済状況別比率	28
(h) 要保護児童の全国推計数	28
11. 児童相談所の活動状況	29
(a) 取扱児童数	29
(b) 処理別	29
12. 児童福祉司の取扱つた児童等の数	30
13. 混血児童——いわゆる混血児童実態調査	31
(a) 色別、性別、年令別	31
(b) 実父の国籍別、戸籍の有無別、認知の有無別	32
(c) 養育の生活状況別	32
(d) 要保護性の有無別	32
(e) 養育者の続柄別	33
(f) 色別、外国人と養子縁組をさせる意志の有無別	33
(g) 色別、近隣の人々の態度別	34
(h) 色別、近隣の子供の態度別	34
III 犯罪、非行及び中毒	
14. 犯罪数累年比較	35
15. 第一次大戦前後におけるドイツ、オーストリアの犯罪者数	37
16. 少年の犯罪及び非行	38
(a) 犯罪少年の年令別	38
(b) 虐犯少年の年令別	38
(c) 虐犯少年の処分別	38
(d) 虐犯少年の行為別	38
(e) 少年院在院者の非行原因別	39
17. 犯罪と精神障害	40
(a) 心神喪失の理由による不起訴	40
(b) 精神鑑定	40
(c) 受刑者の精神状況	41
(d) 少年院在院者の精神状況	42
(e) 少年鑑別所における家裁関係取扱少年の精神状況	44
18. 覚醒剤	45
(a) 覚醒剤違反検挙件数、人員及び違反対象物資数量	45
(b) 覚醒剤常用少年の状況	45
(c) 受刑者中の覚醒剤慣用者	47
IV 社会病理	
19. 家出	48
(a) 少年の家出原因別	48

(b) 成人の家出原因別	49
(c) 家出少年の犯罪並びに被害転落状況	50
20. 自殺	51
(a) 自殺者の累年比較	51
21. 離婚	52
(a) 申立人別	52
(b) 初再婚別	52
(c) 年令差別	52
(d) 婚姻継続年数別	52
(e) 当事者間の子の数別	53
(f) 原因別	53
22. 売春	54
(a) 売春検挙統計	54
(b) 売春制度に関する世論	56
(c) 売春婦に関する調査資料	58
(d) 各国における売春対策	62
V 施設及び職員	
23. 精神病院	66
(a) 昭和27年度精神病院統計	66
(b) 各都道府県における人口10万人に対する精神病院病床数比率	68
(c) 各都道府県別全病院病床数と精神病院病床数との比率	69
(d) 全国精神科、神経科病院一覧表	70
24. 精神科関係職員	77
(a) 精神病院における業務種別従業者数	77
(b) 精神科、神経科専門医師数	77
(c) 精神衛生鑑定医数	79
(d) アメリカにおける精神衛生領域職員数	79
25. 精神衛生相談所	82
(a) 精神衛生相談所一覧表	82
(b) 精神衛生相談所数	82
26. 児童相談所	83
(a) 児童相談所長専門別	83
(b) 児童相談所判定指導部職員専門別	83
27. 児童福祉施設	84
(a) 児童福祉施設数及び収容定員数	84
28. 少年鑑別所及び矯正保護施設	85
(a) 少年鑑別所及び矯正保護施設数	85
(b) 矯正保護施設職員数	85
(c) 矯正保護施設専門職員専門別	86

(d) 矯正保護施設収容者数	86
29. 特殊学級及び特殊学校	87
(a) 特殊学級一覧表	87
(b) 独立した特殊教育の学校	101
30. 精神衛生関係職員の養成	103
(a) 精神衛生に関する教育状況	103
(b) アメリカにおける精神衛生関係職員の養成状況	104

附 錄

31. 精神衛生関係予算	107
(a) 国 費（昭和28年度厚生省所管社会保障関係予算額）	107
(b) 地方公共団体費（昭和28年度都道府県及び市町村負担保健衛生費予算額）	108
32. 精神衛生関係団体一覧	108
(a) 学術研究団体	108
(b) 普及団体・その他	109
33. 学界動向	110
(a) 精神衛生関係図書一覧	110
(b) 精神衛生関係論文一覧	112
(c) 学会発表業績一覧	117
34. 精神衛生関係の年間主要記事	124

I 精神障害者

1. 精神障害者の出現頻度

各種精神衛生施策を考究し、その向上改善を期するためには、全人口中における精神障害者数を推定し、その実態を明確に把握することが先決要件である。既に「精神衛生資料」第1号、昭和28年に我国及び独逸、丁抹で行われた調査の結果を収録したが、更に米国における同種調査の結果を紹介する。

(a) Baltimore 及び Tennessee における精神障害者出現頻度*

LEMKAU, TIETZE 及び COOPER は Baltimore 市及び Tennessee 州において精神障害者出現頻度に関する地域一斉調査を行つた。Baltimore市では市の東部保健地区(主に住宅地帯で Johns Hopkins 大学公衆衛生学教室の実験地区である)において1933年及び1936年(総人口: 55,129名)に行われ、Tennessee 州では Williamson 郡(主に農業地帯である)において1938年(総人口: 24,804名)に行われた。調査方法は病院その他の各種社会施設よりの記録収集によつたが、Tennessee では地区の一部において各戸別訪問も行われた。なお、本調査では顕現性(現在、症状を示すもの)と非顕現性(現在、症状を示さないもの)とが区別された。

* LEMKAU, P., TIETZE, C., and COOPER, M.: A Survey of Statistical Studies on the Prevalence and Incidence of Mental Disorder in Sample Populations. Public Health Reports, Vol 58, No. 53, 1943 による。

1) Baltimore における精神障害者(顕現性) 出現頻度(1936年)

診 斷 別	例 数	対人口 1,000名 比	95 % 信 賴 限 界
精 神 病			
精 神 分 裂 病	158	2.9	2.4 — 3.3
躁 鬱 痘	41	0.7	0.5 — 1.0
老人性及び動脈硬化性精神病	38	0.7	0.5 — 0.9
アルコール中毒性精神病	15	0.3	0.1 — 0.4
梅 毒 性 精 神 病	29	0.5	0.3 — 0.7
精 神 薄 弱 に 伴 う も の	28	0.5	0.3 — 0.7
そ の 他 *	27	0.5	0.3 — 0.7
不 明	31	0.6	0.4 — 0.8
計	367	6.7	6.0 — 7.3
精 神 神 経 症	171	3.1	2.6 — 3.6
精 神 病 質	30	0.5	0.4 — 0.7
成人におけるパースナリティの障害			
精 神 病 的 倾 向	26	0.5	0.3 — 0.7
神 経 症 的 倾 向	60	1.1	0.8 — 1.4

精神病質的傾向	13	0.2	0.1 — 0.4
行動偏倚	119	2.2	1.8 — 2.5
計	218	4.0	3.4 — 4.5
児童における行動異常			
神経症的傾向	162	2.9	2.5 — 3.4
素行上の問題	287	5.2	4.6 — 5.8
計	449	8.1	7.4 — 8.9
児童及び成人における軽微な障害	651	11.8	10.9 — 12.7
癲癇	75	1.4	1.1 — 1.7
精神病弱	375	6.8	6.1 — 7.5
精神薄弱を伴わない学業上の問題	434	7.9	7.1 — 8.6
その他の情報を欠く成人非行	567	10.3	9.4 — 11.1
合 計 **	3,337	60.5	58.5 — 62.6

* 退行性、癲癇性及び外傷性精神病、アルコールによらざる譖妄をいう。

** 顕現性及び非顕現性の合計：3,416=対人口1,000名比 62.0

2) Tennessee における精神障害者（顕現性及び非顕現性）出現頻度（1938年）

診 断 别	例 数			対人口 1,000名 比	95 % 信頼限界
	顕現性	非顕現性	計		
精神病					
精神分裂病	-	-	43	1.7	1.2 — 2.3
躁鬱病	-	-	41	1.7	1.1 — 2.2
老人性精神病	-	-	23	0.9	0.5 — 1.3
精神薄弱に伴うもの	-	-	15	0.6	0.3 — 0.9
その他*	-	-	24	1.0	0.6 — 1.4
不明	-	-	10	0.4	0.2 — 0.7
計	121	35	156	6.3	5.3 — 7.3
精神神経症	89	10	99	4.0	3.2 — 4.8
行動素行異常	285	129	414	16.7	15.1 — 18.3
精神病質的傾向	152	34	186	7.5	6.4 — 8.6
特殊のペースナリティ傾向	208	127	335	13.5	12.1 — 15.0
精神病弱	19	184	203	8.2	7.1 — 9.3
器質性疾患及びその他	40	288	328	13.2	11.8 — 14.7
合 計	914	807	1,721	69.4	66.1 — 72.7

* 進行麻痺、その他の脳病性精神病、外傷性、アルコール中毒性及び癲癇性精神病を含む。

2. 精神病院入院患者数の累年比較

最近精神病院の外来を訪れ、或は入院するものの数は我国においても、又米国においても、漸次増加しつつあり、殊に我国においては戦時中の施設の減少の回復が遅れていることとも相俟つて、現在各精神病院はいづれも定員を超過し、入院を必要とする患者中の一部のみを収容し得る状況にある。かかる患者激増の原因については更に慎重なる分析を必要とするが、社会生活の複雑化に伴つて精神病者を家庭内に留めておくことが次第に困難になったこととか、精神障害又は精神病院に対する世人の認識が漸次改まりつつあること等もその一因をなすであろう。

なお、精神病院における定員超過は米国においても同様であり、全州立病院での超過率は1926年においては7.1%であったのが、1946年には16.3%に上昇している。*

* WEINBERG, S. K., : Society and Personality Disorders. New York, Prentice-Hall, Inc., 1952 による。

(a) 我国における精神病院病床数及び入院患者数の累年比較

(戦 前)

区 分 年 次	病 床 数	入 院 患 者 数
昭 和 1 2 年	21,325	17,544
1 3 年	21,883	18,574
1 4 年	22,642	19,506
1 5 年	23,555	20,132
1 6 年	23,958	20,212

衛生年報（昭和16年—20年），厚生大臣官房統計調査部による。

註 病床数、入院患者数はそれぞれ年末現在の病床数、入院患者数である。

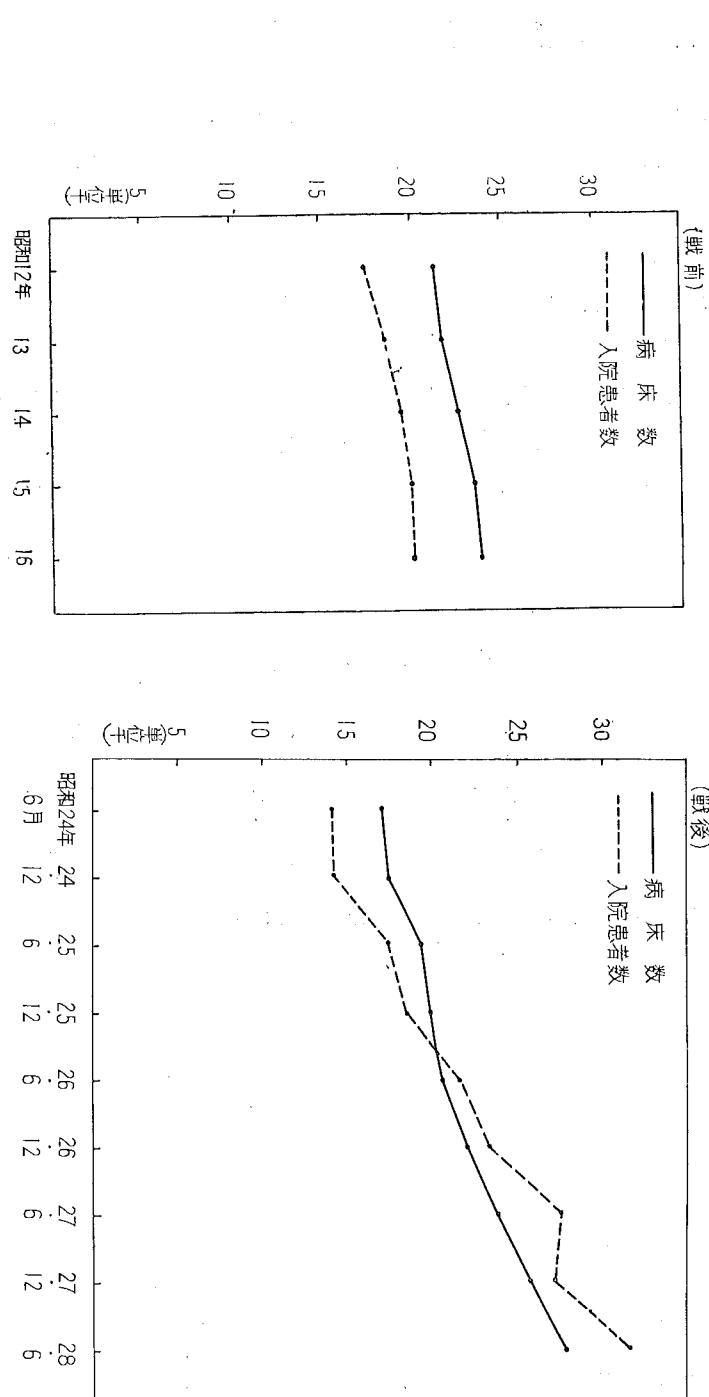
(戦 後)

区 分 年 次	病 床 数	入 院 患 者 数	病 床 利 用 率
昭和 24 年 6 月	17,146	14,176	82.7
12 月	17,734	14,220	74.8
25 年 6 月	19,219	17,457	91.2
12 月	19,978	18,597	93.3
26 年 6 月	20,823	21,707	104.7
12 月	22,071	23,407	106.3
27 年 6 月	23,982	27,632	115.2
12 月	25,773	27,206	105.6
28 年 6 月	27,836	31,605	113.5

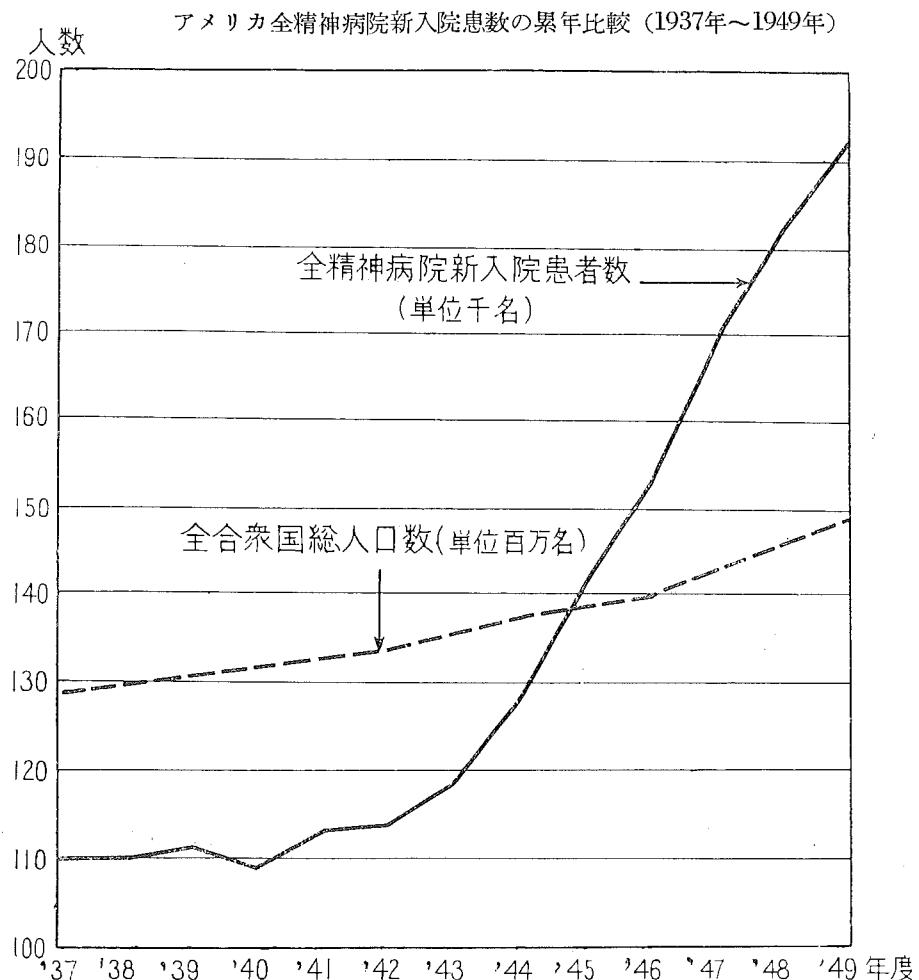
厚生統計月報 厚生大臣官房統計調査部による。

註 病床数は月末病床数であり、入院患者数はその月の一日当たり入院患者数であり、病床利用率は一日当たり入院患者数の平均病床数（月始及び月末病床数の平均）に対する割合（%）である。

精神病院病床数及び入院患者数の累年比較



(b) アメリカにおける総人口数及び全精神病院新入院患者数の累年比較

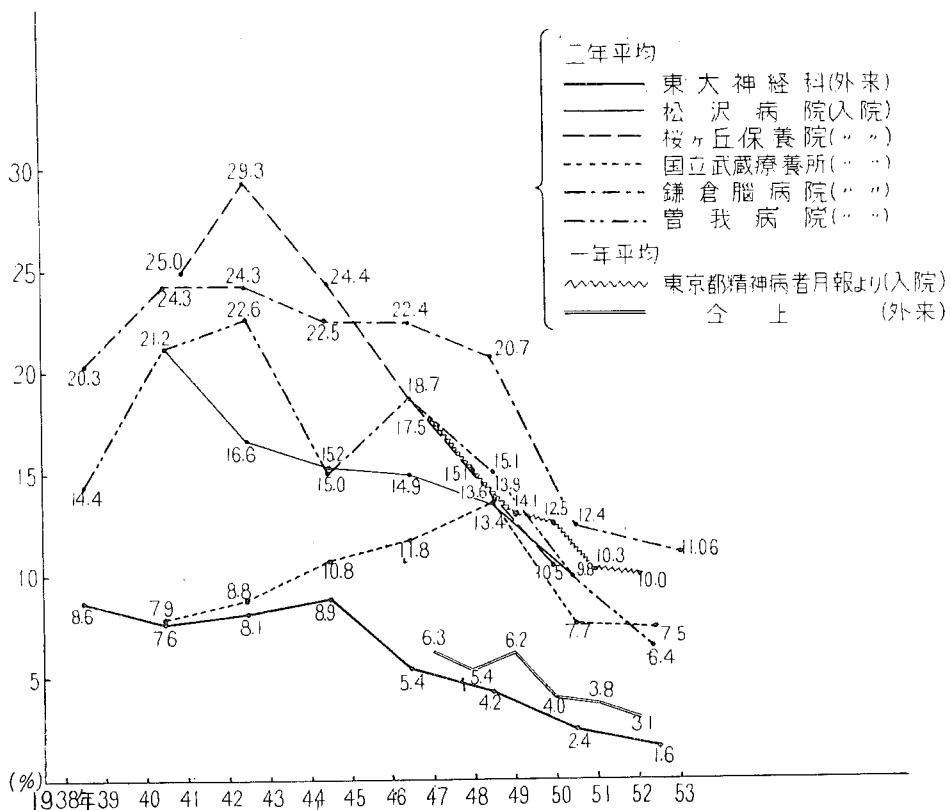


Training and Research in State Mental Health Programms : The Council of State Governments.
Chicago, 1953 による。

(c) 進行麻痺患者の減少傾向

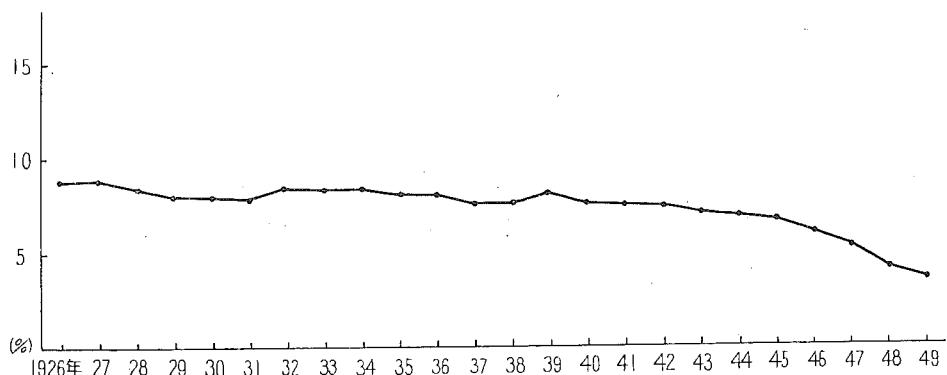
精神科外来患者、もしくは入院患者が年と共に増加して来ている中につけて、例外的のものとして、かつては精神分裂病、躁鬱病とならんで三大精神病にあげられていた進行麻痺患者がその実数においても、又比率的にも漸次減少しつつあることが注目される。

我が国における精神病院外来入院患者中の進行麻痺患者の比率



白木博次その他（東大神経科）：近年わが国における進行麻痺患者の減少傾向について（第51回日本精神神経学会総会発表予定）による。

アメリカにおける州立精神病院新入院患者中の進行麻痺患者の比率



STEPS FORWARD in Mental Hospitals (第4回精神病院協議会会議録), American Psychiatric Association, 1952 による。

3. 精神病院入院患者の病名別比率

昭和26年度	新入院患者	退院患者	年度末在院患者
	23,608名	20,211名	19,172名
梅毒性精神障害	11.9%	12.9%	10.3%
精神分裂病	54.6	52.8	63.6
躁鬱病	11.3	10.0	5.5
退行期精神障害	2.6	2.1	2.6
精神神経症	4.3	4.6	1.8
精神病質	2.1	2.2	2.9
精神病薄弱	2.6	2.5	6.0
癲癇	2.2	2.6	3.6
中毒性精神障害	5.0	5.4	1.1
その他及び不明	3.2	4.8	2.6

厚生省公衆衛生局庶務課、公立及び指定精神病院月報による。

註、2月分は資料なきため含まれず。

4. 特殊治療法の効果

精神衛生の対象とするところのものは極めて広汎且多岐にわたり、従つてその予防、治療指導の対策面においては、単に精神医学的方法のみならず、心理学、教育学、社会学等各般の技術を応用せねばならないが、ここでは、主要精神病に対する精神医学的の特殊治療法の成績についての代表的資料を紹介する。

(a) 衝 撃 療 法

精神分裂病の治療としては現在のところ、依然としてインシュリンならびに電気衝撃療法が主要の役割を占めている。

1) インシュリン療法

寛 解 率

報 告 者	例 数	完全寛解 %	不完全寛解 %	軽 快 %	未 治 %	死 亡 %
林 秋元*	547	30.9	15.3	26.0	25.8	2.0
奥田 高橋**	111	18.9	27.9	23.4	29.7	-
今泉 ***	57	40.3	7.0	24.6	22.8	5.3

完全寛解と不完全寛解とを合計すると、寛解率は大約46~47%となる。

* 林 嶰、秋元波留夫：精神経誌、43巻、10号、昭和14年

** 奥田三郎、高橋角次郎：精神経誌、42巻、11号、昭和13年

*** 今泉恭二郎：福岡医学雑誌、36巻、7号、昭和18年

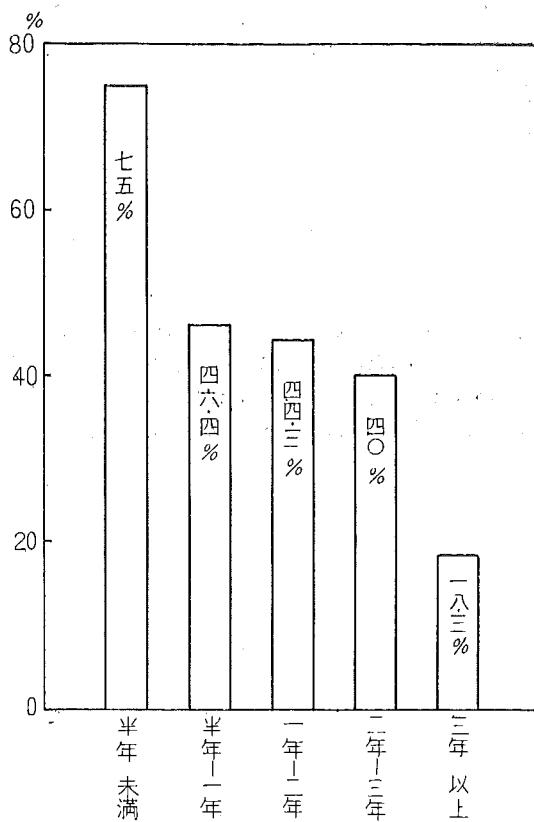
註：完全寛解とは一切の分裂病的症状が消失し、社会的適応性、職業能力を恢復し、以前の自己の罹患に対し充分なる病識の生じたるものといい、不完全寛解（又は社会的寛解）とは著明な病的症状は消失し、相当の社会的適応性を恢復し、略々一定の職業も可能であるが、或程度の人格水準の低下が認められて、現在の職業の質は以前に比して低下し、性格的にも何等かの変化のあるものをいう。軽快とは分裂病症状の残在が認められるが、その程度は家庭生活を妨げないものをいう。

発病より治療までの期間と転帰

期間 転帰	半 年 未 滿		半 年 ~ 1 年		1 年 ~ 2 年		2 年 ~ 3 年		3 年 以 上	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
完全寛解	116	48.1	25	28.8	12	14.8	7	15.2	9	11.2
不完全寛解	35	14.5	18	20.7	15	18.5	6	13.0	10	12.5
軽 快	46	19.1	27	31.0	34	42.0	11	24.0	25	31.3
未 治	44	18.3	17	19.5	20	24.7	22	47.8	36	45.0
合 計	241	100.0	87	100.0	81	100.0	46	100.0	80	100.0

(林、秋元による)

発病より治療迄の期間と寛解率



病型と転帰

転帰	緊張病型		破爪病型		妄想病型		不定型	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
完全寛解	72	41.1	35	19.0	51	41.3	11	19.9
不完全寛解	24	13.7	31	16.8	19	15.4	11	18.1
軽快	30	17.1	65	35.7	29	23.5	18	32.6
未治	49	28.1	53	28.5	23	19.8	16	29.4
合計	175	100.0	184	100.0	122	100.0	55	100.0

(林、秋元による)

註. 表示の如く寛解率は妄想病型が最も高率であり、緊張病型これに次ぎ、破爪病型及び不定型は遙かに低率である。しかし更に寛解率と罹病期間との関係を見ると、罹病期間1年未満のものでは妄想病型が最高であるが、1年以上を経過せるものでは緊張病型、破爪病型及び不定型、妄想病型の順となり、妄想病型は最下位となり、妄想病型はその罹患年月の長短により寛解率に大なる差違を示す点は注意を要する。

退院時転帰と現在転帰との比較

現在転帰	退院時転帰		寛解		軽快		未治	
			実数		実数		実数	
完全寛解			16		6		1	
不完全寛解			4		5		2	
軽快			0		0		2	
未治			4		13		21	
合計			24		24		26	

(林、秋元による)

註. 退院時転帰と退院後最短10ヶ月を経過せるものの現在転帰との比較であるが、退院時寛解者中からその後再び症状悪化せるもの少くないこと、ならびに、退院時は軽快、未治のものが、その後において寛解の域に達するものも少くないことが注目され、このことは治療の経時的効果のみならず、再発の問題として困難な課題となる。この点は精神分裂症に対する他のいづれの治療法の効果の判定に際しても、常に慎重な考慮を要するところである。

2) 電気衝撃療法

寛解率

報告者	例数	寛解率					
		完全寛解	不完全寛解	軽快	未治	死亡	%
今泉*	114	49.1%	16.7%	19.3%	14.9%	0	
高尾**	357	23.8	18.7	18.7	38.9	-	

* 今泉恭二郎：福岡医学雑誌、36巻、7号、昭和18年

**高尾健嗣：九州神経精神医学、2巻、1号、昭和26年

発病より治療までの期間と転帰

期間	半年未満		半年～1年		1年～2年		2年～3年		3年以上		
	転帰	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
完全寛解	45	47.4		11	31.4	8	16.7	6	13.3	15	11.2
不完全寛解	24	25.3		6	17.2	10	20.8	9	20.0	17	12.7
軽快	12	12.6		6	17.2	9	18.7	13	28.9	27	20.1
未治	14	14.7		12	34.2	21	43.8	17	37.8	75	56.0
合計		95	100.0	35	100.0	48	100.0	45	100.0	134	100.0

(高尾による)

(b) マラリヤ療法

梅毒性精神神經障害に対しては現在発熱療法は欠くべからざるものであり、殊にマラリヤ発熱療法が最も重要視されている。なお最近ペニシリン療法が非常に注目されて来ているが、ここでは進行麻痺に対するマラリヤ療法の治療成績をあげる。

転 帰

例 数	全 治	軽 快	未 治	死 亡
430	7.5%	27.7%	32.8%	32.0%

発病より治療までの期間と転帰

転 帰 \ 期 間	1 ヶ月未満	半年未満	1 年未満	2 年未満	2 年以上
全 治	11.6%	7.5%	8.5%	6.4%	2.2%
軽 快	35.8	30.8	26.7	18.0	15.6
未 治	27.4	37.6	33.8	32.1	35.6
死 亡	25.2	24.1	31.0	43.5	46.6
例 数	95	113	71	78	45

叶山常吉：精神経誌 41巻、10号、昭和12年による。

(c) 精神外科(ロボトミー)

EGAS MONIZ (1936) によつて創始された精神外科はその後 WATTS 及び FREEMAN によつて体系づけられ、最近10年間に各国に広く普及され、その手術法、適応症、術後の人格変化等についてなおくつかの問題があるとはいゝ、今日他の特殊治療法とならんで重要な地位を確保するに至つてゐる。

一般にロボトミーは、精神病、神経症、精神病質等の頑固な反社会的或は非社会的な面を除去し少しでも社会的適応性を得させることを主な目標とし、他の治療法が奏効しなかつた場合によく施行される。

ロボトミーの遠隔成績

病 名	良 好	輕 快	不 良	計
	例 数	例 数	例 数	
精神神経症(ヒポコンディー)	3	0	0	3
精神神経症(恐迫神経症)	3	4	0	7
退 行 期 精 神 病	11	0	1	12
鬱 病	8	5	2	15
幻覚を伴わざる妄想状態 (他の類型以外のもの)	5	10	5	20
精神分裂病(外のもの)	11	8	8	27
器 質 性 精 神 病	0	3	3	6
精 神 分 裂 病(緊張型)	2	13	20	35
精 神 分 裂 痘(妄想型)	2	5	24	31
躁 症	1	0	4	5
精 神 分 裂 痘(破爪型)	1	1	16	18
合 計	47	49	83	179

(ARNOT, TALBOT 及び GREENBLATT による)

GREENBLATT, ARNOT 及び SOLOMON : Studies in Lobotomy. New York, 1950 による。

註. 術後1年乃至4年以上観察せるものの集計である。

ロボトミー施行患者の就業状況

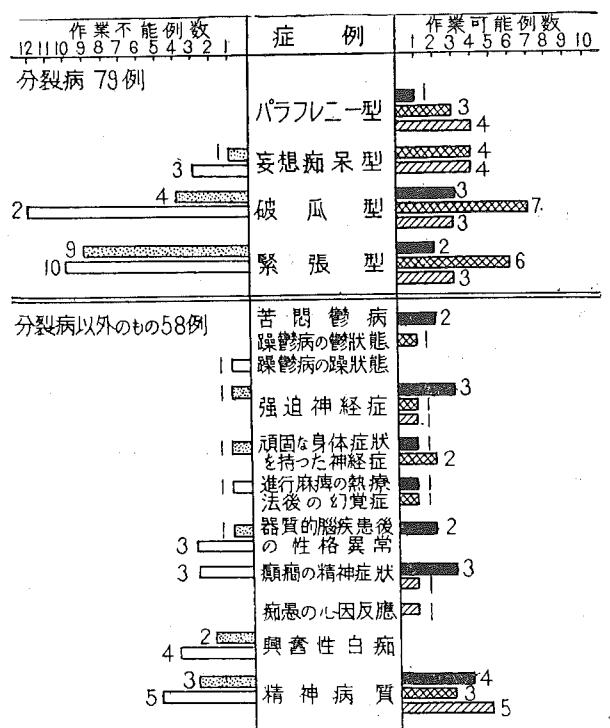
病名	規則的就職	部分的就職	家事に従事	在宅のまま	入院中	計	
						例数	%
精神分裂病	17.0%	11.0%	8.0%	37.0%	27.0%	166	100.0
退行期精神病	6.0	4.0	40.0	37.0	13.0	104	100.0
精神神経症	45.0	6.0	16.0	26.0	7.0	102	100.0
其の他	17.0	0.0	0.0	33.0	50.0	6	100.0
合計	21.0	8.0	19.0	34.0	18.0	378	100.0

(FREEMAN 及び WATTS による。)

塩入円祐, 西尾忠介: 脳と神経, 3巻, 3号, 昭和26年より引用

註. 術後半年以上経過せるものの集計である。

社会的適応性から見たロボトミーの効果



■就職 就学 ▨家事 □院内作業 □家庭看護 □入院中
何れも術後6ヶ月以上経過を観察せるもので病死したものは除外した

広瀬貞雄: ロボトミー, 昭和26年, 医学書院による。

5. 精神病者の転帰

精神病院における各種治療法の進歩は、施設の改善、看護の向上と相俟つて、漸次その治癒率を高め、精神病院退院患者中の治癒又は軽快の比率は次第に増大し、死亡は減少しつつある。

(a) 全国精神病院退院患者転帰

(三大精神病ならびに全病症合計についての百分率比較)

病名別 転帰別	精神分裂病				梅毒性精神障害				躁鬱病				全病症合計			
	全治	軽快	未治	死亡	全治	軽快	未治	死亡	全治	軽快	未治	死亡	全治	軽快	未治	死亡
年次																
自昭和2年 至昭和9年	16.9	64.1	19.0		9.3	46.7	44.1		47.9	42.6	9.5		23.9	52.8	23.3	
昭和10年	11.5	29.9	45.9	12.8	12.1	30.7	27.4	29.8	40.7	31.3	23.1	4.9	19.1	30.6	34.7	15.9
昭和26年	28.5	46.5	19.0	6.0	12.3	34.3	17.1	36.2	60.2	22.9	12.8	4.1	30.5	40.9	19.1	9.7

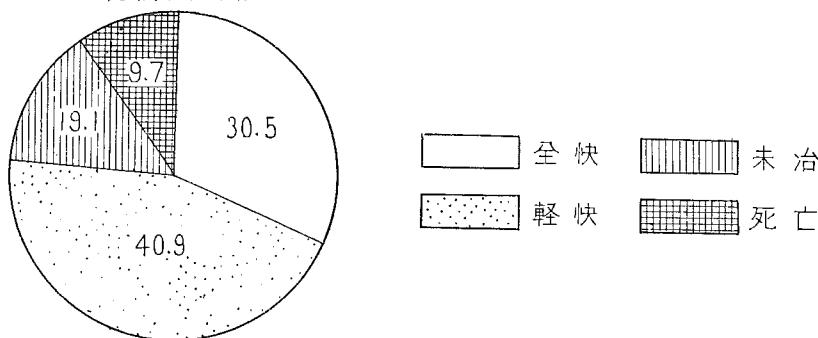
自昭和2年至昭和9年（8ヶ年合計）及び昭和10年統計は管修：精神経誌、41巻、10号、昭和12年により、昭和26年（2月分を欠く）統計は厚生省公衆衛生局庶務課資料による。

註：自昭和2年至昭和9年及び昭和10年の梅毒性精神障害は進行麻庳のみの集計である。

精神病院退院患者の転帰

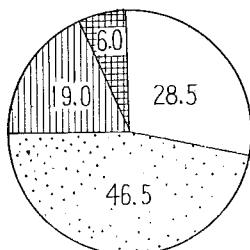
(昭和26年度)

全病症合計

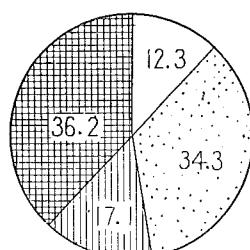


■ 全快 ■ 未治
● 軽快 ■ 死亡

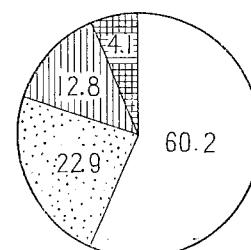
精神分裂病



梅毒性精神障害



躁鬱病



(b) アメリカにおける精神病院新入院患者の入院後1年間の状況

病名	引続き入院中		退院		死亡	
	1914年	1948年	1914年	1948年	1914年	1948年
精神分裂病	65.5%	41.4%	33.0%	56.3%	1.5%	2.3%
退行期精神障害	42.5	25.5	35.0	70.4	22.5	4.1
アルコール中毒性精神障害	27.0	24.9	67.0	70.4	6.0	4.7
精神薄弱に伴う精神障害	46.5	44.1	47.0	51.5	6.5	4.4
躁鬱病	20.0	21.4	70.0	75.0	10.0	3.6
梅毒性精神障害	35.0	42.6	23.8	36.8	41.2	20.6
老人性精神障害	26.5	41.8	18.0	16.5	55.5	41.7

STEPS FORWARD in Mental Hospitals. (第4回精神病院協議会会議録), American Psychiatric Association, 1952 による。

註. 1914年の数値は New York の州立病院の資料により、1948年の数値は Arkansas, California, Louisiana, Michigan, Nebraska, Ohio 及び Virginia 各州立病院の資料による。

老人性精神障害を除いて、他のすべての疾患において、1948年には1914年に比して、入院後1年間に退院し得るもの比率は増加し、その間に死亡するものの比率は減少している。

6. 精神分裂病罹患者の結婚及び挙子率*

精神分裂病者の結婚及び挙子率を知ることは、遺伝性疾患の断種についてという優生学的の意味のみならず、更に、精神分裂病に一度罹つたものが、その後如何に生活し、結婚するかという、より高次の予後を知るために重要な基礎資料となる。以下は神奈川県精神医学会において行はれた、同県下の県立芹香院、鎌倉脳病院、曾我脳病院及び西井脳病院での昭和4年3月6日以後昭和17年6月30日までの入院患者中の男子477名、女子344名、合計821名の結婚生活の状況についての調査結果よりの抄録である。なお本文中の一般人についての数値は厚生省人口問題研究所の資料（昭和10年10月1日現在）による。

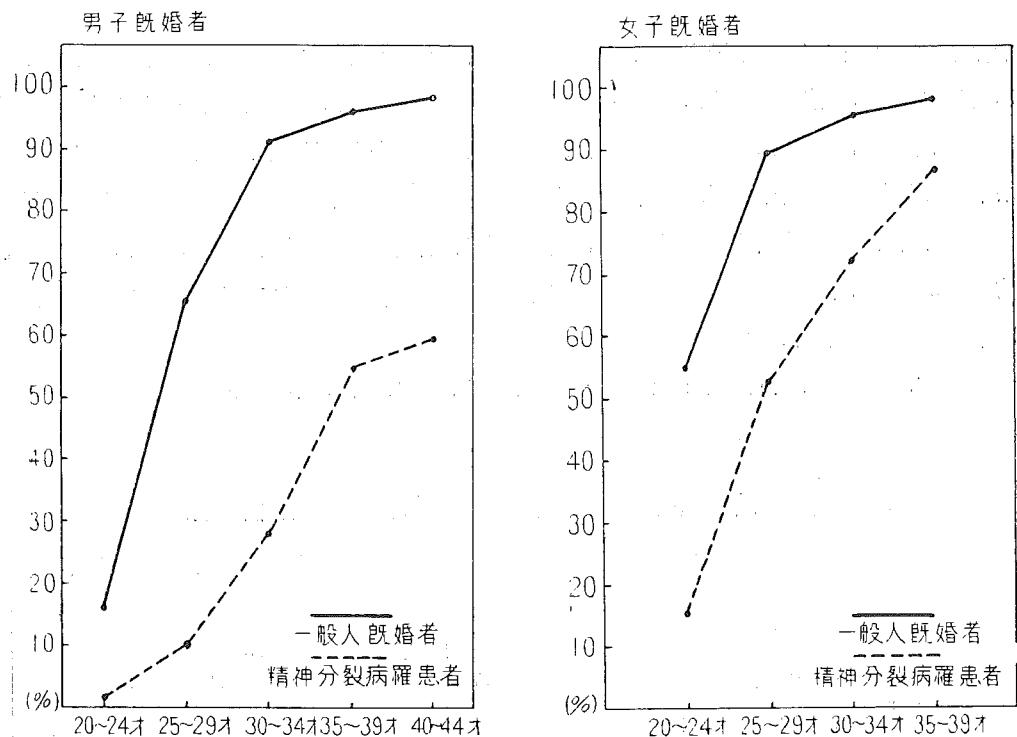
* 管 修、根岸金吾、今村一郎：生物統計学雑誌、1巻、3号、昭和28年による。

(a) 精神分裂病罹患者と一般人との5才階級別配偶関係比較

(男女共100名に対する比率)

年 齢 階 級		男				女			
		既 婚	有配偶	死 别	離 別	既 婚	有配偶	死 别	離 別
20 ~ 24 才	一般人	16.0	15.4	0.1	0.5	55.1	53.3	0.4	1.4
	患者	1.3	1.3	-	-	15.8	7.9	-	7.9
25 ~ 29 才	一般人	65.2	63.0	0.6	1.5	88.9	85.0	1.6	2.3
	患者	10.3	10.3	-	-	53.1	35.9	-	17.2
30 ~ 34 才	一般人	91.1	87.7	1.4	2.0	95.9	90.1	3.4	2.4
	患者	23.0	22.0	1.7	4.2	72.1	50.8	1.6	19.7
35 ~ 39 才	一般人	96.0	91.8	2.2	2.0	97.6	89.2	6.0	2.4
	患者	54.7	34.4	3.1	17.2	87.0	72.2	1.9	13.0
40 ~ 44 才	一般人	98.6	92.1	3.5	1.9	-	-	-	-
	患者	60.0	46.7	-	13.3	-	-	-	-
平 均	一般人	73.4	70.0	1.6	1.6	84.4	79.4	2.9	2.1
	患者	30.9	22.9	1.0	6.9	57.0	41.7	0.9	14.5

精神分裂病罹患者と一般人との 5 才階級別既婚率比較



註. 精神分裂病罹患者の既婚率は年令の増すにつれて増加し、殊に女子は男子より高率であるが、一般人に比すれば著しく低率で、5才階級別既婚率の平均では、男子は一般人の4割2分、女子では一般人の6割8分、男女合計では5割5分にすぎない。

(b) 既婚精神分裂病罹患者の結婚の時期

性別	結婚の時期	発病前	発病後			計
			入院前	入院後	計	
男	実数	118	9	13	22	140
	%	84.3	6.4	9.3	15.7	100.0
女	実数	211	14	6	20	231
	%	91.3	6.1	2.6	8.7	100.0
合計	実数	329	23	19	42	371
	%	88.7	6.2	5.1	11.3	100.0

註. 既婚者の大多数は発病前に結婚しており、発病後に結婚したものも、その半数は入院前に結婚しており、結局精神病院入院の経験のあるものの結婚は極めて少い。なお、発病後結婚したもの42名中、未治態（男9名、女10名、計19名）、軽快状態（男3名、女1名、計4名）で結婚したものあることは注目に値する。

(c) 既婚精神分裂病罹患者配偶関係の一般人との比較

配偶関係	既婚精神分裂病罹患者						既婚一般人		
	男		女		計		男%	女%	計%
	実数	%	実数	%	実数	%			
有配偶	101	72.1	155	67.1	256	69.0	90.0	77.8	83.5
無配偶	死別	10	7.1	28	12.1	38	10.2	8.1	19.8
	離別	29	20.7	46	19.9	75	20.2	2.0	2.3
	その他	-	-	2	0.9	2	0.5	-	-
	計	39	27.9	76	32.9	115	31.0	10.0	22.2
合 計		140	100.0	231	100.0	371	100.0	100.0	100.0

註. 本表は既婚精神分裂病罹患者の昭和17年6月30日現在の配偶関係の既婚一般人のそれとの比較であるが、目立つのは無配偶者中の死別は男女共に一般人と大差ないが、離別が男女共に一般人の10倍に達していることである。

(d) 挙 子

1) 挙子の有無

性別	有		無		計	
	実数	%	実数	%	実数	%
男	93	66.4	47	33.6	140	100.0
女	174	75.3	57	24.7	231	100.0
合 計	267	72.0	104	28.0	371	100.0

2) 挙子数

患者性別	挙子数													計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
男	47	22	19	19	17	6	5	3	1	0	0	0	1	140
女	57	45	36	33	25	13	13	4	2	1	1	1	0	231
合 計	104	67	55	52	42	19	18	7	3	1	1	1	1	371

註. 既婚精神分裂病罹患者1人当たりの平均挙子数は男2.0人、女2.3人、男女合計2.2人であり、未婚を含めた満15才以上の全精神分裂病罹患者に対する挙子の割合は、罹患者1人当たり1.0人となる。なお昭和10年頃の一般人の一婚姻当たり出生児数は3.55人である。

7. 英国における精神薄弱者実態調査*

児童及び成人の精神薄弱者の実態を明らかにし、その対策樹立に資するため、英國では Board of Education と Board of Control の協同による精神薄弱委員会によつて 1925年より1927年に亘つて、大規模な精神薄弱者実態調査が行はれた。

* Report of the Mental Deficiency Committee, being a Joint Committee of the Board of Education and Board of Control. London, 1929 による。

調査地区は統計的に全国民の代表集団たるべく慎重なる考慮の許にて England 及び Wales から次の地区が選定された。

調　　査　　地　　区		全　住　民　数 (1926年)	学　童　数*
市	A地区 London 郊外	105,065	17,268
	B地区 北部 England 紡績業都市	103,344	15,320
	C地区 中部 England 鉱業地帯	109,280	18,301
	小　　計	317,689	50,889
郡	D地区 東部 England 農村	99,204	13,302
	E地区 England 南西部地方	103,937	12,454
	F地区 Wales 地方	102,050	13,361
	小　　計	305,191	39,117
合　　計		622,880	90,006

* 学童数は地区内の全公立小学校及び特殊学校の生徒数（5才内至14才）である。

調査方法は学校生徒については学業成績不良で下位より15%以内にあるものに Otis 集団テストを課し、その中の精神薄弱と思はれるものについては個人テスト及び医学的診断を行い、成人、もしくは就学していない児童については地方精神薄弱委員会、地方教育委員会、精神薄弱者施設、病院、警察、その他の社会福祉施設より情報を得て、個別に面接した。

(a) 出　現　頻　度

1) 調査地区における精神薄弱者出現頻度（対全人口1,000名比）

調　　査　　地　　区	年　　令	魯　　鈍	痴　　愚	白　　痴	合　　計
市　　部 (A, B, C地区)	児　童*	2.75	0.62	0.14	3.51
	成　人**	2.45	0.60	0.15	3.20
	計	5.20	1.22	0.29	6.71

郡 部 (D, E, F地区)	児 童	3.99	0.73	0.16	4.88
	成 人	4.28	1.09	0.24	5.61
	計	8.27	1.82	0.40	10.49
全 地 区 合 計	児 童	3.36	0.67	0.15	4.18
	成 人	3.34	0.84	0.19	4.38
	計	6.70	1.52	0.35	8.57

* 満16才以下のものをいう。**満16才以上のものをいう。

2) 全 England 及び Wales における精神薄弱者推定出現頻度 (対全人口1,000名比)

年 令	全 人 口 数	聰 鈍	痴 愚	白 癡	合 計
児 童	39,290,000	2.82	0.60	0.13	3.56
成 人		2.89	0.72	0.17	3.79
合 計		5.72	1.32	0.31	7.34

3) 調査地区における学令期児童 (7才乃至14才) 1,000名に対する精神薄弱児出現頻度

調 査 地 区	性 別	児 童 数	聰 鈍	痴 愚	白 癡	合 計
市 部 (A, B, C地区)	男	18,894	18.21	3.49	0.90	22.60
	女	18,849	16.08	2.55	0.58	19.21
	合 計	37,743	17.14	3.02	0.74	20.90
郡 部 (D, E, F地区)	男	14,775	34.92	5.55	1.56	42.03
	女	13,862	32.10	4.04	1.08	37.22
	合 計	28,637	33.56	4.82	1.32	39.70

(b) 精神薄弱児の知能指数

知 能 指 数	市 部				郡 部				全 地 区 合 計			
	男	女	計	%	男	女	計	%	男	女	計	%
20—29	4	4	8	1.0	1	4	5	0.4	5	8	13	0.7
30—39	9	12	21	2.6	11	14	25	2.2	20	26	46	2.4
40—44	15	15	30	3.7	11	10	21	1.9	26	25	51	2.7
45—49	16	10	26	3.2	23	21	44	3.9	39	31	70	3.6
50—54	44	45	89	11.1	72	56	128	11.4	116	101	217	11.3
55—59	59	55	114	14.2	89	87	176	15.7	148	142	290	15.1
60—64	111	109	220	27.4	213	185	398	35.5	324	294	618	32.1
65—69	118	95	213	26.6	131	119	250	22.3	249	214	463	24.1
70—74	39	19	58	7.2	32	21	53	4.7	71	40	111	5.8
75+	21	2	23	2.9	15	5	20	1.8	36	7	43	2.2
合 計	436	366	802	100.0	593	522	1,120	100.0	1,034	888	1,922	100.0

註. 外に知能検査を施行し得なかつたもの682名あり。

(c) 社会的事情

1) 精神薄弱者の現在居所

現 在 居 所	児		童	
	例 数	%	例 数	%
公 立 小 学 校	1,614	77.2	122	23.8
特 殊 学 校 (昼間施設)	70	3.3	32	6.2
同 上 (収容施設)	54	2.6	26	5.1
私 立 学 校	24	1.1	9	1.8
精 神 薄 弱 者 施 設	0	0	41	8.0
教 育 施 設	4	0.2	0	0
救 貧 法 施 設	28	1.3	55	10.8
コテージ ホーム(Cottage Home)	56	2.7	3	0.6
里 親	40	1.9	3	0.6
精 神 病 院	0	0	5	1.0
癩 痢 施 設	0	0	4	0.8
慈 善 事 業 施 設	10	0.5	1	0.2
自 宅	73	3.5	212	41.3
退 校 者 *	118	5.6	0	0
合 計	2,091	100.0	513	100.0

* 精神薄弱の故に学校を退学したもので、大多数は14才乃至16才である。

現 在 居 所	成		人		%
	例 数	%	所 在	例 数	
精神薄弱者施設	143	5.2	刑務所	6	0.2
州立凶暴者施設	13	0.5	教護施設	5	0.2
救貧法施設	596	21.8	慈善事業施設	37	1.4
精神病院	381	14.0	自宅	1,546	56.6
癩瘡施設	3	0.1	合計	2,730	100.0

2) 精神薄弱者（成人）の就業状況

就業状況*	魯 鈍		痴 愚 及 び 白 痴		計	
	男	女	男	女	男	女
I	38.4%	50.7%	0%	0%	28.3%	39.9%
II	45.3	33.4	3.7	3.0	34.4	27.0
III	11.4	9.6	47.6	36.1	20.9	15.2
IV	3.0	4.3	23.1	34.1	8.3	10.6
V	1.8	2.1	25.6	26.7	8.1	7.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 就業状況

I : 例えば靴製造、裁縫師、ドレスメーカー、犁耕等の特別の農業等の熟練作業。

II : 例えば靴修繕等の半熟練作業。

III : 荷役人夫等の非熟練作業。

IV : 床磨き、皿洗い等の単純機械的作業。

V : 就業せず

3) 精神薄弱者（施設に収容されていない成人）の自活の程度

自 活 の 度 数	魯 鈍		痴 愚 及 び 白 痴		計	
	男	女	男	女	男	女
殆ど自活できる	16.9%	6.3%	0%	0%	13.6%	5.1%
稍自活できる	53.3	60.6	14.1	10.5	45.7	51.0
自活できない	27.1	30.7	85.3	89.5	38.5	42.0
分類不能	2.6	2.3	0.6	0	2.2	1.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(d) 精神薄弱者に対し要請される処置について

本調査の主要なる目的の一は特殊学校、その他の精神薄弱者施設等に収容を必要とするものの数を推定することである。

1) 魯鈍児童に対する処置：特殊学校（昼間又は収容施設）における指導を必要と認められる児童(7~16才)の頻度（対全人口1,000名比）

調査地区	昼 間 施 設			収 容 施 設			合 計
	男	女	計	男	女	計	
市 部	1.02	0.88	1.90	0.27	0.25	0.52	2.42
郡 部	1.46	1.25	2.72	0.45	0.43	0.87	3.59
全 England 及び Wales に対する 推定値	1.11	0.96	2.07	0.31	0.29	0.59	2.66

2) 痴愚及び白痴児童に対する処置：精神薄弱者施設収容を必要とするもの、及び一般社会に留め得るものとの頻度（対全人口1,000名比）

処置別	市 部			郡 部			全 England 及び Wales に対する推定値		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
施設収容を要するもの	0.25	0.18	0.43	0.29	0.20	0.43	0.26	0.18	0.44
施設収容を要しないもの	0.19	0.14	0.33	0.21	0.20	0.41	0.19	0.15	0.35
合 計	0.44	0.31	0.76	0.50	0.39	0.89	0.45	0.33	0.79

3) 成人の精神薄弱者に対する処置：精神薄弱者施設、州立凶暴者施設、精神病院等に収容を必要とするもの、及び一般社会に留め得るものとの頻度（対全人口1,000名比）

処置別	市 部			郡 部			全 England 及び Wales に対する推定値		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
施設収容を要するもの	0.95	0.97	1.92	1.30	1.65	2.95	1.02	1.11	2.13
施設収容を要しないもの	0.68	0.60	1.29	1.38	1.28	2.66	0.82	0.74	1.56
合 計	1.63	1.57	3.20	2.67	2.94	5.61	1.84	1.84	3.68

註. 上記の判定は各環境条件を勘案して下され、施設収容を要しないものはそれぞれ指導管理の下に職業補導、家庭の保護に委ねられる。

8. 昭和27年度精神障害者申請、通報及び処理状況

関係条文		区分	申請、通報	鑑定件数	派遣鑑定医員数	措置入院数
精神衛生法	第23条		9,660	6,762	8,280	2,024
	24条		736	552	690	322
	25条		322	230	368	138
	26条		414	184	322	96
合計			11,132	7,728	9,660	2,580

厚生省公衆衛生局庶務課資料による。

* 関係条文の要約

第23条—精神障害者又はその疑のある者を知つたときは、精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

第24条—警察官又は警察吏員は精神障害者又はその疑のあるものを保護した場合は直ちにもよりの保健所長に通報しなければならない。

第25条—検察官は精神障害のある被疑者について不起訴処分をした時、又は精神障害のある被告人について裁判が確定した時は、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第26条—矯正保護施設の長は精神障害又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、所定の事項を本人の帰住地の都道府県知事に通報しなければならない。

9. 優 生 保 護

(a) 優生手術実施状況

区分	認 定				審 査	精神病者等	合 計	
	遺伝性疾患	らい疾患	母体保護	小 計				
昭和 24年	男	7	22	-	29	39	-	68
	女	160	75	5,356	5,591	93	-	5,684
	計	167	97	5,356	5,620	132	-	5,752
	%	3.0	1.7	95.3	100.0	-	-	-
25年	男	8	37	-	45	85	-	130
	女	227	66	10,792	11,085	188	-	11,273
	計	235	103	10,792	11,130	273	-	11,403
	%	2.1	1.1	96.8	100.0	-	-	-
26年	男	21	48	-	69	170	-	239
	女	216	59	15,409	15,684	310	-	15,994
	計	237	107	15,409	15,753	480	-	16,233
	%	1.5	0.6	97.9	100.0	-	-	-
27年	男	26	45	78	149	235	5	389
	女	314	192	21,163	21,669	325	41	22,035
	計	340	237	21,241	21,818	560	46	22,424
	%	1.5	1.1	97.4	100.0	-	-	-

* 認定：法第3条（医師の認定による優生手術）によるもの。

審査：法第4条（審査を要件とする優生手術）によるもの。

精神病者等：法第12条（精神病者等に対する優生手術）によるもの。本条文は昭和27年5月に追加された。

精神障害を理由とする優生手術は法第12条の外に、法第3条、第4条によつても行われている。

(b) 人工妊娠中絶実施状況

1) 年次別実施数

年 次	昭和 2 4 年		2 5 年		2 6 年		2 7 年*	
区 分	任 意	審 査	任 意	審 査	任 意	審 査	法 改 正 前 に 実 施 し た も の	法 改 正 後 に 実 施 し た も の
	145,021	101,083	168,961	320,150	179,593	458,757	77,977	205,141
合 計	246,104		489,111		638,350		805,524	

* 優生保護法の一部改正により昭和27年5月27日から任意、審査の区分はなくなつた。

2) 該当理由別実施数

区 分	精神疾患	らい疾患	母体保護	強 妊	不 詳	計	
昭和 26年	実施数	3,165	349	633,766	1,070	-	638,350
	%	0.5	0.1	99.2	0.2	-	100.0
27年	実施数	7,092	1,438	794,443	1,303	1,248	805,524
	%	0.9	0.2	98.6	0.2	0.1	100.0

厚生省公衆衛生局庶務課資料による。

Ⅱ 児童及び教育

10. 全国要保護児童調査*

本調査は厚生省児童局において児童福祉対策の基礎資料を得るため、各種の保護を要する児童について、問題の種類と、それに対する必要な保護の方法を明らかにすることを目的として行われた。調査は昭和28年4月1日実施の厚生行政基礎調査の調査地区（総地区数 3,385）内に居住する世帯を調査の客体として行われ、確定調査世帯数は165,169で、その総世帯員数は811,816名である。調査の対象となるものは満18才未満の精神薄弱児、盲児、ろうあ児、肢体不自由児、身体の虚弱な児童、不良化している児童、親が労働又は病気のため保育に欠ける児童、適切な監護を欠く児童である（児童福祉施設——保育所を含む——に入所し、又は里親、若しくは保護受託者に委託されている者を除く）。調査は昭和28年6月1日現在で行われ、調査方法としては、各都道府県の児童福祉主管課が責任者となり、調査該当地区を管轄する市区町村に調査の実施を委託し、又その市区町村が調査を行うに当つては、調査地区を担当する児童委員を調査員に委嘱し、一定の調査票に記入の上、厚生省児童局において集計、全国推計数を求めた。

* 全国要保護児童調査結果（昭和28年6月1日現在）、厚生省児童局による。

(a) 要保護児童の保護理由別比率

保 護 理 由 别	比 率
精 神 薄 弱 児	10.5%
盲 児	2.2
ろ う あ 児	3.7
肢 体 不 自 由 児	17.4
身 体 の 虚 弱 な 児 童	13.2
不 良 化 し て い る 児 童	5.5
親 が 労 働 又 は 病 気 の た め 保 育 に 欠 け る 児 童	35.1
適 切 な 養 護 を 欠 く 児 童	12.4
合 計	100.0

(b) 要保護児童の保護方法別比率

保 譲 方 法 别	比 率
児童委員の指導を要するもの	20.0%
社会福祉主事の指導を要するもの	8.0
児童福祉司の指導を要するもの	10.0
保健所において保健指導を要するもの	19.5
盲人安全杖又は補装具の交付を要するもの	3.5
里親に委託する必要のあるもの	0.3
保護受託者に委託する必要のあるもの	-
児童福祉施設に入所させる必要のあるもの (保育所を除く)	14.0
保育所に入所させる必要のあるもの	24.7
合 計	100.0

(c) 要保護児童の保護者別比率

保 護 者 别	比 率
両親	73.0%
父親のみ	5.2
母親のみ	17.3
兄姉	1.1
親戚	2.7
其他	0.7
合 計	100.0

(d) 要保護児童の保護者の経済状況別比率

経 済 状 況 别	比 率
生活保護法の適用を受けている	18.8%
生活保護法の適用を受けていないが生活に少しも余裕がない	27.9
生活にあまり余裕がない	36.0
生活に余裕がある	17.3
合 計	100.0

(e) 児童福祉施設に入所させる必要のある児童の入所施設別比率

施 設 種 别	比 率
精神薄弱児施設	12.1%
盲児施設	1.2
ろうあ児施設	4.6
肢体不自由児施設	8.0
虚弱児施設	2.1
教護院	1.6
保育所	63.9
養護施設	6.5
合 計	100.0

(f) 児童福祉施設に入所させる必要のある児童の保護者別比率

保 譲 者 别	比 率
両親	79.6%
父親のみ	4.8
母親のみ	12.9
兄姉	0.8
親戚	1.5
其他	0.4
合 計	100.0

(g) 児童福祉施設に入所させる必要のある児童の保護者の経済状況別比率

施設種別	生活保護法の適用を受けている	生活保護法の適用を受けていないが生活に少しも余裕がない	生活にあまり余裕がない	生活に余裕がある	計
精神薄弱児施設	10.1%	23.6%	39.6%	26.7%	100.0%
盲児施設	9.4	25.0	50.0	15.6	100.0
ろうあ児施設	4.0	23.4	44.4	28.2	100.0
肢体不自由児施設	4.6	21.3	41.7	32.4	100.0
虚弱児施設	14.0	19.3	35.1	31.6	100.0
教護院	9.1	34.1	45.4	11.4	100.0
保育所	14.4	30.9	42.4	12.3	100.0
養護施設	23.3	35.9	27.7	8.1	100.0
合計	13.4	23.9	41.1	16.6	100.0

(h) 要保護児童の全国推計数

性別 区分	総数	男	女
精神薄弱児	78,300	45,700	32,600
盲児	16,200	9,300	6,900
ろうあ児	27,700	14,900	12,800
肢体不自由児	129,200	73,700	55,500
身体の虚弱な児童	98,100	54,100	44,000
不良化している児童	41,100	32,900	8,200
親が労働又は病気のため保育に欠ける児童	260,600	138,000	122,000
適切な養護を欠く児童	92,300	53,600	38,800
合計	743,300	422,100	321,300

註. 本調査の結果注目すべきいくつかの点をあげれば、

- 要保護児童の性別比率は、総計において、男57%，女43%で各保護理由別の性別比率も大体において同様の比率であるが、「不良化している児童」の場合は男が80%を占めている。
- 「保護の方法別」については、児童委員、社会福祉主事及び児童福祉司のそれぞれに指導させることを必要とするものが全体の38%を占めていることは、これらの人々の活躍に期待するところの多いことを物語つている。
- 「児童福祉施設（保育所を含む）に入所させる必要のある児童」については、保育所入所が全体の63%を占め、ついで清神薄弱児施設12%，肢体不自由児施設8%，以下養護施設、ろうあ児施設、虚弱児施設、教護院、盲児施設となつている。
- 「保護者の経済状況別」については「生活保護法の適用を受けている」19%，「生活保護法の適用を受けていないが生活に少しも余裕がない」が23%で、いわゆる貧困家庭の児童が全体の約半数を占めている。

11. 児童相談所の活動状況

(a) 取扱児童数

年次 区分	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
通告されたもの	児童福祉司による	—	12,139	11,404	9,717
	児童委員による	—	23,430	5,683	2,627
	警察吏員による	—	29,012	48,008	53,545
	その他による	—	35,290	33,345	12,313
	計	35,917	99,871	97,440	78,202
	家庭裁判所から送致さる	—	4,504	3,253	1,528
	法第31条による再判定	1,569	1,995	2,629	517
	その他の相談	36,127	56,816	65,517	61,049
	前年より繰越し	—	465	934	4,513
合計	73,613	163,651	169,773	145,809	149,355

(b) 処理別

年次 区分	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
訓戒誓約	4,397	13,564	23,919	20,798	17,089
児童福祉司、児童委員の指導	6,813	35,074	23,180	21,809	22,142
里親に委託	480	3,142	2,688	2,197	2,218
保護受託者に委託	—	—	—	—	114
各種施設に入所	14,630	20,800	20,445	16,440	16,713
法による措置を要しないもの	46,828	90,137	95,028	78,689	85,357
翌年に繰越し	465	934	4,513	5,876	5,722
合計	73,613	163,651	169,773	145,809	149,355

児童の福祉、昭和23年5月、厚生大臣官房広報連絡課による。

註. 取扱総数の増減については次のことが考えられる。

- 1) 23年の総数が24年に比較して非常に小さいのは実質的には半年分の実績であることにより、26年、27年の総数が25年度分に比較して減じているのは、昭和26年10月1日から福祉事務所が、児童福祉関係の業務の取扱を開始したことによる。
- 2) 警察吏員による通告が、25年に急増しているのは14才未満の触法少年を児童相談所に通告することになつたのが、24年6月からであり、24年は約半年分の数字であることによる。
- 3) 処理内容のうちでは、施設への入所が漸減しているのは、必要性の減少と云うより児童福祉施設の収容力が限界に達していることが大きな原因であるが、一方要保護児童をその家庭において指導すると云う措置を活用しようと云う努力も影響していると考えられる。

12. 児童福祉司の取扱つた児童等の数

年 次 区 分	昭 和 24 年	昭 和 25 年	昭 和 26 年
孤 儿	2,513	4,468	4,105
棄 儿	309	546	659
迷 儿	274	349	374
貧 困 家 庭 儿	9,079	42,619	25,548
不 就 学 儿	8,388	14,387	9,835
被 虐 待 儿	1,062	2,538	2,360
い わ ゆ る 身 売 儿	366	544	675
浮 浪 儿	3,628	3,541	2,683
要 救 護 儿	9,869	37,634	33,052
精 神 薄 弱 儿	1,713	3,643	3,915
盲 儿	466	561	838
ろ う あ 儿	—	1,069	1,379
肢 体 不 自 由 儿	581	1,226	3,050
虚 弱 儿	1,001	2,173	1,744
乳 儿	1,719	3,705	3,816
妊 产 婦	1,240	2,224	2,011
保育所に入所させる ことを適當とする児童	2,636	9,315	10,019
母 子 世 帯	3,208	4,853	4,686
そ の 他	3,362	10,690	12,386
合 计	51,444	146,085	123,135

児童の福祉、昭和28年5月、厚生大臣官房広報連絡課による。

註. 取扱総数の増減については次のことが考えられる。

- 1) 24年度から25年度へかけての増は福祉司の全国定員が455名から784名に増加したこと及び福祉司の仕事が漸く軌道に乗つて来たことによるものと思われる。
- 2) 25年度から26年度にかけての減は昭和26年10月1日より福祉事務所が事業を開始し、要保護児童のうち、比較的扱いやすいケースの処理を負担することになつたためと考えられる。このことは貧困家庭児、不就学児の減が著しいことにおいても推察出来るところである。
- 3) 各種問題別の児童数の増減から見られることでは次の点に注目する必要がある。
浮浪児数が急速に減じつゝあること。福祉司の仕事の重点が家庭の経済的原因によると思われる問題から、逐次、児童の心身に原因のある問題へ移行しつゝあることが観取出来ること。即ち精神薄弱児、肢体不自由児の取扱数の増が著しいこと等である。児童福祉司の仕事が漸くその本来の面目を發揮する方向にむかいつゝあると云うことが出来る。

13. 混 血 児 童

いわゆる混血児童実態調査*

いわゆる混血児童とは、終戦以来昭和28年2月1日までに外国の軍人、軍属等を父に持ち、日本人を母に持つて出生した児童であつて、厚生省児童局においては昭和28年2月1日現在養育せられているすべてのいわゆる混血児童についてその実態を調査した。

なほ調査当時、現に児童福祉施設に収容せられている児童は、この調査より除かれている。

*厚生広報、5巻、12号、昭和23年、厚生大臣官房広報連絡課による。

(a) 色 別、性 別、年 令 別

色別 年令、性		総 数	白	黒	不 明
一 才 未 満	男	263	228	26	9
	女	271	234	29	8
	計	534	462	55	17
二 才 未 満	男	314	282	28	4
	女	266	236	25	5
	計	580	518	53	9
三 才 未 満	男	349	305	36	8
	女	342	295	37	10
	計	691	600	73	18
四 才 未 満	男	297	257	35	5
	女	301	242	52	7
	計	598	499	87	12
五 才 未 満	男	245	209	31	5
	女	214	172	31	11
	計	459	381	62	16
六 才 未 満	男	172	152	18	2
	女	172	149	18	5
	計	344	301	36	7
七 才 未 満	男	135	113	18	4
	女	134	115	16	3
	計	269	228	34	7
八 才 未 満	男	5	5	0	0
	女	5	5	0	0
	計	10	10	0	0
不 詳	男	3	3	0	0
	女	2	2	0	0
	計	5	5	0	0
合 計	男	1,783	1,554	192	37
	女	1,707	1,450	208	49
合 計		3,490	3,004	400	86
%		100.0	86.0	11.4	2.4

(b) 実父の国籍別、戸籍の有無別、認知の有無別

国籍		総 数			アメリカ	イギリス	ソ連邦	フランス	オリヤストラ	フィリピン	その他の国	不詳
戸籍、認知		合計	白	黒	不明							
有	認知している	1,438	1,251	150	37	1,294	12	3	1	29	18	36
	認知していない	1,117	984	115	18	900	18	12	4	63	7	13
	不明	266	216	38	12	209	2	5	0	1	2	3
	計	2,821	2,451	303	67	2,403	32	20	5	93	27	52
無	認知している	220	181	35	4	201	0	1	0	7	2	5
	認知していない	220	176	39	5	185	1	3	0	2	2	3
	不明	61	50	7	4	49	0	1	0	0	0	0
	計	501	407	81	13	435	1	5	0	9	4	8
不明	認知している	50	44	4	2	40	0	0	0	0	2	0
	認知していない	34	33	0	1	27	1	1	0	1	0	0
	不明	84	69	12	3	38	0	3	0	1	2	0
	計	168	146	16	6	105	1	4	0	2	4	0
総数	認知している	1,708	1,476	189	43	1,535	12	4	1	36	22	41
	認知していない	1,371	1,193	154	24	1,112	20	16	4	66	9	16
	不明	411	335	57	19	296	2	9	0	2	4	3
合 計		3,490	3,004	400	86	2,943	34	29	5	104	35	60
%		100.0	—	—	—	84.3	1.0	0.8	0.1	2.9	1.0	1.7
												8.0

(c) 養育の生活状況別

生活状況	生活保護法の適用を受けている			余裕がない	中流	上流	不詳	合計
	生活扶助	医療扶助	その他					
合 計	115	15	6	1,348	1,722	199	85	3,490

(d) 要保護性の有無別

要保護性	有										無	不詳	合計			
	生活保護法の適用			児童福祉法の措置												
	生扶 活動	医扶 療助	その 他	ケワの スカ ー・ ー導	母入 子 察所	保入 育 所	乳入 院 所	保護 人 施 所	その 他	計						
合 計	141	27	20	95	8	113	10	55	88	557	2,764	169	3,490			

(e) 養育者の続柄別

続 柄	総 数	比 率
実 父 母	677	19.5%
実 父 のみ	2	0.0
実 母 のみ	1,704	49.0
実 父 繙 母	4	0.1
実 母 繙 父	115	3.3
 继父母	 继父のみ 继母のみ	 0.1 0.0
 养父母	 养父のみ 养母のみ	 2.4 0.1 0.5
 祖 父 母	 317	 9.1
 祖 父 のみ	 25	 0.7
 祖 母 のみ	 138	 4.0
 実母の兄弟姉妹	 86	 2.4
 実父の兄弟姉妹	 0	 0.0
 三親等以外の親戚	 16	 0.5
 児童福祉法による里親	 22	 0.6
 そ の 他	 201	 5.8
 不 詳	 71	 2.0
合 計	3,490	100.0

(f) 色別、外国人と養子縁組をさせる意志の有無別

色 别 有無別	総 数	白	黒	不 明
あ る	740	626	102	12
な い	2,225	1,940	226	59
不 詳	525	438	72	15
合 計	3,490	3,004	400	86

(g) 色別、近隣の人々の態度別

色別 態度	総数	白	黒	不明
理解をもつている	2,942	2,571	300	71
無理解である				
軽べつ	152	110	38	4
憎悪	4	4	0	0
暴行・加害	0	0	0	0
不詳	47	35	11	1
不明	345	284	51	10
合計	3,490	3,004	400	86

(h) 色別、近隣の子供の態度別

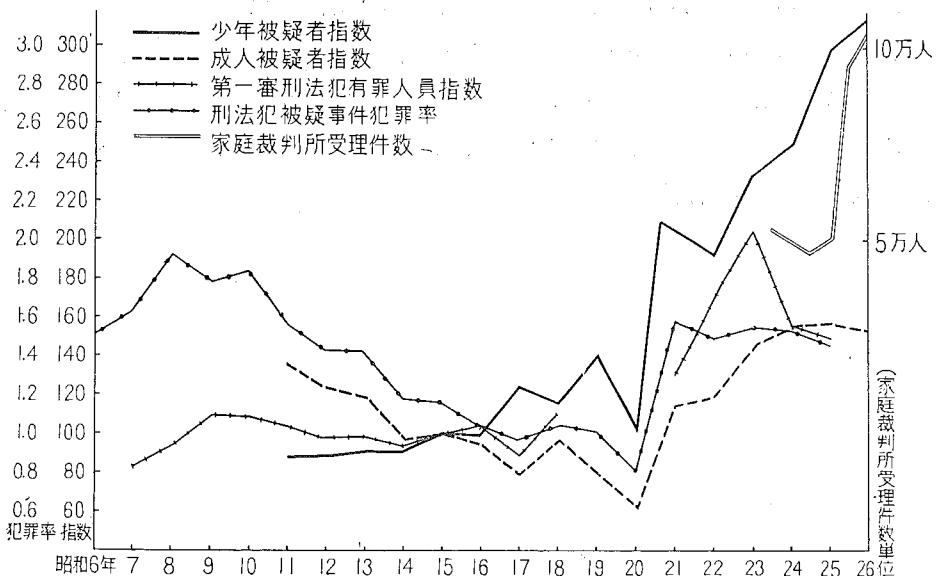
色別 態度	総数	白	黒	不明
快よく遊んでくれる	2,654	2,313	279	60
遊んでくれる子と遊んでくれない子とある	301	238	53	10
遊んでくれない				
仲間はづれ	18	12	6	0
悪口	11	6	4	1
暴行	1	0	1	0
その他	310	264	37	11
不明	195	171	20	4
合計	3,490	3,004	400	86

III 犯罪、非行及び中毒

14. 犯罪数累年比較

種別 年次	少年被疑者実数	指 数	成人被疑者実数	指 数	起訴人員	指 数	第一審刑法犯有罪者	指 数
昭和 7 年	-	-	-	-	95,225	83	93,186	83
8 年	-	-	-	-	103,928	95	107,318	96
9 年	-	-	-	-	123,884	108	122,330	109
10 年	-	-	-	-	123,702	108	121,662	109
11 年	46,550	88	399,139	136	120,493	105	120,871	108
12 年	46,040	87	363,349	124	110,318	97	110,883	99
13 年	48,933	92	346,725	119	110,382	97	110,756	99
14 年	48,367	91	301,851	103	106,044	93	104,825	94
15 年	53,048	100	292,452	100	114,301	100	111,953	100
16 年	52,709	100	281,708	96	119,646	105	116,005	104
17 年	66,588	125	232,807	80	101,931	89	101,060	90
18 年	61,366	116	285,343	98	120,847	105	125,470	112
19 年	75,314	142	235,637	81	-	-	-	-
20 年	54,787	103	187,858	64	-	-	-	-
21 年	111,790	210	333,694	114	158,748	139	148,158	132
22 年	104,829	193	354,510	121	194,462	170	193,468	173
23 年	124,836	235	425,704	146	238,722	209	229,654	205
24 年	131,916	249	453,412	155	184,455	161	172,021	154
25 年	158,426	299	458,297	157	179,860	157	169,383	151
26 年	166,433	314	452,602	155	-	-	-	-

犯罪指數累年比較



竹村 寿：少年犯罪の社会学的研究，司法研究報告書，6輯，4号，昭和28年，司法研修所による。
註．指数は昭和15年を100とする。

成人犯罪について：

- 1) 昭和11年から同14年にかけて，第一審刑法犯有罪人員も，刑法犯被疑事件犯罪率も，成人被疑者も，いずれも明かな減少を示している。
- 2) 昭和15年，16年は，犯罪減少の傾向は一応の停滞を示している。
- 3) 昭和17年は明かな減少を示している。
- 4) 昭和17年末から同18年にかけては，やや増加の傾向を示す。
- 5) 昭和19年より同20年には，統計面において減少している。これは，應召者や應徵者の増加，警察の捜査機能の低下，被害届の減少などの原因による警察扱い被疑者の減少によるものと推定される（竹村氏）。
- 6) 昭和21年以後は急激な増加を示し，第一審刑法犯有罪人員は昭和23年を，被疑者数は昭和25年で頂点に達している。

以上，戦時，戦後における犯罪指標の累年比較の曲線は，だいたい第一次大戦におけるドイツやオーストリアの場合と一致している。

少年犯罪について：

- 1) 昭和11年から同15年にかけて，成人犯罪の減少に対し，僅ながら逆に上昇している。この対照的現象は，昭和17年でさらに顕著になる。
- 2) 昭和18年に成人犯罪が漸く増加をしめすのに対し，少年犯罪は減少し，昭和19年に成人犯罪が逆転して減少するのに対し，少年犯罪は増加している。
- 3) 昭和21年以後における増加率は少年犯罪の方が著しい。成人犯罪の被疑者統計が昭和25年で頂点に達しているのに対し，少年犯罪はなお依然として増加している。

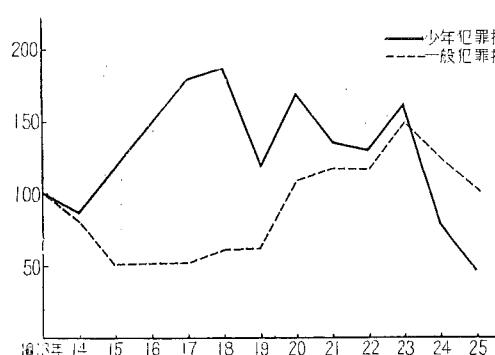
以上，犯罪にたいする戦争の影響は，成人と少年に対して，ある場合には逆の意味をもち，ある場合には時期的なずれがあるが，少年犯罪は戦争によつて成人犯罪に比して大幅な上昇率を示し，又戦後成人犯罪が減少を示して来ても，なお上昇をつけ，戦争の影響は少年に対して実に徹底的である（竹村氏）。

15. 第一次大戦前後におけるドイツ、オーストリアの犯罪者数

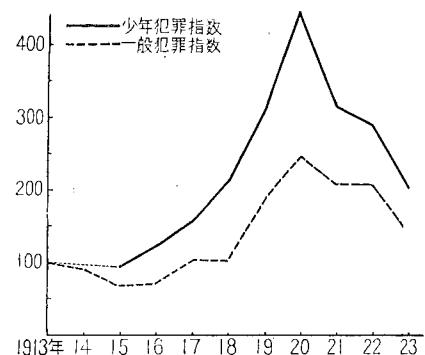
年 区 分 次	少 年				一 般			
	ド イ ツ		オ ー ス ト リ ア		ド イ ツ		オ ー ス ト リ ア	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
1913	54,155	100	1,935	100	555,527	100	23,553	100
1914	46,940	87	-	-	454,064	82	21,619	92
1915	63,126	117	1,790	93	287,535	52	15,440	66
1916	80,399	143	2,334	121	287,500	52	16,572	70
1917	95,651	177	3,002	155	294,584	53	24,141	102
1918	99,493	184	4,039	209	341,526	61	23,891	101
1919	64,619	119	6,025	311	348,247	63	43,723	186
1920	91,170	168	8,596	444	608,563	110	64,563	247
1921	76,932	143	6,102	315	651,146	117	49,709	211
1922	74,940	138	5,619	290	636,817	115	49,273	209
1923	86,040	159	3,961	205	823,902	143	33,194	141
1924	43,276	80	-	-	696,668	125	-	-
1925	24,776	46	-	-	575,745	104	-	-

樋口幸吉：戦後における非行少年の精神医学的研究、法務研究報告書、41集、1号、法務研修所による。

ドイツにおける犯罪指数曲線



オーストリアにおける犯罪指数曲線



16. 少年の犯罪及び非行

(a) 犯罪少年の年令別 (昭和27年)

区分	実数	比率
14才未満	28,866	20.1%
14—18才	64,976	45.3
18—20才	49,405	34.4
合計	143,247	100.0

(b) 虐犯少年の年令別 (昭和27年)

区分	実数	比率
14才未満	53,891	20.1%
14—18才	136,867	50.9
18—20才	77,908	29.0
合計	268,666	100.0

(c) 虐犯少年の処分別 (昭和27年)

区分	実数	比率
家庭裁判所送致	7,658	2.9%
児童相談所通告	9,360	3.5
警察限りの措置	251,648	93.6
合計	263,666	100.0

(d) 虐犯少年の行為別 (昭和27年)

区分	実数	比率
児器所持行	924	0.3%
暴けんかり	2,177	0.8
たか	4,610	1.7
家出業	826	0.3
怠業	20,099	7.5
物持業	43,504	16.2
金錢	7,250	2.7
婦女誘惑	7,170	2.7
不純异性交	1,662	0.6
飲食	6,580	2.4
喫煙	9,724	3.6
不良交	58,477	21.8
不良団加	9,244	3.4
盛場はい	1,105	0.4
不健全な	27,725	10.3
その他	32,518	12.1
合計	35,035	13.0
合計	263,666	100.0

犯罪統計書、昭和27年、国家地方警察本部刑事部調査統計課による。

(e) 少年院在院者の非行原因別

(昭和27年10月30日現在)

原因別		性別	男	女	計
家庭	欠損		16.3%	16.3%	16.3%
	不和		3.9	6.8	4.3
	しだら		3.0	4.0	3.1
	貧困		7.2	10.5	7.6
	不良な居住地域		2.6	1.5	2.5
教育	家庭無関心		5.5	6.7	5.6
	家庭教育		2.3	3.0	2.4
	甘やかしすぎ		2.3	2.2	2.3
	学業の放棄		4.4	2.6	4.2
本人の経済	失業・徒食		4.4	0.2	3.9
	無技術		1.2	1.1	1.2
	不適職		1.4	0.4	1.3
	好みたくない職場		2.0	3.7	2.2
	異常な出費・必要家出		3.5	3.1	3.4
その他の社会生活	放浪		10.5	9.8	10.2
	異常嗜好		4.3	2.7	4.1
	異常嗜好		3.2	1.3	3.0
	性の偏向		2.6	4.7	2.9
	不良交友		0.2	0.1	0.2
身体	不具		12.9	9.0	12.3
	疾病		0.3	0.5	0.4
精神	精神病		0.5	1.2	0.6
	精神薄弱		2.1	4.6	2.4
	異常性格		2.9	3.2	2.9
合計			100.0	100.0	100.0
調査実人員数			9,856	1,205	11,061

少年矯正統計、昭和27年、法務省矯正局による。

註. 本表の調査方法は在院者一人について、いくつも非行原因がある場合でも4項目までは計上し、且その内最も影響が強かつたと認められる1項目は2点と数えたものであり、各項目の比較は百分比をもつて表はした。

17. 犯罪と精神障害

(a) 心神喪失の理由による不起訴

区分 年次	不起訴 総数	起訴予 定	罪と ならず	刑 事未 成年	心 神 喪失	犯 罪 嫌疑なし	親告罪の 告訴取消 無効欠如	時 効	確定判決, 大赦、刑の 廃止、免除	その他
昭和23年	616,664	531,664	5,199	7,302	297	60,792	2,588	774	2,070	5,978
24年	849,753	736,061	6,921	1,644	368	91,500	3,797	369	1,046	8,047
25年	948,925	816,870	6,366	696	455	110,252	5,475	379	872	7,560
26年	851,100	727,241	4,712	617	467	105,089	5,196	893	726	6,159
27年	729,156	607,109	3,325	507	457	94,129	5,825	2,079	9,922	5,803
平均	799,119	683,789	5,305	2,153	409	92,352	4,576	899	2,927	6,709

第七十八検察統計年報、昭和27年、法務省による。

註、この表で不起訴理由となつた心神喪失は、きわめて顕著なるもののみをふくむものと推定される。

(b) 精神鑑定

(東大神経科教室の鑑定例)

区分 診断	完全責任能力	限定責任能力	責任無能力	計
正常者	3	-	-	3
精神病質(異常性格)	7	4	-	
精神薄弱	-	5	-	21
精神病質+精神薄弱	-	4	1	
異常精神反応	1	4	2	7
進行麻痺	-	1(?)	5	
精神分裂病	-	2	15	
鬱病	-	1	3	35
てんかん(脳膜炎を含む)	-	1	3	
更年期精神病	-	1	2	
その他の精神病	-	1	-	
中毒(アルコール、麻薬)	-	-	3	
ろうあ	-	1	-	6
マラリヤ後欠陥状態	-	-	1	
バセドウ病	-	1	-	
合計	11	26	35	72

内村祐之：精神鑑定、昭和27年、創元社による。

(c) 受刑者の精神状況

診断 調査者	被調査 者総数	百分比					
		正正常	精神薄弱	精神薄弱 + 精神病質	精神病質 の疑い	精神病質	精神病
新井 尚賢*	155	16.8%	16.8%	7.8%	24.5%	32.9%	1.3%
その他							
中田 修**	500	48.8	3.8	5.4	24.4	17.0	0.6
近喰 勝世***	253	10.3	34.8	22.3	14.1	12.7	5.9

* 新井尚賢、その他5名：精神経誌、52巻、1号、昭和25年。本調査は昭和22年に宇都宮刑務所受刑者(男子)について行はれた。

** 内村祐之：精神鑑定、創元社、昭和27年による。本調査は昭和23年10月から昭和24年2月にわたる4ヶ月間に東京拘置所に送られた受刑者(男子)についてのものである。

*** 近喰勝世：精神経誌、54巻、5号、昭和27年。本調査は昭和21年から昭和22年にわたって、栃木刑務所及び和歌山刑務所における女子受刑者について行はれた。

註. 犯罪者の精神的素質としては、精神病質が特に重視されるが、なお、女子につてはその外に精神薄弱の多いことが注目される。

(d) 少年院在院者の精神状況

(昭和28年7月31日現在)

1) 知能指數

性別	種別	調査施設	調査人員	知能指數												除外者		
				140以上	139~130	129~120	119~110	109~100	99~90	89~80	79~70	69~60	59~50	49~40	39~30	29~26		
男	初等	18	1,347	0	9	27	60	160	279	281	291	143	59	21	3	0	9	
	中等	24	4,241	9	32	89	236	579	828	812	805	434	249	66	18	1	0	33
	特別医療	11	2,785	6	20	93	241	454	579	525	423	243	119	35	5	0	0	42
	合計	65	9,152	15	62	218	570	1,235	1,769	1,693	1,617	993	580	219	66	7	9	99
女	%	9,053=100.0%	0.2	0.7	2.4	6.3	13.7	19.6	18.7	17.8	10.9	6.4	2.4	0.7	0.1	0.1	/	
	初等	8	191	0	1	1	2	20	26	33	43	34	17	8	0	2	2	2
	中等	8	531	1	3	8	14	49	78	112	89	84	50	20	13	1	1	8
	特別医療	8	94	0	1	6	0	9	10	23	12	17	10	6	0	0	0	0
合計		32	1,081	1	5	17	21	90	132	192	176	178	128	86	29	5	7	14
	%	1,067=100.0%	0.1	0.4	1.6	2.0	8.4	12.4	18.0	16.5	16.7	12.0	8.1	2.7	0.4	0.6	/	

2) 精神医学的診断

性別	診 断			精 神 薬 弱						精神病質						精神病質			精 神 病 常			正 外 除					
	調査施設			處遇上の難易			精神病弱のみのもの			精神病質を合併するもの			てんかんを合併するもの			計			難易			病			者		
	種別	別	員	難	易	小計	難	易	小計	難	易	小計	難	易	小計	難	易	小計	病	常	者	者	者	者			
男	初等	18	1,347	31	136	167	13	30	43	0	0	0	210	52	151	203	0	925	9								
	中等	24	4,241	148	484	632	39	78	117	3	4	7	756	148	275	423	14	3,009	39								
	特別	11	2,785	28	130	158	64	63	127	5	6	11	296	159	301	460	9	1,966	54								
	医療	13	779	106	230	326	28	16	44	17	3	25	405	15	30	45	62	257	10								
合 計		66	9,152	313	980	1,293	144	187	331	25	18	43	1,667	374	757	1,131	85	6,157	112								
% 9,040=100.0%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.5	-	-	12.5	0.9	68.1									
女	初等	8	191	15	27	42	3	8	11	0	1	1	54	6	15	21	0	115	1								
	中等	8	531	30	76	106	9	12	21	1	2	3	130	23	68	91	1	304	5								
	特別	8	95	5	16	21	4	3	7	0	1	1	29	13	5	18	1	47	0								
	医療	8	264	94	50	144	12	4	16	4	1	5	165	14	4	18	11	68	2								
合 計		32	1,081	144	169	313	28	27	55	5	5	10	378	56	92	148	13	534	8								
% 1,073=100.0%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35.2	-	-	13.8	1.2	49.7									

法務省矯正局医療分類調査資料による。

註・初等、中等、特別、医療各少年院に収容中のものの精神状況を調べたものである。
比率(%)は除外者を含まない人員について算出する。

(e) 少年鑑別所における家裁関係取扱少年の精神状況

(昭和27年)

性別 診断 管区別	男						女						計
	正	精神病質又はその疑い	神経病質又はその疑い	精神病	精神薄弱	計	正	精神病質又はその疑い	神経病質又はその疑い	精神病	精神薄弱		
	常						常						
東京	4,686	3,990	63	47	923	9,714	339	483	49	7	208	1,086	
大阪	3,284	1,122	31	6	510	4,953	282	116	2	2	88	490	
名古屋	1,824	107	28	9	360	2,323	143	13	0	2	64	222	
広島	1,231	91	18	11	232	1,633	89	20	1	2	34	146	
福岡	2,643	375	45	21	646	3,735	256	47	3	3	100	409	
仙台	978	189	69	7	170	1,413	116	16	7	2	45	186	
札幌	632	126	4	5	126	893	81	24	0	2	41	148	
高松	755	182	83	12	130	1,167	40	8	2	1	28	79	
合計	16,038	6,182	351	118	3,097	25,836	1,346	727	64	21	608	2,766	

(男女合計 28,602名)

法務省矯正局医療分類課資料による。

註. 管区別；

東京は東京、横浜、浦和、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟の各少年鑑別所の合計。

大阪は大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山の各少年鑑別所の合計。

名古屋は名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山の各少年鑑別所の合計。

広島は広島、山口、岡山、鳥取、松江の各少年鑑別所の合計。

福岡は福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎の各少年鑑別所の合計。

仙台は仙台、福島、山形、盛岡、秋田、青森の各少年鑑別所の合計。

札幌は札幌、函館、旭川、釧路の各少年鑑別所の合計。

高松は高松、徳島、高知、松山の各少年鑑別所の合計。

18. 覚 醒 剤

(a) 覚醒剤違反検挙件数、人員及び違反対象物資数量

1) 全国統計

区分	分	実 数	
		昭和 26 年	昭和 27 年
覚醒剤違反検挙件数		18,711	21,727
覚醒剤違反検挙人員		17,528	18,521
違反対象物資数量	注射薬(1cc入)	46,407,952本	28,916,063本
	錠剤	72,729.6錠	1,515,743錠
	原末	14,947 g	2,656 g

犯罪統計書、昭和26年、27年、国家地方警察本部刑事部調査統計課による。

2) 東京警視庁における統計

全国的にもその検挙件数及び検挙人員数の最も多い東京警視庁における統計によれば、昭和28年度にはその検挙人員数において昭和27年度に倍加している。

区分	分	実 数		
		昭和 26 年 8 月以降	昭和 27 年	昭和 28 年
覚醒剤違反検挙件数		4,094	7,242	8,304
覚醒剤違反検挙人員		3,108	4,385	8,594

東京警視庁防犯部保安課昭和28年度調査による。

(b) 覚醒剤常用少年の状況*

上記2表は覚醒剤取締法により検挙されたもの（成人及び児童を含む）のみの集計であり、これは覚醒剤蔓延状況の全くの氷山の一角に過ぎないことは、覚醒剤取締法違反以外の理由により保護又は検挙された青少年中の覚醒剤常用の状況によつてもわかる。又ここにおいて特に、覚醒剤使用の悪癖が青少年に著しい害毒を与えていることを強調しておきたい。

* 東京警視庁防犯部少年課昭和28年度調査による。

1) 覚醒剤常用少年と犯罪ならびに不良行為

種別	刑法犯	覚醒剤法違反	其他の法令違反	虞犯	不良行為	計
男	708	615	48	159	710	2,240
女	48	121	46	28	107	350
合計	756	736	94	187	817	2,590

刑法犯内訳

罪種別	殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	恐喝	脅迫	窃盜	すり	詐欺	横領	賭博	職物	その他	計
男	5	29	1	3	11	54	43	1	459	13	41	18	5	4	21	708
女	0	0	0	0	0	2	0	0	31	12	1	1	0	0	1	48
合計	5	29	1	3	11	56	43	1	490	25	42	19	5	4	22	756

不良行為内訳

行為別	怠学	喫煙	家出	家財持出	金銭濫費	覚醒特剤使不	不性純交	収容所脱走	飲酒	言動粗暴	喧嘩	その他	計
男	175	122	95	105	35	16	6	9	9	7	4	127	710
女	15	4	27	9	3	1	6	1	0	1	0	40	107
合計	190	126	122	114	38	17	12	10	9	8	4	167	817

2) 覚醒剤常用少年の年令

年令別	14才未満	14才	15才	16才	17才	18才	19才	計
男	21	22	60	171	499	705	762	2,240
女	4	4	13	44	78	83	124	350
合計	25	26	73	215	577	788	886	2,590

3) 覚醒剤常用少年の職業

職業別	無職	工員	学生	商店員	飲食店員	職人	自由労務者	浮浪児	家事手伝い	会社員	バタヤ	遊芸人	その他	計
男	835	604	198	162	70	74	66	21	16	14	11	1	168	2,240
女	163	26	7	15	93	0	0	0	3	1	2	3	37	350
合計	998	630	205	177	163	74	66	21	19	15	13	4	205	2,590

(c) 受刑者中の覚醒剤慣用者

東京拘置所において昭和25年9月1日より昭和28年5月18日までの期間に刑の確定した新受刑者6,700名中に覚醒剤慣用者915名(13.7%)が発見された。

覚醒剤慣用者の犯罪種別

犯罪種別	区分		覚醒剤慣用者		一般受刑者	
	実数		%		%	
窃盜	520		56.83		62.1	
強盜	35		3.83		16.9	
詐欺・横領	75		8.20		8.6	
脅迫・恐喝	73		7.98		2.2	
暴行・傷害	66		7.21		1.3	
殺人	14		1.53		1.9	
賭博	15		1.64		0.3	
職業関係	38		4.16		1.9	
麻薬法違反	28		3.06		0	
覚醒剤法違反	28		3.06		0	
その他	23		2.50		4.8	
合計	915		100.0		100.0	

東京拘置所医務兼分類部、高峰 博調査による。

註。一般受刑者に就いての比率は、昭和25年4月末現在の全国統計(実数83,427名)による。

IV 社会病理

19. 家出

(a) 少年の家出原因別

原因別	年令別		12才未満		12~13才		14~15才		16~17才		18~19才		少年計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
家庭不和	親夫兄	子婦弟	間間	40 14	92 23	118 56	149 83	91 53	490 490	229 5	1 5	1 5	1 1	5
父兄その他	より叱責されて			57 9	92 19	119 34	155 41	61 25	484 484	128 128				
実父母	をしたつて			10 3	16 5	21 4	27 3	7 2	81 81	17 17				
恋愛関係	のため			- -	- -	1 8	30 16	40 40	24 24	71 71				
結婚を嫌忌し又は離婚悲観				- -	- -	- -	- -	1 1	2 2	1 1			1 1	2 2
学業の失敗	のため			5 -	10 2	17 2	11 2	1 1	44 44	7 7				
負債の償却又は納税に窮して				- -	- -	- -	- -	1 1	- -	1 1			1 1	- -
盜癖又は浮浪癖のため				46 15	75 6	57 10	63 11	46 46	287 287	66 66				
放蕩深楽のため				4 -	3 1	13 3	26 10	21 11	67 67	25 25				
その他性行不良のため				44 9	94 19	77 22	128 51	94 34	437 437	135 135				
悪友に誘拐されて				6 -	6 1	24 9	31 12	11 12	78 78	32 32				
主家又は勤務先の金品を拐帶横領				- -	6 -	10 2	45 4	34 34	1 1	95 95	7 7			
自家の金品を持出して				22 -	35 -	70 6	122 15	74 10	323 323	31 31				
競輪競馬に失敗して				- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -				
雇主より叱責又は虐待されて				- -	5 -	40 9	126 33	39 15	210 210	57 57				
業務の失敗又は失業のため				- -	- -	- -	- 4	- 9	4 4	13 13	4 4			
精神異常のため				8 1	13 4	15 10	45 13	67 31	148 148	59 59				
白痴				10 2	10 2	11 2	12 4	7 7	50 50	12 12				
病弱その他により悲観して				1 -	1 -	3 -	15 5	24 7	44 44	12 12				
就職の目的にて				- -	17 4	176 45	751 222	499 135	1,443 1,443	406 406				
勉学を志して				- -	- -	1 6	2 14	3 10	30 30	9 9				
俳優その他楽団に連れられて				- -	- -	2 4	5 10	5 5	19 19	15 15				
都會に憧れて				39 12	90 16	135 39	237 90	105 60	606 606	217 217				
その他の				54 16	40 5	78 27	136 60	90 45	398 398	153 153				
合計				449	748	1,320	2,890	1,871	7,278					

(b) 成人の家出原因別

年令別 原因別	20才		21~25才		26~30才		31~35才		36~40才		41~50才		51~60才		60才以上		成人計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
家族不和	親子間	13	9	39	25	7	13	-	4	-	2	2	3	4	4	16	26	81	86
	夫婦間	-	5	4	28	2	30	4	23	2	14	4	14	-	1	-	-	16	115
	兄弟間	2	4	8	5	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11
	父兄叱責されよ	3	8	3	6	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	16
	実父母をしたつて	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
	恋愛関係のため	9	17	17	35	12	7	1	2	1	2	1	-	-	-	-	-	41	63
	結婚を嫌忌し悲觀	-	2	1	7	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12
	学業の失敗のため	3	-	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	10	1
	負債の償却又は納税に窮り	1	-	5	1	2	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	12	1
	盜賊又は浮浪	6	4	10	8	7	-	-	1	2	-	2	-	1	-	2	2	30	15
	放蕩深染のため	6	3	15	7	8	2	4	1	3	-	2	-	2	-	-	-	40	13
	その他の性行め	12	10	34	18	18	6	16	4	7	1	8	1	9	1	-	3	104	44
	不 良 のた め	-	-	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
	悪友に誘拐されて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	主家又は勤務先の金品を拐帶横領のため	5	-	16	-	5	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	30	-
	自家の金品を持ち出して	12	1	10	-	3	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	27	4
	競輪競馬に失敗して	-	-	4	-	5	-	3	-	3	-	4	-	-	-	1	-	20	-
	雇主より叱責又は虐待され	4	12	8	6	3	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	15	22
	業務の失敗又は失業のため	2	-	9	3	14	2	8	-	6	-	5	-	4	1	4	-	52	6
	精神異常のため	24	9	119	69	110	58	46	28	26	28	44	38	27	23	52	46	448	299
	白痴	3	1	4	1	3	3	1	2	-	2	4	1	-	-	-	1	15	11
	病弱その他にして	5	7	22	13	20	9	3	5	1	5	4	2	4	1	12	4	71	46
	就職の目的にて	55	27	63	37	18	7	6	1	2	1	1	-	1	-	-	1	146	74
	勉学を志して	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	
	俳優その他楽団に連れられて	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	都會に憧れて	9	15	16	26	3	6	1	-	2	-	-	-	-	-	-	29	49	
	その他の	14	10	46	28	18	11	13	8	7	2	12	4	8	4	27	34	145	101
合 計		333		792		426		195		121		160		96		232		2,355	

(c) 家出少年の犯罪並びに被害転落状況

犯罪及び被害別	年令別		11才未満 11才 12才 13才 14才 15才 16才 17才 18才 19才										計		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	
強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	38	
強盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	
窃盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
暴行	30	3	19	3	52	5	80	11	95	10	67	8	104	23	140	20	1,059
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	1	-	22
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	4	-	5	-	22
脅威	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	9	-	24	2	24	2	98
脅横	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	17	2	11	-	26	-	69
その他	-	-	1	-	3	-	4	1	7	1	9	-	10	3	24	1	102
計	30	3	20	3	55	5	84	12	105	11	91	9	142	28	215	27	1,255
合	計		33	23	60	96	116	100	170	242	261	320			1,421		
被	殺人	誘拐	強姦	強盗	暴行	脅威	脅横	その他	計	計	計	計	計	計	計	計	計
被害	金品	金品	金品	金品	金品	金品	金品	金品	計	計	計	計	計	計	計	計	計
転落	特飲店	闇闇	闇闇	闇闇	闇闇	闇闇	闇闇	闇闇	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	浮浪	浮浪	浮浪	浮浪	浮浪	浮浪	浮浪	浮浪	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	計	計	計	計	計	計	計	計	計
合	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	1,092

少年警察統計、昭和28年、東京警視庁防犯部少年課資料による。
註. 本集計は昭和28年度中に東京警視庁管下において保護された家出入についてのものである。

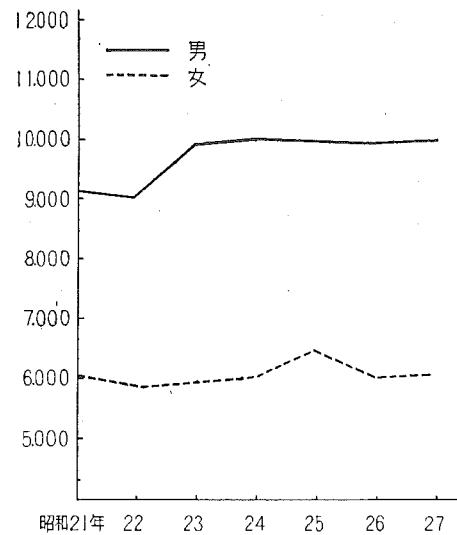
20. 自殺

(a) 自殺者の累年比較

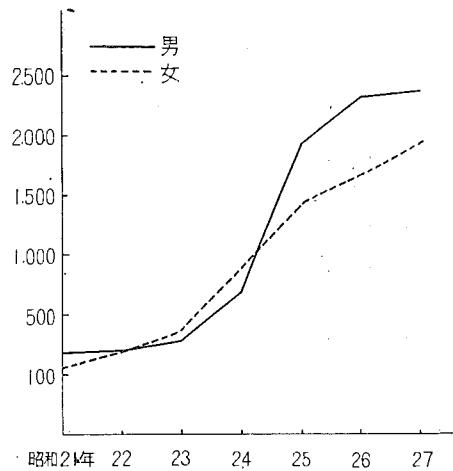
区分 年次	既遂		未遂		合計	指 数
	男	女	男	女		
昭和21年	9,278	6,021	204	183	15,686	117
22年	9,128	5,787	247	244	15,406	113
23年	9,929	5,912	308	318	16,467	121
24年	10,961	6,151	730	579	18,421	135
25年	11,791	6,577	1,936	1,406	21,710	160
26年	10,366	6,200	2,303	1,677	20,546	151
27年	10,413	6,245	2,347	1,953	20,958	154

犯罪統計書、昭和27年、国家地方警察本部刑事部調査統計課による。（指標は昭和15年を100とする）

自殺既遂



自殺未遂



註：指標の物語る如く、昭和25年以降において件数は急激に増加しており（特に男子において）、就中、未遂事件が男女共急カーブに上昇しているが、これは生活困難や社会的不安、政治事情の反映であり、精神衛生の重要性を指摘することができる。

21. 離 婚

(a) 申 立 人 別

年 次	夫	妻	計
昭 和 26 年	2,689	9,982	12,671
27 年	2,770	9,348	12,118

(b) 初 再 婚 別

年 次	初再婚別	双方初婚	双方再婚	夫初婚、妻再婚	夫再婚、妻初婚	計
昭 和 26 年		9,478	969	552	1,215	12,214
27 年		9,672	919	424	1,103	12,118

(c) 年 令 差 別

年 令 差	3 才以内	5 才以内	7 才以内	10 才以内	15 才以内	16 才以上	計	
年 次								
夫 が 年 長	昭和 26 年	3,437	2,752	1,767	1,222	625	304	10,107
	27 年	3,851	2,659	1,563	1,244	609	295	10,221
夫 が 年 下	昭和 26 年	791	178	78	64	26	8	1,145
	27 年	953	237	110	64	26	11	1,401
同 年 令	昭和 26 年						778	
	27 年						441	

(d) 婚 姻 繼 続 年 数 別

継続年数	6 ヶ月 以 内	1 年以内	3 年以内	5 年以内	7 年以内	10 年以内	10 年以上	不 詳	計	
年 次										
見 合 結 婚	昭和 26 年	225	514	2,271	1,867	1,080	1,104	2,702	-	9,763
	27 年	277	561	1,964	1,805	1,140	1,020	3,149	-	9,916
恋 愛 結 婚	昭和 26 年	53	159	708	525	248	232	483	-	2,408
	27 年	86	125	644	439	252	182	469	5	2,202

(e) 当事者間の子の数別

子の数 年次	なし	胎児	1児	2児	3児	4児	5児	6児以上	計
昭和26年	1,814	182	3,919	2,304	1,197	626	345	358	10,745
27年	-	-	2,039	938	510	240	133	134	4,044

(f) 原因別

原因別 年次	不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	疾病	性格の相違	経済縦	配偶者の尊族との不和	その他	計
夫 昭和26年	2,616	2,136	769	591	173	215	1,147	642	386	300	8,975
が 27年	2,487	2,037	703	756	203	173	1,103	651	392	840	9,348
妻 昭和26年	392	74	65	58	22	253	909	68	516	227	2,584
が 27年	455	68	111	57	19	248	884	34	152	742	2,770

家庭裁判月報、昭和27年、4巻、2号、最高裁判所事務総局家庭局
司法統計年報、3. 家事編、昭和27年、最高裁判所事務総局による。

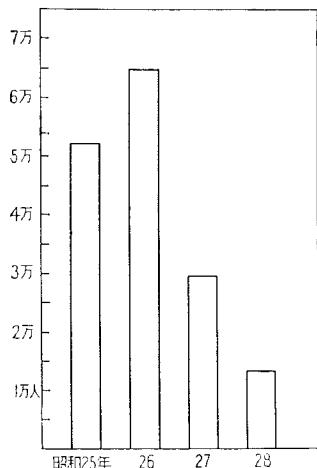
22. 売 春

(a) 売春検挙統計

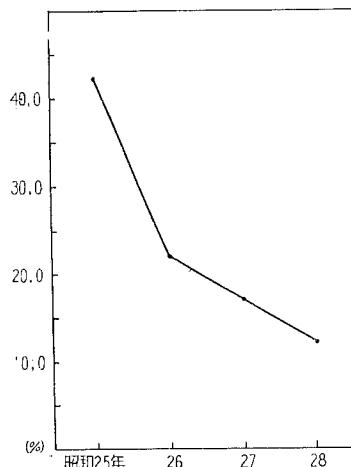
年次 区分	昭和25年		昭和26年		昭和27年		昭和28年(上半期)		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
総 数	52,074	100.0	64,882	100.0	29,476	100.0	13,049	100.0	
初 犯	21,307	40.9	25,519	39.3	14,146	48.0	6,769	51.9	
再 犯 以 上	30,767	59.1	39,363	60.7	15,330	52.0	6,276	48.1	
家 屋 内	18,698	35.9	32,932	50.8	12,801	43.4	5,451	41.8	
屋 外 そ の 他	33,376	64.1	31,950	49.2	16,675	56.6	7,598	58.2	
職 業 別	被扶養生活	670	1.3	301	0.5	80	0.3	7	0.1
	職業なし	46,602	89.5	56,394	86.9	25,799	87.5	11,544	88.5
	職業あり	4,802	9.1	8,187	12.6	3,597	12.2	1,488	11.4
学 歴 別	小卒以下	25,831	49.7	37,630	58.0	14,208	48.2	6,996	53.6
	中卒以下	20,040	38.5	17,969	27.7	10,188	34.6	4,190	32.1
	高校卒	6,083	11.7	9,047	13.9	4,983	16.9	1,820	14.0
	大学卒	90	0.2	236	0.4	97	0.3	43	0.3
年 令 別	16才以下	606	1.2	347	0.5	86	0.3	25	0.2
	17~18才	6,386	12.3	6,014	9.3	1,502	5.1	409	3.1
	19~20才	14,746	28.3	19,011	29.3	7,332	24.9	2,460	18.9
	21~25才	19,906	38.2	26,104	40.2	13,807	46.8	6,226	47.7
	26~30才	7,037	13.6	8,677	13.4	4,261	14.5	12,473	19.0
	31~35才	2,086	4.0	2,449	3.8	1,468	5.0	877	6.7
	36~40才	858	1.6	1,671	2.6	673	2.3	407	3.1
	41才以上	399	0.8	609	0.9	347	1.2	157	1.2
家庭状況	家庭同居	7,221	13.9	14,005	21.6	7,519	25.5	3,483	26.7
	単独間借り	40,452	77.7	46,323	71.4	19,681	66.8	9,036	69.2
	住居不定	4,401	8.5	4,556	7.0	2,276	7.7	530	4.1
性病罹病率		42.2		22.4		17.1		12.1	

- 註. 1) 27年以降検挙実数が漸減していること
 2) 被扶養生活者の数及び比率が減少していること
 3) 20才以下の層が漸減し、20才以上が漸増していること
 4) 家庭同居者の比率が激増していること
 5) 性病罹病率が漸減したこと
 などが主な特徴点といえるようである。

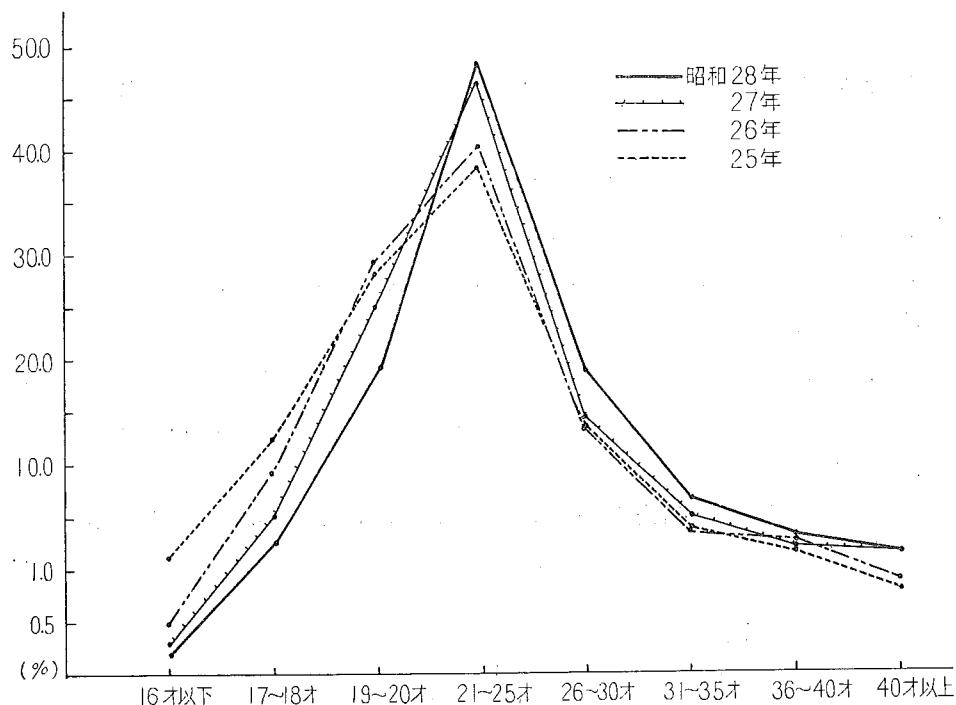
年度別壳春検挙総数



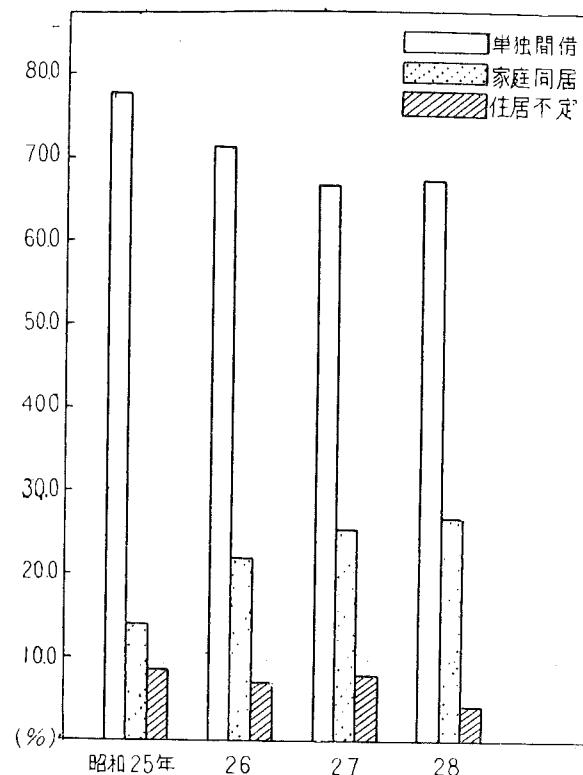
性病罹病率



年令分布



家 庭 状 況



犯罪統計書、昭和25、26、27年及び犯罪統計月報、昭和23年1～6月、国家地方警察本部刑事部調査統計課による。

(b) 売春制度に関する世論*

本調査は労働省婦人少年局において、昭和28年3月、全国都市居住者満20才以上60才未満の日本人男女3,000人（層化多段無作為抽出法による）に対し質問書による面接聴取法によつて実施したものより結論だけを引用したものである。

なお、売春制度に対する国民の態度のあいまいさ、対策方途に対する困惑のさまが明瞭にうかがわれるるのは、国民の生活内容や社会的信念的態度についてこれを精神衛生的に問題とすべき点の多いことを物語つているようである。

* 風紀についての世論、婦人関係資料シリーズ調査資料、No.11、昭和28年、労働省婦人少年局による。

売春制度に関する世論

(昭和28年3月調査)

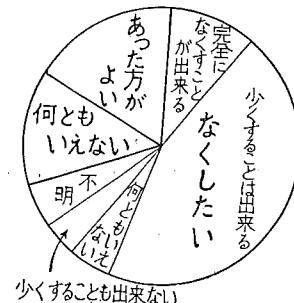
1. 気持としては（理想的には）

売春制度は

区 分	%
なくしたい	69.0
何ともいえない（不明）	14.0
あつた方がよい	17.0
合 計	100.0

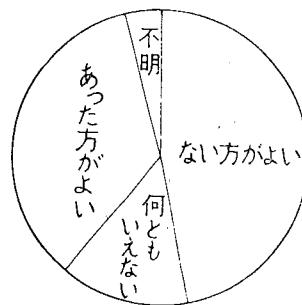
「なくしたい」(69.0%)の内訳

区分	分	%
完全になくすることが出来る		10.0
少くする事は出来る		45.0
何ともいえない		5.0
少くする事も出来ない		4.0
不明		5.0
合	計	69.0



2. 現実問題として売春制度は

区分	分	%
ない方がよい		47.0
何ともいえない		14.0
あつた方がよい		35.0
不明		4.0
合	計	100.0



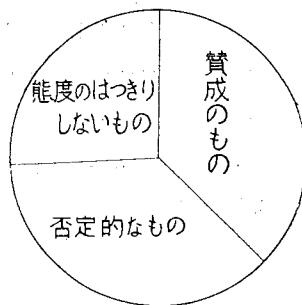
3. 売春制度をなくす（少くする）ための対策は

区分	分	%
法律等によつて取締る		30.0
営業規格の厳正化（地域、業態）		9.0
男女の教養の向上、自覚		21.0
貧困婦女子の生活を保障する (売春婦の厚生施設、職業を与える)		17.0
その他（健全娯楽の普及等）		11.0
不明		22.0

（「売春制度はなくしたい」と答えたものについての質問であり、1人で2つ以上の答をしたものもそのまま数えている）

4. 売春制度を法律で禁止することには

区分	分	%
賛成のもの		37.0
否定的なもの		37.0
態度のはつきりしないもの		26.0
合	計	100.0



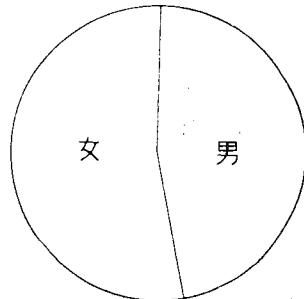
5. 基地風紀問題の対策としては

区分	%	区分	%
駐留軍側への要望	21.0	女に更生の道を与えよ(職を与える)	10.0
駐留軍が撤退してほしい	15.0	本人の自覚、反省を促す	6.0
本国より女を連れて来てほしい	3.0	学校教育、家庭指導により子供の不良化を防ぐ	6.0
その他	3.0	その他	5.0
人目につかぬ様に区域をつくつてほしい	24.0	不明	34.0
取締の強化、法律の強化	12.0	外人相手の女のことはしない	4.0

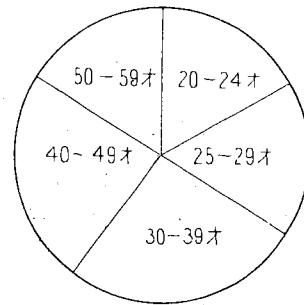
(1人で2つ以上の答をしたものをそのまま数えている)

(附) 回答者(2,559名)の内訳

性別	実数	%
男	1,199	47.0
女	1,360	53.0



年令別	実数	%
20～24才	428	17.0
25～29才	445	17.0
30～39才	664	26.0
40～49才	605	24.0
50～59才	416	16.0
不明	1	0.0



(c) 売春婦に関する調査資料*

昭和27年9月上旬より12月中旬の間に東京都内において売春等取締条例違反として検挙されたものの中、検察庁が供述に信をおけるとみなした売春婦161名、相手方男性44名についてまとめた資料より抜粋したものである。

* 売春婦並びにその相手方についての調査、婦人関係資料シリーズ調査資料、No.12、昭和28年、労働省婦人少年局による。

(1) 売春婦の学歴

学歴	総数
初等教育	89
小学校	40
高等小学校	49
中等教育	67
新制中学校	13
新制高校	6
女学校	48
専門教育	5
専門学校	4
新制大学	1
合計	161

(2) 売春婦の年令

年令	実数	%
16才以下	1	0.6
17~18才	3	1.9
19~20才	31	19.2
21~25才	78	48.5
26~30才	34	21.1
31~35才	9	5.6
36~40才	3	1.9
41~45才	2	1.2
合計	161	100.0

(3) 結婚の状況別の子供の有無

子供の数	結婚の状況	総数	未婚	既婚					無回答
				小計	有夫	別居	離婚	死別	
0 人	入	89	57	28	9	-	17	2	4
1 人	入	25	-	25	4	4	9	8	-
2 人	入	11	-	11	3	-	2	6	-
3 人以上	入	4	-	4	-	-	1	3	-
無回答	回	32	21	7	1	-	5	1	4
合計		161	78	75	17	4	34	20	8

(4) 売春婦の両親の有無

両親の有無	区分	実数	%
両親	親	53	32.9
父のみ		14	8.7
母のみ		41	25.5
なし		39	24.2
無回答		14	8.7
合計		161	100.0

(5) 結婚の状況別の住居状況

結婚の状況		住居の形態	総 数	自 宅	間 借	下 宿	住 込	宿 屋	不 定	無回答
未	婚		78	20	33	8	3	2	3	9
既	有夫	17	3	5	3	2	4	-	-	-
	別居	4	3	-	-	-	1	-	-	-
	離婚	34	4	18	7	3	-	-	-	2
	死別	20	5	13	1	-	1	-	-	-
無回答			8	1	4	-	-	-	-	3
合 計			161	36	73	19	8	8	3	14

(6) 親を中心とする同居者の構成とその態度

同居者の構成	同居者の態度	総 数	承 知	黙 認	知 ら ない	無 回 答
両親と同居		8	-	2	6	-
母と同居		12	1	1	10	-
父と同居		5	-	1	4	-
合 計		25	1	4	20	0

註. 同居者中に親がいる売春婦についての集計である。

(7) 夫を中心とする同居者の構成とその態度

同居者の構成	同居者の態度	総 数	承 知	黙 認	知 ら ない	無 回 答
夫と同居		11	2	6	3	-
夫以外の家族と同居		38	5	3	29	1
他人と同居		41	18	3	18	2
同居者の種類不明		22	8	2	12	-
合 計		112	33	14	62	3

註. 同居者のないもの(8名), 同居者についての無回答者(41名)をのぞく。

(8) 未既婚別の転落当時の処女性

結婚の状況	処女性	総 数	処女	処女でない	無回答
未 婚		78	18	57	3
既	有夫	17	2	15	-
	別居	4	-	4	-
	離婚	34	-	32	2
	死別	20	-	19	1
無回答		8	-	7	1
合 計		161	20	134	7

(9) 学歴別の転落動機

学歴 動機	総 数	初等教育	中等教育	専門教育 以上
生活苦	91	60	29	2
好奇心	13	3	10	-
虚栄心	10	4	6	-
甘言	10	6	3	1
友達の勧誘	7	3	4	-
自暴自棄	9	5	4	-
家庭不和	6	1	4	1
強姦	4	2	1	1
失恋	1	1	-	-
その他	8	3	5	-
無回答	2	1	1	-
合 計	161	89	67	5

(10) 結婚の状況別による転落動機

結婚の状況 動機	総 数	未 婚	既 婚					無回答
			小 計	有 夫	別 居	離 婚	死 別	
生活苦	91	24	61	15	4	26	16	6
好奇心	13	9	4	-	-	2	2	-
虚栄心	10	9	1	-	-	-	1	-
甘言	10	8	1	1	-	-	-	1
友達の勧誘	7	6	-	-	-	-	-	1
自暴自棄	9	6	3	-	-	3	-	-
家庭の不和	6	4	2	-	-	2	-	-
強姦	4	4	-	-	-	-	-	-
失恋	1	1	-	-	-	-	-	-
その他	8	5	3	1	-	1	1	-
無回答	2	2	-	-	-	-	-	-
合 計	161	78	75	17	4	34	20	8

(11) 年令階層別の壳春経験年数

経験年数 年令階層	総 数	半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	無回答
16 ~ 20才	35	21	8	5	1	-	-
21 ~ 25才	78	32	15	17	9	4	1
26 ~ 30才	34	11	10	7	3	2	1
31 ~ 35才	9	5	-	1	2	-	1
36才 以 上	5	-	1	3	-	1	-
合 計	161	69	34	33	15	7	3

(d) 各国における売春対策*

労働省婦人少年局が国連事務局、米国社会衛生協会、法務府法制意見第四局等において編集したパンフレット等から翻訳又は収集して刊行した資料より抜粋したものである。

* 各国における売春対策、婦人関係資料シリーズ国際資料、No.25、昭和28年、労働省婦人少年局による。

1) 国別売春取締立法一覧表

国名	第三者が婦人に売春させる ことを禁止	本人の売春行為を禁止		本人の売春 行為を認める	第三者が売春させる ことを認める
		売春行為自体	一定条件を伴う売春行為		
オーストラリヤ	○	○			
オーストリア	○			○	
ベルギー	○	○			
ブルガリア	○	○			
カナダ	○	○			
チェコスロバキア	○	○			
デンマーク	○	○			
エジプト	○			○	
エストニア	○				
フィンランド	○	○			
フランス	○	○			
ドイツ	○	○			
ギリシャ		○		○	
ハンガリー	○			○	
イタリア	○			○	
オランダ	○			○	
ニュージーランド	○	○			
ノルウェイ	○	○			
ポーランド	○				
ポルトガル				○	
ラトビヤ	○				
ルーマニア					
スペイン				○	
スウェーデン	○	○			
スイス	○	○			
トルコ					
ソ連邦	○	○			
英國	○	○			
米國	○	○			
南アフリカ共和国	○	○			
ユーゴスラビア	○	○			

2) アメリカにおける州別売春取締法規一覧

項 目 名	売春撲取行為に対するもの									売春婦及び相手方の 行為に対するもの					職業的売春	
	州	嫁家経営	嫁家の所有、貸与、維持	売春の場所又は乗物の提供	売春のため婦女を運ぶこと	売春の媒介又は周旋	売春の強制	売春の収入により生活すること	売春婦の収入により生活すること	売春の為の客の勧誘	報酬を与え又は得ずして売春の為身	報酬を与え又は得ずして居る	売春婦の為居ること	売春婦の為居ること		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
アラバマ	/a	/				/	/	/	/							/j
アリゾナ	(b)	/	/c			/	/	/	/							/j
アーカンサス	/	(k)				/	/	/	/							/j
カリオラニア	/	/	/c			/	/	/	/							/j
コロラド	/	/				/	/	/	/							/j
コネティカット	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/j
デラウェア	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/j
コロラビリ区	/	/				/	/	/	/							/j
フロリダ	/	/				/	/	/	/							/j
ジョージア	/	/				/	/	/	/							/j
アイオノイダホ	/	/				/	/	/	/							/j
アイリノイ	/	/				/	/	/	/							/j
インディアナ	/	/	/c			/	/	/	/							/
カンサス	/	/	/c			/	/	/	/							/j
ケンタッキー	/	/	/			/	/	/	/							/j
ルイジアナ	/	/	(d)			/	/	/	/							/j
メリーランド	/	/	/			/	/	/	/							/j
マサチューセッツ	/	/	/c			/	/	/	/							/j
ミシシガン	/	/	/c			/	/	/	/							/j
ミシネソタ	/	/	/c			/	/	/	/							/j
ミシシッピ	/	/	/c			/	/	/	/							/j
ミズーリ	/	/	/c			/	/	/	/							/j
ネバダ	(b)															/j
ニューハンプシャー	/	/	/			/	/	/	/							/j
ニュージャージー	/	/	/			/	/	/	/							/j
ニューメキシコ	/	/	/			/	/	/	/							/j
ニューヨーク	/	/	/			/	/	/	/							/j
ノースカロライナ	/	/	/			/	/	/	/							/j
ノースダコタ	/	/	/			/	/	/	/							/j

オ ハ イ オ +	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
オ ク ラ ホ マ	✓			✓ ^c									✓ ⁱ				✓ ^j		
オ レ ゴ ン	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓		✓				✓ ^j		
ペ ン シ ル バ ニ ャ	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓		
ロ ー ド ア イ ラ ン ド +	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
サ ウ ス カ ロ ラ イ ナ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
サ ウ ス ダ カ タ	✓	✓	✓ ^c					✓	✓ ^e	✓					✓	✓	✓	✓	✓
テ ネ シ 一	✓	✓						✓	✓ ^e						✓				
テ キ サ ス	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓			✓ ⁱ			✓ ^j		
ユ タ ^本	✓	✓	✓ ^c	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓ ^g		✓			✓ ^j	
バ ー モ ン ト +	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
バ ー ジ ニ ア ^本	✓	✓	✓ ^c	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓ ^j	
ワ シ ン ト ン	✓	✓	✓ ^c					✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓ ⁱ			✓ ^j	
ウ エ ス ト パ ー ジ ニ ア	✓	✓	✓					✓	✓	✓	✓				✓				
ウ イ ス コ ン シ ン ^本	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
ワ イ オ ミ ン グ +	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)				

註. 州立法に加えて次のような売春取締の連邦法がある。即ち

マン法令は売春の目的で婦女を各州間及び国際間で売買することを禁じている。ベネット法令は外国人を売春の為に入国せしめる事を罰し、又売春を営業する外国人を追放することをきめている。

メイ法令は陸海軍の施設から陸海軍の能率、健康、及び福祉に必要と決定した一定距離内における売春を禁止している。

* 禁止命令及び撤去法

+ これらの州では悪徳禁止法が全面的に適用されている。

本 これらの州では悪徳禁止法の大部分が適用されている。

✓a 経営者は浮浪人として分類され罰せられる。

(b) 喫茶屋を学校、教会又は町の中心街に経営することは違法である。

✓c 売春に使われる家や場所を罰しているが、乗物は含まれない。

(d) 州法によつて違反者を浮浪人として分類しているのはニューオリンズのみ。

✓e 法律により婦女をして違法かつ強制的に冒漬させるようしむけたものは罰せられる。

✓f 法律により売春の目的で婦女を他人の下に拘留し報酬をうけることは罰せられる。

✓g 法律により売春のみの目的で婦女が客を勧誘することは罰せらる。

✓h 裁判所はニューヨーク法にいわゆる「人」の語を「婦女」の意に解しようとしている。

✓i この違反は浮浪人として分類され罰せられる。

✓j 法律により常習売春婦を浮浪人又は狼藉者として罰せられる。

(k) 娼家は公序良俗に反するものたる事を宣言され、公序良俗に反するものを禁止し除去する一般法により取扱くことが出来る。

3) 各国 売春 関係判例

国 名	罪 名	罰
オーストラリア	娼家経営 娼家経営及び場所提供 場所提供 街路上の売春行為 婦女の売春行為により生計をたてる	罰金3~20ポンド又は体刑6ヶ月及び重労働 罰金7ポンド10シリング~20ポンド, これを怠るものは相当期間の監禁 罰金15ポンド又は体刑1ヶ月 罰金3~20ポンド 体刑6ヶ月及び重労働
英領ゴールドコースト	娼家経営及び13才未満者の淫猥行為強要	体刑2年
英領ギニヤ	娼家経営 娼家経営帮助	罰金100~150ドル 同上
カナダ	周旋 娼家経営及醸業	科料、体刑、執行猶予 〃 " "
デンマーク	売春搾取 婦女の売春により生計をたてる	体刑 体刑
フランス	婦女の売春により生計をたてる 醸業を行ひもの 秘密娼家経営	体刑6ヶ月~18ヶ月 体刑3ヶ月 体刑3ヶ月 酒類販売永久禁止、体刑6ヶ月 体刑1ヶ月
ニュージーランド	娼家経営 場所提供 道路上で売春勧誘	体刑1ヶ月 体刑2~3ヶ月又は5ポンドの罰金 有罰を云いわたされたが放免となつた
フィリッピン	売春行為	浮浪者条令による逮捕
スエーデン	売春媒介その他他人の不道徳行為の常習的搾取	体刑1~5ヶ月、2ヶ月~3年11ヶ月の重労働
トルコ	許可をうけない娼家の経営及帮助 売春強要	体刑又は一定期間閉店 体刑6ヶ月~5年
南アフリカ連邦	娼家経営 婦女の売春に寄食	罰金50ポンド又は体刑3ヶ月及び重労働 体刑6ヶ月及び重労働
アメリカ合衆国	婦女子売買(マン法令の違反)	体刑又は懲役平均29.2ヶ月執行猶予、 罰金

V. 施設及び職員

23. 精神病院

(a) 昭和 27 年度精神病院統計

1) 全病院

区分 年月	月末 病院数	月末 病床数	1日当り 入院患者数	1日当り 新入院患者数	1日当り 退院患者数	1日当り 院外患者数	1日当り 外来患者数	病床 利用率
昭和 27 年 1 月	3,846	319,283	243,610	3,743	3,011	299,643	76.3	
2	3,876	322,140	256,867	4,121	3,702	351,075	79.7	
3	3,914	325,446	263,758	4,533	4,186	367,895	81.0	
4	3,940	328,886	264,269	4,593	4,404	380,426	80.4	
5	3,975	333,653	274,499	4,603	4,299	385,078	82.3	
6	3,994	336,794	277,869	4,650	4,357	394,009	82.5	
7	4,024	340,723	283,041	5,166	4,675	415,381	83.1	
8	4,060	345,581	287,866	5,304	5,139	446,313	83.3	
9	4,079	348,831	295,842	5,242	5,426	440,783	84.8	
10	4,103	352,631	287,397	4,554	4,629	396,626	81.5	
11	4,120	355,058	286,436	4,229	4,164	363,512	80.7	
12	4,142	358,372	282,757	4,019	4,461	364,247	78.9	

註. 本表は精神病院を含むすべての病院についての統計であり、精神病院及びその他の精神病室との比較のために掲げる。

2) 精神病院

区分 年月	月末 病院数	月末 病床数	1日当り 入院患者数	1日当り 新入院患者数	1日当り 退院患者数	1日当り 院外患者数	1日当り 外来患者数	病床 利用率
昭和 27 年 1 月	151	19,920	21,647	77	63	603	108.7	
2	152	19,978	22,065	83	66	632	110.4	
3	155	20,159	22,343	94	69	805	110.8	
4	156	20,300	22,858	96	76	869	112.9	
5	158	20,815	24,018	100	80	918	115.4	
6	161	21,357	25,237	95	80	911	118.2	
7	162	21,439	23,945	97	79	982	111.7	
8	165	21,842	24,398	92	78	1,033	111.7	
9	167	22,035	24,894	88	87	1,083	113.0	
10	168	22,363	24,436	83	81	942	109.3	
11	171	22,750	24,566	86	77	887	108.0	
12	173	22,975	24,729	90	91	914	107.6	

3) その他の精神病室

区分 年月	月末 病院数	月末 病床数	1日当り 入院患者数	1日当り 新入院患者数	1日当り 退院患者数	1日当り 外患者数	病床 利用率
昭和27年1月	-	2,646	2,278	23	16	-	86.1
2	-	2,705	2,393	22	21	-	88.5
3	-	2,700	2,390	23	20	-	88.5
4	-	2,709	2,437	21	22	-	90.0
5	-	2,705	2,404	23	21	-	88.9
6	-	2,625	2,395	23	23	-	91.2
7	-	2,637	2,393	24	21	-	90.7
8	-	2,721	2,426	22	23	-	89.2
9	-	2,749	2,456	24	23	-	89.3
10	-	2,773	2,439	22	23	-	88.0
11	-	2,806	2,478	24	21	-	88.3
12	-	2,798	2,477	19	25	-	88.5

4) 精神病院及びその他の精神病室合計

区分 年月	月末 病院数	月末 病床数	1日当り 入院患者数	1日当り 新入院患者数	1日当り 退院患者数	1日当り 外患者数	病床 利用率
昭和27年1月	-	22,566	23,925	100	79	-	106.0
2	-	22,683	24,458	105	87	-	107.8
3	-	22,859	24,733	117	89	-	108.2
4	-	23,009	25,295	117	98	-	109.9
5	-	23,520	26,422	123	101	-	112.3
6	-	23,982	27,632	118	103	-	115.2
7	-	24,076	26,338	121	100	-	109.4
8	-	24,563	26,824	114	101	-	109.2
9	-	24,784	27,350	112	110	-	110.4
10	-	25,136	26,875	105	104	-	106.9
11	-	25,556	27,044	110	98	-	105.8
12	-	25,773	27,206	109	116	-	105.6

厚生統計月報、6巻、昭和28年、厚生大臣官房統計調査部による。

(b) 各都道府県における人口10万人に対する精神病院病床数比率
(昭和28年10月末現在)

都道府県別	総人口数*	精神病院病床数*	比率
	(単位1,000)		
北海道	4,604	1,126	24.45
	1,359	225	16.56
	1,412	317	22.45
	1,744	321	18.40
	1,348	180	13.35
山形県	1,383	259	18.72
	2,119	277	13.07
	2,061	327	15.86
	1,562	518	33.16
	1,616	508	31.43
奈良県	2,186	676	30.92
	2,163	1,435	66.34
	7,216	4,778	66.21
	2,678	1,245	46.48
	2,514	418	16.62
富山県	1,031	367	35.59
	982	460	46.84
	778	251	32.26
	819	133	16.23
	2,070	423	20.43
岐阜県	1,580	371	23.48
	2,560	581	22.69
	3,581	1,261	35.21
	1,487	369	24.81
	864	298	34.49
京都府	1,898	1,102	58.06
	4,229	2,582	61.05
	3,489	1,303	37.34
	767	380	49.54
	995	206	20.70
鳥取県	613	195	31.81
	930	180	19.35
	1,690	769	45.50
	2,139	902	42.16
	1,591	308	19.35
徳島県	898	395	43.93
	968	269	27.78
	1,577	606	38.42
	891	265	29.74
	3,772	1,360	36.05
佐賀県	969	542	55.93
	1,738	341	19.62
	1,886	395	20.94
	1,274	199	15.62
	1,139	208	18.26
鹿児島県	1,860	702	37.74
合計	87,030	30,333	34.85

* 人口数は厚生省人口問題研究所の資料により、精神病院（その他の精神病室を含む）の病床数は病院月報、昭和28年10月、厚生大臣官房統計調査部資料による。

(c) 各都道府県別全病院病床数と精神病院病床数との比率

(昭和28年10月末現在)

都道府県別	全病院病床数	* 精神病院病床数	比 率
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	23,594 5,514 7,019 9,659 4,520	1,126 225 317 321 180	4.77 4.08 4.51 3.32 3.98
山形 福島 茨城 栃木 群馬	4,789 6,696 6,715 5,566 6,271	259 277 327 518 508	5.40 4.12 4.86 9.30 8.10
埼玉 千葉 東京 神奈 新潟	7,381 12,576 44,713 15,529 10,011	676 1,435 4,778 1,245 418	9.15 11.40 10.68 8.01 4.17
富山 石川 福井 山梨 長野	4,816 5,680 3,219 2,374 7,622	367 460 251 133 423	7.62 8.09 7.79 5.60 5.54
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	5,628 8,687 16,000 6,656 2,744	371 581 1,261 369 298	6.59 6.68 7.88 5.54 10.86
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌	11,853 25,293 15,497 2,409 3,499	1,102 2,582 1,303 380 203	9.29 10.20 6.64 15.77 5.88
鳥取 島根 岡山 広島	2,585 3,280 11,421 10,606 8,416	195 180 769 902 308	7.54 5.48 6.73 8.50 3.65
徳島 香川 愛媛 高知	3,821 4,879 5,182 3,796 20,469	395 269 606 265 1,360	10.33 5.51 11.69 6.98 6.64
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	4,268 6,911 8,297 3,334 4,151	542 341 395 199 208	12.69 4.93 4.76 5.96 5.01
鹿児島	6,771	702	10.36
合 計	400,717	30,333	7.56%

* 病院月報、昭和28年10月、厚生大臣官房統計調査部資料による。

(d) 全国精神科、神経科病院一覧表

本一覧表は厚生省医務局医務課調査(昭和27年12月末現在)による精神科、又は神経科を単独に、もしくは他の診療科目とともに標榜している病院の一覧表であり、病床数、指定病床数は厚生省公衆衛生局庶務課調査(昭和27年9月末現在)による。

都道府県	経営主体	名 称	病院長名	所 在 地	病床数	指 定 病床数
北海道	国立	國立札幌病院	山本修吾	札幌郡豊平町字月寒	18	
	"	北海道大学附属病院	山田豊治	札幌市北13条西5丁目	84	
	"	" 登別分院	斎藤省三	幌別郡幌別町登別温泉		
	道立	札幌医大附属病院	滝本庄蔵	札幌市南1条西16丁目	16	
	"	" 円山分院	中川秀三	" 南9条西26丁目		
	市立	札幌病院附属静療院	小野豊利	札幌郡豊平町字平岸	141	40
	"	市立小樽病院	山本順	札幌市豊徳町1		
	"	" 小樽静和病院	近藤宗一	" 幸町41	90	30
	"	" 柏木病院	古閑朔郎	函館市柏木町468	89	20
	財法	札幌養老院附属病院	森正量我	札幌市伏見町1,910		
社法	全 市 病 院	高橋一雄		全市郡全市町大字大川町		
	私立	渡辺病院	渡辺栄一	函館市駒川町68	19	15
	"	石橋病院	石橋猛雄	小樽市長橋町43	97	30
	"	相川病院	相川正義	旭川市大町15丁目	54	15
	"	太田病院	太田清之	札幌郡琴似町西山手207	40	15
	"	平松精神病院	平松勲	札幌市南22条14丁目	30	10
	"	中江病院	中江孝治	札幌市北9条西4丁目	26	20
	"	中江病院分院	中江孝治	" 北22条西7丁目		
	"	札幌花園病院	谷口憲郎	" 南15条西15丁目		
	"	富田病院	富田恭	函館市駒場町20	30	10
青 森	"	苅部病院	苅部之一	空知郡砂川町		
	"	尾立病院	尾立源七	留崩市東町3の69		
	県立	青森県立精神病院				
	"	青森県立中央病院	小川信一	青森市大字造道八重田	30	
	国立	国立療養所大湊病院	山口大九郎	" 大野町字長島84		
岩 手	"	弘前大学附属病院	楳哲夫	下北郡大湊町		
	私立	青森脳病院	石田正三	弘前市大字本町73	15	
	"	斎藤病院	斎藤周蔵	東津軽郡野内村字浅虫	83	15
	県立	県立静和病院	三浦信之	弘前市大字元長町16	7	
	学法	岩手大学附属病院	金野巖	盛岡市加賀野山根2	50	
秋 田	財法	済医会岩手保養院	三浦信之	" 内丸87		
	私立	盛岡精神病院	堀内憲政	" 加賀野山根1	80	20
	医法	秋田脳病院	細越正一	" 上田箱清水49	102	
宮 城	町立	船川病院	中原義夫	秋田市牛島町大野中道上段62	150	20
	国立	東北大附属病院	篠田糺	南秋田郡船川港町船川	85	
	私立	東北脳病院	鈴木秀	仙台市新坂通143	131	30
山 形	"	春日療養所	吉田重三郎	" 北七番地97	105	20
	県立	県立庄内精神病院		" 中田町字西川内		
	市立	庄内病院	高橋権三郎	東田川郡黄金村大字腰下28-46	50	
私立	山形脳病院	二本松修蔵	鶴岡市馬場町丙8			
			山形市香登町桜小路	177	30	

福 島	國立	國立立設若精神病院	入 真彌	若松市字本二之丁879	50	
	県立	福島医大附属病院	若林 俊一	福島市杉妻町14	30	
	私立	福島精神病院	伊予田 成	伊達郡上保原村羽根山	50	30
	"	郡山精神病院	金森 五郎	安積郡大樹町字天正壇	141	18
	"	新田見医院		平市桿槌小路24	19	5
	"	郡山病院	佐藤猪一郎	郡山市清水合町88		
	"	岡部病院	岡部 勘蔵	白河郡上ノ台村25		
	農協	白河厚生病院	片倉 義夫	" 横町114		
	國立	國立霞ヶ浦病院	伊藤 正義	土浦市大字下高津760	17	
	県立	県立内原精神病院	広瀬 三郎	東茨城郡鯉淵村	170	
茨 城	私立	土浦精神病院	後藤 五郎	土浦市大字中高津201	73	
	"	林精神病院		那珂郡柳河村		
	医法	両毛病院	秋山 学	佐野市堀米町1, 648	68	15
	"	森病院	森 玄俊	宇都宮市西原町2, 627	86	15
	"	直井病院	直井 富美	" 峰町274	104	15
	"	滝沢病院	滝沢 テル	" 花房町1, 841	101	15
	"	大平下病院	藤沼 文栄			
	國立	群馬大学附属病院	七条 小次郎	下都賀郡富山村		
	医法	山崎病院	山崎 広	前橋市岩神町280	40	20
	社法	厩橋病院	前田 忠重	高崎市上佐ノ町501		
埼 玉	医法	川越脳病院	伊藤 又蔵	勢多郡桂萱村大字江木	340	60
	社法	毛呂精神病院	丸木 清美	川越市大字新宿11	50	10
	財法	熊谷脳病院	西田 芳雄	入間郡毛呂山町大字毛呂	366	80
	私立	浦和脳病院	辻 治雄	熊谷市石原町572	140	20
	"	東武脳病院	丸山 俊男	浦和市白幡1,698	91	
	國立	国立下総療養所	豊泉 太郎	北葛飾郡上野村3,542	35	
	"	国立国府台病院	黒沢 良臣	千葉郡菅田村遍田578	320	
	"	千葉大学附属病院	佐々木哲丸	市川市国府台	362	
	医法	中山病院	作田 淳	千葉市亥鼻町313	68	
	"	中村病院	諫訪敬三郎	市川市中山町229	180	10
千 葉	"	東条病院	橋本 鐘甫	千葉市千葉寺町188	100	20
	私立	式場病院	式場 隆三郎	安房郡東条町広場1,665		
	"	木村病院	木村 直樹	市川市国府台	101	20
	"	茂原病院	菅原勝三郎	千葉市東本町7		
	國立	國立東京第一病院	坂口 康蔵	茂原市高師町852		
	"	國立東京第二病院	西野忠次郎	新宿区戸山町1		
	"	國立武藏療養所	関根 真一	日暮区大原町1,224		
	"	東京逓信病院	高橋 明	北多摩郡小平町小平	400	
	"	國立立川病院	山根 太郎	千代田区富士見町		
	"	東京大学附属病院	美甘 義夫	立川市曙町1の206		
東 京	"	東京医歯大附属病院	柳金 太郎	文京区本富士町1		
	学法	日本医大附属第一病院	石川 正臣	" 湯島3の1	39	
	"	東京女子医大附属病院	吉岡 正明	千代田区飯田町2の10	2	
	"	順天堂大学附属病院	有山 登	新宿区河田町14	30	
	"	日本大学板橋病院	国友 昇	文京区湯島2の9	18	
	"	東京医大附属病院	三輪 新	板橋区大谷口町		
	"	慶應大学附属病院	大森 嶽太	新宿区柏木町1の53		
	"	慈恵医大附属病院	樋口 一成	" 信濃町		
				葛飾区青戸町4-23		13

東京	都立	都立松沢病院	林 嶽	世田谷区上北沢3の1,048	1,051	
	"	都立梅ヶ丘病院	齋藤 西洋	" 松原町4の300	107	
	都共 済組	飯田橋病院	前田和三郎	千代田区飯田橋		
	財法	東京武蔵野病院	上田 守長	板橋区茂呂町3,639	343	50
	"	井の頭病院	元吉 功	三鷹市上連雀548	437	20
	"	慈雲堂病院	田辺 子男	練馬区関町4の甲723	678	160
	"	神経研究所静和病院	五十嵐 衡	新宿区弁天町		
	社法	桜ヶ丘保養院	植松七九郎	南多摩郡連光寺2,540	367	60
	"	桜町病院	三浦岱栄	三鷹市小金井町小金井2,886		
	医法	小林病院	小林郷三	南多摩郡浅川町上長房273	126	60
	"	多摩病院	持田 治郎	八王子市中野町2,083	105	50
	組合	非現業共済組合立川病院		立川市錦町401	6	
	私立	烏山病院	森崎 半治	世田谷区烏山町1,796	249	70
	"	根岸国立病院	松村 英久	北多摩郡西府村本宿5,451	228	30
	"	宇田病院	宇田 俊一	" 多摩村蛇窓台2,129	62	10
	"	土田病院	遠藤 義雄	台東区北野桜木町18		
	"	河北病院	河北真太郎	杉並区阿佐ヶ谷4の916		
	"	近喰病院	近喰 崑	台東区中根岸19		
神奈川	国立	国立療養所久里浜病院	宍戸 芳男	横須賀市野比	80	
	県立	神奈川県立芹香院	菅 修	横浜市南区下永谷町1,054	217	
	市立	横浜医大附属病院	有田 不二	" 南区浦舟町4の57	21	
	公法人	横浜共済会病院	松本 金治			
	"	聖マリアンナ会東横病院	明石 嘉聞	川崎市小杉町3の435	17	
	私立	下曾我脳病院	古川 復一	足柄下郡下曾我村岸148	138	35
	"	鎌倉脳病院	石井 清	藤沢市藤沢小塙383	189	30
	"	西井脳病院	西井 烈	横浜市鶴見区北寺尾町1,381	99	
新潟	"	横浜脳病院	塩崎 淑男	" 神奈川区神大寺町923	157	20
	公法人	国府津脳病院	林 能昭	足柄下郡国府津町田島25	78	
	"	栗田病院	栗田 正文	川崎市小倉1,265		
	"	湘南国際病院	竹山 恒寿	横須賀市鷺取町1の12		
	国立	新潟大学附属病院	野崎 秀夫	新潟市旭町1	80	
	医法	高田脳病院	川室 道隆	高田市西城町2の7	65	20
	私立	新潟脳病院	長谷川漁	西蒲原郡坂井輪村字平島174	223	100
	市立	富山市民病院	安達文平	富山市総曲輪町387		
富山	私立	谷野吳山病院	谷野 亮一	婦負郡長岡村北代5,585	121	27
	"	川田病院	川田 行雄	高岡市油町1	68	10
	"	柴田病院	石黒 順吉	" 木津1,740	32	
	"	富山脳病院	福田 美明	富山市総曲輪487	14	5
	国立	国立金沢病院	種村 滉夫	金沢市下石引町76	40	
	"	金沢大学附属病院	泉 仙助	" 土取場永町15	55	
	公法人	金沢市民生協会常盤園	山田 慎一	" 常盤町212	73	
	私立	松原病院	松原 太郎	" 下石引町5	169	35
石川	"	金沢脳病院	岡部 保	" 長坂町千部1,514	80	35
	"	十全病院		" 上野本町丁144	20	
	"	石川病院	石川 治	" 大手町2	18	
	県立	福井県立精神病院	猪原 清	福井市志比口町31号の2	150	

福井	私立	富田病院	富田信夫	福井市佐久良中町48		
山梨	会社法人	山角病院	山角彙晏	甲府市塙部町2,916	107	50
長野	国立	信州大学附属病院	星子直行	松本市鷹匠町1,545		
	私立	鶴賀病院	轟章	長野市鶴賀居町1,750	152	15
"		松本精神病院	松岡文七郎	東筑摩郡寿村	100	15
"		倉田病院	倉田吉清	" 白瀬端1,674	32	
"		城西病院	関忠英	松本市蟻崎38	68	
"		飯田病院	原農夫	飯田市上飯田15	35	
"		上諏訪病院	井上武彦	上諏訪町1,108		
岐阜	県立	岐阜大学附属病院	後藤基幸	岐阜市司町		
	財法	岐阜精神病院	安藤守之	" 日野3,967の151	275	35
静岡	財法	沼津脳病院	酒井由夫	沼津市上香貫沢東久保2,395	129	10
	合名会社	三方原脳病院	渡辺一忠	浜松市泉町837	96	20
	私立	駿府病院	溝口正	静岡市沓谷1の327	236	35
"		浜松脳病院	藤井綏彦	浜松市広沢町93	123	20
"		千本精神病院	庄辰雄	沼津市松上町871	46	5
愛知	国立	国立名古屋病院	伊藤吉孝	名古屋市中区南外堀町6の1		
"		名古屋大学附属病院	宇佐美健一	" 昭和区鶴舞町65	31	
"	"	分院	三矢辰雄	" 中区新栄町3の29		
県立	県立	県立城山病院	浅井保	" 千種区春里町4	200	
	医法	精治療病院	岩田有弘	" 昭和区洲原町5の1	146	15
"	"	分院	岩田有弘	" 南区笠寺町字袖ノ木		
"		愛精病院	加藤正博	名古屋市南区曾池町5の24	84	5
市立	瑞穂	瑞穂寮	平岩甫	" 瑞穂区彌寅町蜜懐1		
私立	瑞岩	瑞岩病院	柴山茂	豊橋市岩屋下2の2	171	15
"	北林	北林病院	石川誠司	名古屋市中村区中村町7,616	65	5
"	岡田	岡田病院	斎藤玉男	岡崎市羽根町陳場17	50	5
"	守山	守山莊病院	内藤稻三郎			
"	三河	三河病院	山田悠紀男	岡崎市戸崎町半軒2		
"	一ノ草	一ノ草病院	山口憲三	半田市長根町3の1		
三重	国立	国立津病院	宮崎達	一志郡柳原町	143	
	県立	三重県立医大附属病院	渡辺算	津市栄町1の96		
"		県立高茶屋病院	井上正吾	" 小森上野705	193	
滋賀	財法	八幡精神病院	青木潔	蒲生郡金田村大字鷹島飼744	51	20
		水口病院	青木亮貫	甲賀郡水口町	167	30
和歌山	県立	和歌山県立医大附属病院	岩鶴瀧三	和歌山市七番町1	6	
"		五稜病院	水津謙二	有田郡御靈村30		
京都	国立	京都大学附属病院	井上硬	京都市左京区聖護院川原町	130	
"		国立舞鶴病院	角本水一	舞鶴市字行水	50	
府立		府立洛南病院	小松良彦	宇治郡東宇治町	50	
"		京都府立医大附属病院	細田孟	京都市左京区聖護院川原町広小路	168	
	財法	長岡病院	山本録次	乙訓郡長岡町字友岡	137	30
社法		京都第二日赤病院	吉玉太郎	京都市上京区春帶町		
医法		足立病院	今井廉平	" 中京区間の町485		
私立		川越病院	久保喜蔵	" 左京区淨土寺馬場町	110	20
大阪	国立	国立大阪病院	佐谷有吉	大阪市東区法円坂町1の2		

大阪	国立	国立大阪病院 長野分院	久家 保義	南河内郡長野町木戸	95	
	"	大阪大学附属病院	宇山 安夫	大阪市福島区堂島浜通 2	25	
	"	" 分 院	堀見 太郎	豊中市柴原32の 1	30	
	府立	府立中宮病院	橋田 贊	枚方市字中宮小字天日合併地	432	
	市立	大阪市立医大附属病院	小田 俊郎	大阪市阿部野区旭町 1 の 61		
	"	桃山市民病院	小田 俊郎	" 天王寺区筆ヶ崎15		
	医法	大阪脳病院	山本 友香	南河内郡志紀村大字天王寺屋 129	234	234
	"	堺脳病院	高橋 幸雄	堺市今池町 396	608	483
	財法	北野病院	後藤 光治	大阪市北区西扇町 3	15	
	学法	大阪女子医大附属病院	落合 明	守口市文園町 1		
	社法	香里病院	中川小四郎	寝屋川市大字 960		
	"	小坂病院	東 武夫	布施市永和 2 の 27	208	123
	会社人	池田回生病院	村山 長一	池田市建石町 1,973		
	"	大阪回生病院	菊地米太郎	大阪市北区絹笠町 2		
	私立	七山病院	本多 浩	泉南郡熊取村大字七山	375	310
	"	坂本病院	坂本 三郎	布施市上小坂町 2 の 56	152	110
	"	浜寺病院	膳所 正俊	泉北郡高石町北 53	116	
兵庫	県立	県立神戸医大附属病院	竹田 正次	神戸市生田区楠町 7 の 13		
	"	県立光風寮	矢野 賢治	" 兵庫区山田町上谷上	400	
	社福法	済生会兵庫県病院	成田 敬太郎	" 茅ヶ崎区夢野町 4 の 15		
	私立	湊川病院	細見 正二	" 兵庫区湊川町 3 の 2	260	155
	"	明石病院	今井 速	明石市藤生 201	146	136
	"	武庫川病院	森村 茂樹	西宮市尾町小町字砂子	205	80
	"	加古川病院	中川 鍾	加古川市平岡町字新在家	110	100
	"	香良精神病院	石井 敏秋	永上郡幸世村香良 107	64	40
	奈良	県立奈良医大附属病院	緒方 準一	高市郡歛傍町四条	12	
	財法	信貴山病院	小関 光尚	生駒郡三郷村	185	100
鳥取	医法	吉田病院	青木 康次	" 伏見村あやめ池	126	
	鳥取	国立鳥取大学附属病院	奥村 二吉	米子市西町36の 1		
	県立	県立米子医大附属病院		" 西町 86	45	
	"	県立精神病院		出雲市今市町漆垣 116		
	医法	広江病院	広江 和一	米子市上後藤 32	75	40
	島根	私立杉原病院	杉原寛一郎	能義郡能義村字赤崎	51	30
	"	松江精神病院	菅野 一	松江市上乃木町 2,791	63	30
	岡山	国立岡山大学附属病院	根岸 博	岡山市岡山 164	61	
	財法	河田脳病院	河田 大作	" 岩井 175	272	80
	"	林精神病院	林 道倫	" 三番町 12	22	
広島	医法	慈圭病院	伊原 重彦	" 浦安本町100番の 2	72	10
	私立	高見脳病院	高見 孝志	津市横山 101	46	10
	"	松枝病院	三口 富太	浅口郡連島町亀島新田 31	8	
	県立	県立広島医大附属病院	柳原 英	吳市広町 1,065	26	5
	"	" 阿賀分院	柳原 英	吳市阿賀町 1,466	41	
	社法	広島静養院	松岡滝三郎	安芸郡府中町 988	313	65
	私立	養神館病院	宗近 敬止	佐伯郡五日市町 197 の 1	78	40
	"	広島脳病院	天野 進作	広島市白島西中町 62	21	
	"	長尾病院	篠崎 憲次	吳市阿賀町向川 254	94	15

広島	私立	呉 脳 病 院	児玉 実	呉市阿賀町向川 256	41
	"	児玉 病 院	児玉 実	山県郡壬生町	20
	"	青山 病 院	青山 俊三	尾道市栗原町2, 150	45
	"	馬屋原 病 院	馬屋原大輔	芦品郡宣山村字向永谷	24
山 口	国立	国立岩国病院	渡辺 真澄	岩国市藤生	20
	財法	山口県立医大附属病院	水田 信夫	宇部市大字小串 1, 144	
	"	徳山博愛病院	藤井 佐	徳山市上御弓町 4, 197	
	私立	防府脳病院	水津 信治	佐波郡石田村高井 961	80
徳 島	"	重本病院	松野 鴻次	豊浦郡黒井村	30
	"	光精神病院	吉田 三彦	光市大字島田 2, 124	50
	国立	徳島大学附属病院	飯田 無二	徳島市蔵本町1丁目	30
	社法	阿波井島保養院	西川 修	鳴門市瀬戸町堂ノ浦	154
香 川	私立	田岡病院	田岡 清夫	徳島市東山手町1の38	3
	国立	国立善通寺病院	荒瀬 進	仲多度郡善通寺町	60
	県立	県立丸亀病院	丸岡 敏夫	丸亀市北平山町21	21
	財法	大西精神病院	大西 義江	高知市上天神 336	116
愛 媛	財法	松山脳病院	中本 甫	松山市朝美町3の600	275
	高 知	国立高知病院	崎原 英夫	高知市朝倉代 298	168
	国立	精華園	下司 孝磨	" 長浜	109
	"	町田病院	町田 昌直	" 帯屋町13	30
福 岡	私立	土佐病院	須藤 五郎	" 新本町 2, 064	92
	国立	国立小倉病院	杉浦 秀明	小倉市北方野	42
	"	" 筑紫病院	古賀 秀夫	福岡市野多目	25
	"	" 久留米病院	藤田 卵二	久留米市国分町	60
県立	"	九州大学附属病院	遠城寺宗徳	福岡市堅粕	93
	県立	筑紫保養院	野田 寿一郎	筑紫郡太宰府町	350
	学法	久留米大学附属病院	吉住 好夫	久留米市旭町 2, 430	50
	医法	聖ルチア病院	森 一	" 津福本町	54
私 立	"	若久病院	今任 準一	小倉市平尾若久町	85
	"	柏屋精神病院	河野 正	柏屋郡勢門村	26
	"	田川病院	重森 仙藏	田川市西区西本町	26
	大川病院	大川勤三郎	筑上郡山田村	46	
佐 貢	"	日明病院	北原 尊雄	小倉市日明町 1, 879	83
	"	福岡保養院	木村 重人	筑紫郡日佐村71	20
	"	蒲池病院	蒲池 格	三井郡小郡村	53
	"	奥村病院	奥村 集	浮羽郡吉井村	45
國立	"	大牟田保養院	蓮沢 孝義	大牟田市大字川尻	33
	國立	肥前療養所	御厨 嶽	神崎郡東脊振村	26
	私立	佐賀精神病院	早田 烏	佐賀市神野町 1, 390	300
	"	佐賀保養院	大島 勇	三養基郡比茂安村	66
長 崎	"	白石保養院	緒方 勝徳	杵島郡白石町	20
	"	堀田病院	西松浦郡大田村字大川野	27	10
	國立	国立大村病院久原病院	篠崎哲四郎	大村市久原郷 1, 001	18
	"	長崎大学附属病院	三谷 靖	長崎市坂本町93	35
県立	県立	県立東ヶ浦病院	大村市鈴田地区東浦	46	
	私立	杜葉病院	松葉 輝夫	長崎市南山手町14	100
	"	小鳥居病院	小鳥居才吾	東彼杵郡下波佐見村浜辺田郷	50
	"	佐世保保養院	森田 嶽	佐世保市瀬戸越免 292	45
					31
					10

長崎分	私立	松竹病院	高城省吾	島原市杉谷町乙 824	20	
	国立	国立別府病院	高安慎一	別府市龜川町 1,473	65	10
	私立	佐藤精神病院	佐藤道雄	大分市南新町	50	20
	"	朝見精神病院	河内野弘孝	別府市大字別府字朝見 706	62	15
	"	山本精神病院	山本哲次郎	" " 2,388	20	5
	"	加藤精神病院	加藤正一	直入郡竹田町大字竹田 1,855	12	
	"	長生生病院	長生卓治	大分市生石町 617	33	
	国立	国立熊本病院	山田政信	熊本市二の丸町	23	
	"	熊本大学附属病院	宮川九平太	" 本庄町	45	
	医法	熊本保養院	平田宗男	" 神水町 380	80	
熊本	"	龍田病院	池田勝	" 黒髪町宇留毛 137	88	40
	財法	熊本病院	三浦豊	" 大江町	150	
	社法	人吉病院	吉村正一	人吉市老神町35	60	
	私立	有効病院	有効哲二郎	荒尾市万田町 476	100	
	県立	県立宮崎病院	矢野正敏	児湯郡富田村大字三納代字荒田	36	15
	私立	宮崎精神病院	毛利之隆	宮崎市福島町寺山 3,147	2	
	"	永田病院	永田利蒲	都城市五十町 5,173	6	
	国立	国立鹿児島病院	岡谷良武	鹿児島市下伊敷町 630	150	
	県立	県立鹿児島医大附属病院	繩田千郎	" 山下町68	60	40
	"	県立鹿児島保養院	佐藤幹正	姶良郡重富村平松	70	
宮崎	医法	三洲脳病院	日笠山純重	鹿児島市宇宿町	34	20
	"	" " 脇田ヶ丘分院	森園静哉	" 宇垣町 2,460	36	
	私立	鹿児島脳病院	横山博徳	" 永吉町 200	36	
	"	福山脳病院	松下兼知	姶良郡福山町麓	30	
	"	川内脳病院	合之尊文雄	薩摩郡下東郷村中郷 849	20	
	"	白浜病院	白浜正		30	
	県立	県立宮崎病院	矢野正敏			
	私立	宮崎精神病院	毛利之隆			
	"	永田病院	永田利蒲			
	国立	国立鹿児島病院	岡谷良武			
鹿児島	県立	県立鹿児島医大附属病院	繩田千郎			
	"	県立鹿児島保養院	佐藤幹正			
	医法	三洲脳病院	日笠山純重			
	"	" " 脇田ヶ丘分院	森園静哉			
	私立	鹿児島脳病院	横山博徳			
	"	福山脳病院	松下兼知			
	"	川内脳病院	合之尊文雄			
	"	白浜病院	白浜正			

24. 精神科関係職員

(a) 精神病院における業務種別従業者数

(昭和28年5月末現在)

業務種別				従業者数
専任医師				383
兼任医師				147
薬剤師				88
看護婦				1,238
看護人				635
準看護婦				471
準看護人				683
その他				1,581
合計				5,226

厚生省公衆衛生局庶務課調査による。

(b) 精神科、神経科専門医師数

1) 年度別、精神科、神経科専門医師数

年次	医師総数	精神科医師数	神経科医師数
昭和23年	68,081	436	-
24年	61,893	385	-
25年	69,649	486	110
26年	71,051	495	86

2) 都道府県別、精神科、神経科専門医師数

(昭和26年12月末現在)

都道府県別	医師総数	精神科医師数	神経科医師数
北青岩宮秋 海	道森手城田 2,544 768 937 1,380 788	22 3 4 10 3	0 1 0 1 0
山福茨柄群	形島城木馬 902 1,183 1,293 1,001 1,096	0 4 4 6 4	3 0 1 1 2
崎千東神新 奈	玉葉京川瀬 1,452 1,691 8,799 2,439 1,664	12 36 69 20 9	0 3 27 2 0
富石福山長	山川井梨野 823 924 620 582 1,480	3 10 3 5 8	1 0 0 1 5
岐静愛三滋 歌	阜岡知重賀 1,163 1,870 2,883 1,207 641	2 13 25 4 3	1 3 6 2 0
京大兵奈和	都阪庫良山 2,034 4,636 3,052 642 897	17 41 14 7 3	5 3 2 3 2
鳥島岡広山	取根山島口 515 727 1,503 2,043 1,463	8 3 4 13 7	0 2 0 2 0
徳香愛高福	島川媛知岡 674 698 991 620 3,575	8 3 2 4 30	0 0 1 2 0
佐長熊太官 鹿兒島	賀崎本分崎 897 1,334 1,521 1,036 632	13 7 9 7 3	0 0 1 0 1
合計	1,376	10	2
	71,051	495	86

厚生省医務局医務課資料による。

註。この資料は医師法第6条による届出により、医業以外の保健衛生の業務（医学教授又は研究、衛生行政又は公的保健指導、その他の保健衛生の業務）、その他及び不詳を除いた医業に従事するものの数であり、診療料別は首位に標榜するもの（単科標榜を含む）である。

(c) 精神衛生鑑定医数

(昭和28年12月末現在)

北海道	35	東京	59	滋賀	5	香川	5
青森	6	神奈川	23	京都	29	媛	2
岩手	3	新潟	15	大阪	32	高知	3
宮城	6	富山	5	兵庫	18	福岡	39
秋田	4	石川	14	奈良	5	佐賀	11
山形	6	福井	2	和歌山	7	長崎	11
福島	8	山梨	7	鳥取	7	熊本	5
茨城	6	長野	13	島根	6	大分	9
栃木	5	岐阜	6	岡山	11	福崎	9
群馬	4	静岡	11	広島	11	宮崎	12
埼玉	5	愛知	21	山口	5	鹿児島	
千葉	33	三重	8	徳島	8		
						計	555

厚生省公衆衛生局庶務課調査による。

(d) アメリカにおける精神衛生領域職員数*

I) 精神科医

アメリカ精神医学会 (The American Psychiatric Association) 会員数 (1952年) (註1)

..... 7,572

アメリカ精神神経学評議会 (The American Board of Psychiatry and Neurology)

発行免許状所有者数 (1951年) 4,195

精神科専門医免許状所有者数 3,000

神経科専門医免許状所有者数 271

精神科並びに神経科専門医免許状所有者数 924

訓練中の住込医 (Psychiatric resident) 数 (1947年) (註2) 約1,000

住込医は毎年約350名が訓練を修了すると算定される。

現在アメリカにおいては最低の要求に応ずるために少くも15,000名の精神科医が必要とされている。したがつて現在の数はその半数を満たすに過ぎない。

現在の精神科医師数は総医師数の約3.7%である。

1948年度において、精神科医師総数の35%は開業しており、人口14万に対し精神科医1の比率となる。

精神分析学会会員数 (1949年) 421

訓練中の学生数 (1949年) 708

II 精神科看護婦(人)

各種の精神衛生施設に勤務する有資格看護婦数	10,000弱
これは実際に活動しているすべての有資格看護婦 300,000 名の約 3 %に当る。以上のうち、	
公共精神病院に勤務するもの	4,132
その内	

一般勤務に服するもの、又は幹部看護婦	1,222
管理、監督、教育、その他の業務に服するもの	2,910

合衆国の各種精神病院における患者に対する有資格看護婦の比率は 1:65 であり、州立病院においては、この比率は 1:1,054 から 1:39 までの開きがある。

600,000名を超える精神病院入院患者の看護のために、10,000名の有資格看護婦を補うべく 80,000 名以上の補助看護婦(人)が attendants として勤務している。その内少數は Psychiatric aides 又は Psychiatric technicians と呼ばれている。

III 精神医学的ソーシャル・ワーカー (Psychiatric social worker)

精神疾患の予防治療の面に活動している精神医学的ソーシャル・ワーカー数 (1950年)

..... 約 2,300

適切な精神衛生事業を遂行するためには、人口 10,000 に対し 1 名の精神医学的ソーシャル・ワーカーが必要とされる。したがつて 1960 年には 10,000 名が必要とされる筈である。

精神病院においては、年間の新入院患者数 30 名毎に 1 名、さらに回復期、あるいは家庭保護の下にある患者 60 名毎に 1 名の精神医学的ソーシャル・ワーカーが必要だといわれる。この基準にしたがえば、1947年度に精神病院に勤務していた数の約 6 倍の精神医学的ソーシャル・ワーカーを必要とするわけである。

IV 臨床心理学者 (Clinical psychologist)

アメリカ心理学会臨床並びに異常心理学部 (The Division of Clinical and Abnormal Psychology of the American Psychological Association) 所属会員数 (1948年)

..... 約 1,100

この数は州立精神病院で必要とされる臨床心理学者数の 8 %にすぎない。

V その他の職員

1) 作業治療士 (Occupational therapist)

州立精神病院に勤務する作業治療士数 約 1,200(註3)
欠員は約 400 名と報告されている。

2) レクリエーション治療士又は精神医学的グループ・ワーカー (Recreational therapist
又は group psychiatric social worker) はまだ少数にすぎない。

3) 作業管理者 (Industrial supervisor)

入院患者の作業治療を目的として経営される手工業的工場の管理者である。

州立精神病院には 240 名が勤務し、70名の欠員があると報告されている。

4) 物理療法士 (Physiotherapist)

州立精神病院に勤務するものは約 110 名であり、80名の欠員があるといはれている。

* "Workers in the Field of Mental Health." by JULES V. COLEMAN, The Annals of the American Academy of Political and Social Science, March 1953. "Mental Health in the United States."による。

註1. 1942年には、2,913名、1949年には4,765名と報告されている。

註2. 1949年には、1,470名との報告がある。

"Statistics Pertinent to Psychiatry in the United States", compiled by Hospital Committee. 1949.

註3. 1,777 名 (1949年) との報告もある ("Statistics Pertinent to Psychiatry in the United States," compiled by Hospital Committee. 1949 による)。

25. 精神衛生相談所

(a) 精神衛生相談所一覧表

(昭和28年12月末現在)

都道府県	名 称	所 長 名	所 在 地
北海道	網走精神衛生相談所	吉川万雄	網走市字向陽1番地
	帯広精神衛生相談所	河原林忠男	帯広市東三条南1の13(帯広保健所内)
青森	県立臨時精神衛生相談所	天野正也	八戸市大字類家字古広中寺30(八戸保健所内)
山形	山形保健所併設精神衛生相談所	池田章治	山形市六日町寒河江田町(山形保健所内)
茨城	茨城県精神衛生相談所	広瀬三郎	水戸市五軒町1,251(水戸保健所内)
栃木	栃木県精神衛生相談所	渡辺敏夫	宇都宮市旭町2の3(宇都宮保健所内)
群馬	群馬県臨時精神衛生相談所	滝沢敏夫	前橋市比曲輪町甲44(前橋保健所内)
埼玉	県立精神衛生相談所	須永正	大宮市吉舎3の3,527(大宮保健所内)
千葉	千葉精神衛生相談所	大石巖	千葉市登戸町1の28(千葉中央保健所内)
新潟	新潟精神衛生相談所	久保田謙二	新潟市東仲通1番地(私立)
富山	富山精神衛生相談所	伊藤悟	富山市総田輪487の1(富山保健所内)
福井	福井精神衛生相談所	富田信夫	福井市松影町25(福井保健所内)
長野	松本精神衛生相談所	小山雄吉	松本市(松本保健所内)
愛知	県立臨時精神衛生相談所	浅井保	西春日井郡西枇杷島町(西枇杷島保健所内)
三重	三重県精神衛生相談所	渥美三千里	津市丸ノ内本町(津保健所内)
滋賀	大津精神衛生相談所	山内美義	大津市尾花川町3号112(大津保健所内)
京都	舞鶴精神衛生相談所	下井哲二郎	舞鶴市字堀上198(舞鶴保健所内)
	宇治精神衛生相談所	小林治一郎	宇治市宇治町
大阪	大阪府精神衛生相談所	竹谷政男	大阪市天王寺区生玉前町38
奈良	奈良県精神衛生相談所	金子仁郎	奈良県高市郡畠傍町大字四条
和歌山	和歌山県精神衛生相談所	木村潔	和歌山市七番町(県立医大附属病院内)
鳥取	鳥取県精神衛生相談所	奥村二吉	米子市角盤町
島根	県立精神衛生相談所	菅野一	松江市朝日町字宮ノ浦(松江保健所内)
岡山	岡山精神衛生相談所		岡山市大供250
広島	尾道精神衛生相談所	竹下新	尾道市久保108の2
山口	宇部精神衛生相談所	岡部宗雄	宇部市東区松山通り(宇部標準保健所内)
	岩国精神衛生相談所	古川安彦	岩国市今津(岩国保健所内)
徳島	徳島県精神衛生相談所	臣永義夫	徳島市新蔵町3丁目(徳島保健所内)
香川	県立精神衛生相談所	尾崎義博	高松市松島町594の1(高松保健所内)
	三船精神衛生相談所	三船通雄	丸亀市作原町366(私立)
高知	県立中央保健所併設精神衛生相談所	須藤五一郎	高知市門筋
福岡	福岡県精神衛生相談所	安河内五郎	福岡市薬院堀端
鹿児島	財団法人鹿児島精神衛生協会・鹿児島精神衛生相談所	横山鉄夫	鹿児島市山之口町71(私立)

(b) 精神衛生相談所数

区分 年次	都道府県立		私立	総計
	単独	保健所併設		
昭和27年	3	21	1	25
28年	3	27	3	33

厚生省公衆衛生局庶務課資料による。

26. 児童相談所

(a) 児童相談所長専門別

(昭和28年2月1日現在)

専門別	計
精神医学	2
心理医学	7
教育学	3
社会学	3
その他(哲学、史学) (宗教学、法経学)	33
高師卒	4
師範卒	35
その他(教員養成所) (農学校等)	23
合計	110

厚生省児童局企画課資料による。

註。児童相談所数は公称120ヶ所であるが、支所の形になつてたり、欠員のため県民生部児童課長等が兼任してたりするため、所長の数は110名である。

(b) 児童相談所判定指導部職員専門別 (昭和28年4月1日現在)

専門別	専任	嘱託	計
精神医学	11	46	57
小児科学	9	28	37
心理医学	55	8	63
その他(社会学、教育学) (社会事業等)	39	0	39
師範卒	27	0	27
保健婦	24	0	24
合計	165	82	247

厚生省児童局企画課資料による。

27. 児童福祉施設

(a) 児童福祉施設数及び収容定員数

(昭和27年12月末現在)

区分 施設名	施設数			収容定員			収容現在数		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
助産施設	41	179	220	785	1,237	2,022	226	269	495
乳児院	41	87	128	1,281	2,246	3,527	927	1,793	2,720
母子寮	356	112	468	22,179	7,718	29,897	20,916	7,138	28,054
保育所	2,118	3,455	5,573	168,073	251,386	419,459	213,068	325,206	538,274
養護施設	98	402	500	6,742	20,022	26,764	7,059	21,740	28,799
精神薄弱児施設	30	31	61	1,452	1,236	2,688	1,298	1,435	2,733
盲児施設	18	7	25	915	330	1,245	1,031	250	1,281
ろうあ児施設	14	13	27	1,381	517	1,898	1,724	531	2,255
虚弱児施設	8	10	18	445	474	919	292	486	778
肢体不自由児施設	4	3	7	195	150	345	193	124	317
教護院	51	5	56	4,996	354	5,350	4,264	330	4,594
合計	2,779	4,304	7,083	208,444	285,670	494,114	250,998	359,302	610,300

児童の福祉、昭和28年、厚生大臣官房広報連絡課による。

註. 教護院には上の表の外に国立教護院1ヶ所あり、収容定員135名、収容現在数130名であり、病的性性格等性状特に不良なる児童を入院させている。

名称、武藏野学院

所在地、埼玉県北足立郡大門村

なお、上記の表には含まれていないが、その他児童厚生施設が282ヶ所（公立86、私立196）あるが、これは児童遊園地、児童会館等の総称である。

これ等施設の利用定員は33,304名（公立17,518、私立15,786）である。

28. 少年鑑別所及び矯正保護施設

(a) 少年鑑別所及び矯正保護施設数

(昭和28年8月末現在)

矯正・保護区	刑務所	拘置所	少年刑務所	少年院	少年鑑別所
東京	14	1	3	18	11
大阪	6	3	2	10	6
名古屋	7	1	1	10	6
広島	5	1	0	4	5
高松	4	0	0	3	4
福岡	10	1	1	5	7
仙台	5	0	1	4	6
札幌	5	0	1	2	4
合計	56	7	9	56	49

法務省矯正局資料による。

註. 矯正保護施設支所及び分院としてなお次の数の施設がある。

刑務支所	17
拘置支所	92
少年院分院	8
少年鑑別所分所	2

(b) 矯正保護施設職員数

(昭和28年8月末現在)

区分	法務事務官	法務教官	法務技官	その他の		計
				雇員	傭人	
矯正管区	126	24	19			169
刑務所、少年刑務所、拘置所	14,783	81	722			15,586
少年院	137	1,625	74			1,836
少年鑑別所	125	470	149			744
中央矯正研修所	12	8	0			20
巢鴨刑務所	322	0	13			335
合計	15,505	2,208	977	1,136	751	20,577

法務省矯正局資料による。

(c) 矯正保護施設専門職員専門別

(昭和28年4月末日現在)

専門別	刑務所 拘置所	少年院	少年鑑別所	管区本部	計
医師	181	58	21	0	260
精神科医	15	11	30	0	56
心理学を専攻したもの	14	18	76	8	116
公務員心理職合格者	2	7	15	0	24
社会学を専攻したもの	6	2	2	0	10
教育学, 倫理学, 哲学を専攻したもの	4	9	6	0	19
学芸大学, 旧師範学校の卒業者, その他	0	4	4	0	8
合計	222	109	154	8	493

法務省矯正局資料による。

- 註. 1) 医師のうちには精神科医を含んでいない。
 2) 社会学専攻の中には公務員心理職合格者を除いてある。
 3) 教育学, 倫理学, 哲学専攻者にも公務員心理職合格者を除いてある。
 4) 学芸大学, 旧師範学校卒業者にも公務員心理職合格者を除いてある。
 従つて数字には重複しているものはない。

(d) 矯正保護施設収容者数

(昭和28年8月末現在)

区分	収容者数	計
刑務所	61,263	63,922
刑務支所	2,659	
拘置所	6,654	10,913
拘置支所	4,259	
少年刑務所	4,238	4,238
少年院	9,851	10,188
少年院分院	337	
少年鑑別所	1,953	2,027
少年鑑別所分所	74	
合計		91,238

法務省矯正局資料による。

29. 特殊学級及び特殊学校

(a) 特殊学級一覧表

ここにかかげる資料は、主として文部省初等中等教育局特殊教育室の調査によるもので、昭和28年12月末現在である。

掲載の順序は、学級の種別を問わず、すべて県別に一括してある。表中、「精薄」は精神薄弱児、「性異」は性格異常児、「虚弱」は身体虚弱児、「肢不」は肢体不自由児、のための特殊学級であることを示す。

なお、この表は、学級の一覧であるので、独立した学校になつているものは含まれない。したがつて盲児、ろう児の関係、および例えば精神薄弱児の東京都立青鳥中学、肢体不自由児の東京都立光明小学校のごとき少数の学校は除外してある。

また、私立のもので学校教育法によらないものは除外してある。

(昭和28年12月末現在)

区分 県別	種別	学 校 名	所 在 地	学級数	児童数		計
					男	女	
北海道	精薄	網走小学校	網走市桂町	1	8	7	15
	〃	函館港小学校	函館市港町298	1	5	7	12
	〃	琴似小学校	札幌郡琴似町	1	6	6	12
	〃	雄武小学校	綾部郡雄武町	1	12	13	25
	〃	森小学校	茅部郡森町	1	7	6	13
	〃	美香保小学校	札幌市北17条東	1	8	4	12
	〃	栄小学校	美唄市落合町栄町	1	8	8	16
	〃	白神小学校	弘前郡大沢村	1			12
	〃	青雲小学校	旭川市	1			10
	〃	国縫小学校	山越郡長万部町	1			16
	〃	北斗小学校	根室郡根室町	1			11
	〃	新得小学校	十勝国上川郡新得町	1			6
	〃	剣淵小学校	上川郡剣淵村	1			18
	〃	太櫛小学校	太櫛郡太櫛村	1			14
虚弱	有珠小学校	有珠郡伊達町		2	34	42	76
	柏野小学校	函館市松陰町		3	19	34	53
	千代ヶ岱小学校	函館市千代ヶ岱町		3	22	22	44
	大通小学校	札幌市		1			25
	東川小学校	函館市		3			70
	砂原小学校	茅部郡砂原村		1			20
	岩内西小学校	岩内郡岩内町		1	6	6	12
性異	精薄	谷地頭中学校	函館市	1			23
	肢不	琴似中学校	札幌郡琴似町	4			20
				計 23校	34		535

青森	精薄	桔梗野小学校	弘前市大字富田字桔梗野町	1	5	7	12
		田川小学校	北郡中川村大字田川	1	1	4	5
		板柳小学校	北郡板柳町	1	9	7	16
		三条小学校	三戸郡上長苗代村	1	9	3	12
		三本木小学校	上北部三本木町	1	6	5	11
		虚弱和徳小学校	弘前市代官町 107	1	7	11	18
		第二大成小学校	" 品川町71	1	10	3	13
	精薄	城西小学校	" 五十石町19	1	7	7	14
		千年小学校	中郡千年村小栗山	1	3	4	7
		三本木小学校	上北部三本木町	3	31	50	81
		八戸小学校	八戸市大字八幡町	1	14	16	30
		千年中学校	中郡千年村原ヶ平字中野	1	13	8	21
		小湊中学校	東郡小湊町	3	51	54	105
	計 13校						
岩手	精薄	仁王小学校	盛岡市上名須川	1	4	6	10
		水沢小学校	胆沢郡水沢町表小路	1	5	6	11
		岩谷堂小学校	江刺郡岩谷堂町館下	1	5	4	9
		花巻小学校	稗貫郡花巻町	1	13	12	25
		花巻小学校	"	1	10	18	28
	虚弱	黒沢尻小学校	和賀郡黒沢尻町	2	20	13	33
		一関小学校	一関市広街	2	28	15	43
		摺沢小学校	東磐井郡摺沢町音音堂	1	11	9	20
		上田中学校	盛岡市上田東繩手	1	3	2	5
		計 9校					
宮城	精薄	木町通小学校	仙台市木町通	2	47	25	72
		南材木町小学校	" 南材木町	2	34	48	82
		岩沼小学校	名取郡岩沼町	2	25	33	58
		登米小学校	登米郡登米町寺池	2	36	30	66
		中新田小学校	加美郡中新田町西田	2	21	31	52
		築館小学校	栗原郡築館町字小山	2	27	29	56
		岩ヶ崎小学校	" 岩ヶ崎町下小路	1	10	10	20
		湊小学校	石巻市湊町裏	1	16	11	27
		住吉小学校	" 住吉町	2	19	19	38
		渡波小学校	牡鹿郡渡波町根岸	1	6	9	15
	精薄	楢木小学校	柴田郡楢木町入間野	3	32	22	54
		福岡小学校	刈田郡福岡村藏本	1	10	5	15
		楢木中学校	柴田郡楢木町入間野	1	15	7	22
		計 13校					
秋田	精薄	朝倉小学校	横手市	2	15	13	28
		日新小学校	秋田市新屋町	1	5	6	11
		有賀小学校	大館市	1	3	3	6
		五城目小学校	南秋田郡五城目町	1	10	3	13
		淳城第三小学校	能代市	1	15	14	29
	虚弱	湯沢東小学校	雄勝郡湯沢町	1	8	7	15
		湯沢西小学校	" "	2	24	19	43
		花岡小学校	北秋田郡花岡町	3	62	54	116
		西館小学校	" 西館村	1	9	7	16

秋 田	精薄	秋の宮 中 学 校	雄勝郡秋の宮村	計 10校	1	9	13	22
					14	160	139	299
山 形	精薄	日 新 小 学 校	新庄市	計 6校				23
					1			50
	虚弱	新 庄 小 学 校	"		2			60
	"	東 根 小 学 校	北村山郡東根町		1			25
	"	米 沢 北 部 小 学 校	米沢市		2			105
	"	山 形 第 五 小 学 校	山形市		1			45
福 島	"	亀 ケ 崎 小 学 校	酒田市		7			308
	精薄	白 河 第 三 小 学 校	白河市字寺小路	計 4校	1	7	1	8
	"	二 本 松 小 学 校	安達郡二本松町		1	10	8	18
	虚弱	喜 多 方 小 学 校	耶麻郡喜多方町		2	24	13	37
	虚弱	二 本 松 小 学 校	安達郡二本松町		2	11	10	21
	肢不				6	52	32	84
茨 城	不明	結 城 小 学 校	結城郡結城町		3	43	20	63
	"	新 利 出 小 学 校	新治郡新利出村		1	13	10	23
	"	静 小 学 校	猿島郡静村		1	8	4	12
	不明	土 浦 中 学 校	新治郡土浦市	計 4校	2	41	35	76
栃 木	虚弱	今 市 小 学 校	上都賀郡今市町		7	105	69	174
	精薄	一 条 中 学 校	宇都宮市一条町		2	46	49	95
	"	東 中 学 校	鹿沼市大字沼		2	24	11	35
	"	日 光 中 学 校	上都賀郡日光町		1	9	9	18
群 馬	"			計 4校	1	7	9	16
	精薄	桐 生 北 小 学 校	桐生市本町 2 丁目		6	86	78	164
	"	伊 勢 崎 北 小 学 校	伊勢崎市栄町		1	10	8	18
	"	桃 井 小 学 校	前橋市曲輪町		1	8	7	15
	"	岩 島 第 二 小 学 校	吾妻郡岩島村松谷		1	5	5	10
	"	渋 川 小 学 校	北群馬郡渋川町		1	12	11	23
	"	伊 勢 崎 南 小 学 校	伊勢崎市上泉町		2	27	25	52
	虚弱	桃 井 小 学 校	前橋市曲輪町		1	7	6	13
	"	高 崎 北 小 学 校	高崎市		3	42	39	81
	"	高 崎 東 小 学 校	" 号町		3	60	57	117
	肢不	嫩 葉 学 園	群馬郡金古町二之沢		4	80	102	182
	精薄	しろがね学園(天川小学校第一中学分校)	前橋市天川原	計 12校	3	49	30	79
埼 玉	"	フ ラ ン シ ス コ の 町 (倉ヶ野小・中学校分校)	群馬郡倉ヶ野町		2	7	5	12
	精薄	川 越 第 一 小 学 校	川越市郭町		2	45	0	45
	"	常 盤 小 学 校	浦和市常磐町 7 丁目		1	9	3	12
	"	幸 手 小 学 校	北葛飾郡幸手町		2	19	8	27
	"	元 加 治 小 学 校	入間郡飯能町		1	11	2	13
	虚弱	埼 玉 小 学 校	北埼玉郡埼玉村		1	10	4	14
千 葉	"	本 庄 西 小 学 校	児玉郡本庄町	計 6校	3	42	34	76
	精薄	真 間 小 学 校	市川市真間町		2	39	40	79
					10	130	91	221

千葉	精薄	万才小学校	香取郡万才村	1		15	
		市川第二中学校	市川市須和田町	1		11	
東京	精薄	神竜小学校	千代田区鎌倉町	4			
		黒門小学校	台東区西黒門町	3		35	
	〃	金竜小学校	〃 浅草芝崎町	1		20	
		緑小学校	墨田区緑町	1		11	
	〃	外手小学校	〃 鹿橋町	1		14	
		寺島第二小学校	〃 寺島町	1		13	
	〃	寺島第三小学校	〃 "	1		12	
		元加賀小学校	江東区白河町	1		15	
	〃	中延小学校	品川区中延町	2		20	
		大和田小学校	渋谷区桜ヶ丘町	1		31	
	〃	西原小学校	〃 代々木西原町	1		17	
		桃園小学校	中野区朝日ヶ丘町	1		14	
	〃	滝ノ川第六小学校	北区滝ノ川町	1		7	
		板橋第二小学校	板橋区板橋町	1		10	
	〃	関原小学校	足立区本木町	2		19	
		柴又小学校	葛飾区柴又町	2		39	
	〃	中小岩小学校	江戸川区小岩町	1		18	
		碑文谷小学校	目黒区碑文谷	2		8	
	〃	八王子小学校	八王子市八木町	1		28	
		深川第四中学校	江東区深川千石町	1		11	
	精薄	中野第七中学校	中野区江古田町	1		17	
		足立第七中学校	足立区本木町	1		10	
	〃	八王子第三中学校	八王子市子安町	1		20	
		深川第一中学校	江東区深川高橋	2		6	
	虚弱			31		41	
						436	
神奈川	精薄	秦野小学校	中郡秦野村曾屋	2	20	40	
		城内小学校	小田原市幸町	1	8	15	
	虚弱	山崎小学校	横須賀市三春町	1	13	36	
		公郷小学校	〃 公郷町	5	121	250	
	〃	衣笠小学校	〃 小矢部町	5	116	236	
		池上小学校	〃 池上町	5	122	248	
	〃	久里浜小学校	〃 内川新田町	2	53	93	
		武山小学校	〃 大和田	5	101	205	
	〃	長井小学校	〃 長井町	4	96	190	
		大楠小学校	〃 芦名	3	54	125	
	〃	馬堀小学校	〃 大津	2	35	81	
		川崎小学校	川崎市染町	3	47	90	
	〃	富士見小学校	平塚市平塚	1	9	14	
		本町小学校	小田原市幸町	1	12	25	
	〃	城内小学校	〃 "	2	29	58	
		新玉小学校	小田原市新玉町	1	12	24	
	〃	逗子小学校	三浦郡逗子町	2	27	73	
		三崎小学校	〃 三崎町	1	21	30	
	〃	福沢小学校	足柄上郡福沢村	1	8	17	
		浦郷小学校	横須賀市浦郷	3	55	121	
計 3校							
計 24校							

神奈川	虚弱	間 門 小 学 校	横浜市中区間門町	2	45	49	94		
		坂 本 小 学 校	横須賀市坂本町	4	109	115	224		
		生 麦 小 学 校	横浜市鶴見区生麦町	4	86	89	175		
		大 道 小 学 校	" 金沢区六浦町	3	39	43	82		
		逸 見 小 学 校	横須賀市逸見町	3	61	75	136		
		追 浜 小 学 校	" 浦郷	5	107	105	212		
		大 津 小 学 校	" 大津町	3	56	59	115		
		高 坂 小 学 校	" 高坂	2	33	20	53		
		二 ツ 橋 小 学 校	横浜市戸塚区二ツ橋	3	34	37	71		
		諫 訪 小 学 校	" 小川町	3	55	68	123		
		田 戸 小 学 校	" 米ヶ浜通	5	108	124	232		
		住 吉 小 学 校	川崎市本住吉町	1	6	6	12		
		新 本 小 学 校							
		精 薄 浜 岳 中 学 校	平塚市浜岳	1	13	7	20		
		田 浦 中 学 校	横須賀市田浦	1	8	7	15		
		保 土 谷 中 学 校	" 保土ヶ谷区	1	7	11	18		
		住 吉 中 学 校	川崎市住吉町	21	0	0	21		
計 36校						95	1,747	1,827	3,574
新潟	精薄	村 上 小 学 校	岩舟郡村上町	2	25	24	49		
		青 海 小 学 校	西頬城郡青海町	2	32	28	60		
		燕 西 小 学 校	西蒲原郡燕町	2	14	8	22		
		比 角 小 学 校	柏崎市比角	1	3	4	7		
		新 町 小 学 校	長岡市西新町	2	16	15	31		
		穠 渕 小 学 校	新潟市穠町 3 の 1	2	42	43	85		
		渕 小 学 校	" 古町	2	37	29	66		
		川 崎 小 学 校	長岡市千場町	2	31	31	62		
		大 手 町 小 学 校	高田市大手町	3	40	41	81		
		三 条 小 学 校	三条市日吉町	2	32	32	64		
		曾 根 小 学 校	西蒲原郡曾根町	1	19	17	36		
		山 倉 小 学 校	北蒲原郡星籠村	1	19	14	33		
		加 茂 南 小 学 校	南蒲原郡加茂町	2	32	32	64		
		加 茂 小 学 校	" "	1	18	10	28		
		五 泉 小 学 校	中蒲原郡五泉町	6	109	95	204		
		小 出 小 学 校	北魚沼郡小出町	2	32	41	73		
		戸 野 目 小 学 校	中頬城郡津有村	2	24	16	40		
		糸 魚 川 小 学 校	西頬城郡糸魚川町	3	46	60	106		
		青 海 小 学 校	" 青海町	2	49	44	93		
		真 野 小 学 校	佐渡郡真野村	3	47	49	96		
		両 津 小 学 校	" 両津町	3	48	42	90		
		新 穂 小 学 校	" 新穂村	1	14	10	24		
		村 上 小 学 校	岩船郡村上町	6	105	111	216		
		柏 崎 小 学 校	柏崎市西学校町	1	7	4	11		
		舟 栄 中 学 校	新潟市栄町	1	18	7	25		
		川 口 中 学 校	北魚沼郡川口村	1	10	5	15		
		北 中 学 校	長岡市蔵王町	2	75	72	147		
計 27校						59	944	884	1,828
富 山	精薄	堀 川 小 学 校	富山市堀川町小泉	1	7	9	16		

富 山	精薄 〃	魚津西部中学校 泊 中 学 校	魚津市下野方 下新川郡泊町	計 3校	1	13	12	25	
					3	48	41	89	
石 川	精薄 〃	金沢大学附属小学校 錦 城 学 園	金沢市庄坂通 江沼郡橋立町	計 3校	5	68	62	130	
					2	9	13	22	
	〃	愛 育 学 園	金沢市飛梅町		5	70	36	106	
					8	60	32	92	
	虚弱 〃	材木町小学校 輪 島 小 学 校	〃 又五郎町 輪島郡河井町	計 3校	6	133	141	274	
					6	146	147	293	
	〃	芦 城 小 学 校	小松市西町	計 3校	2	41	34	75	
					4	88	101	189	
福 井	精薄 虚弱	錦 城 小 学 校 高岡町中学校	大聖寺町八間道 金沢市高岡町	計 8校	1	21	27	48	
					34	568	531	1,099	
山 梨	精薄 虚弱	惜 險 小 学 校 惜 險 小 学 校	今立郡鯖江町 〃 "	計 5校	1	4	8	12	
					2	27	24	51	
	〃	武生東小学校	武生市浪花町	計 5校	2	40	35	75	
					2	36	36	72	
	〃	武生南小学校	〃 南元町 〃 高瀬		2	28	36	64	
					9	135	139	274	
	精薄	島 田 小 学 校 増 穂 小 学 校 蕙 崎 小 学 校 富 士 川 小 学 校	北都留郡島田村 南巨摩郡増穂村 北巨摩郡蕙崎町 甲府市富士川町	計 5校	2	11	9	20	
					3	23	15	38	
					1	9	6	15	
					1			不詳	
長 野	精薄	北 中 学 校	甲府市塙部町	計 5校	1	20	20	40	
					8	63	50	113	
岐 阜	精薄 虚弱	野 岸 小 学 校 大 町 小 学 校	北佐久郡小諸町 北安曇郡大町	計 8校	1	6	14	20	
					1	16	18	34	
	〃	源 池 小 学 校 開 智 小 学 校	松本市泉町 〃 本町		3	37	39	76	
					2	23	20	43	
	〃	伊 那 小 学 校 美 篠 小 学 校	上伊那郡伊那町 〃 美篠村		1	30	40	70	
					3	30	50	80	
	〃	須 坂 小 学 校 御 代 田 小 学 校	上高井郡須坂町 北佐久郡御代田村		3	58	42	100	
					1	17	10	27	
静 岡	精薄	加 納 小 学 校 華 陽 小 学 校	岐阜市加納町西丸町 〃 華陽町	計 11校	1	3	5	8	
					1	15	8	23	
	〃	興 文 小 学 校 安 桜 小 学 校	大垣市西外側町 閔市甲 1,152		2	11	9	20	
					1	7	4	11	
	〃	西 小 学 校 養 正 小 学 校	高山市総和町 多治見市平野町		1	10	10	20	
					1	11	10	21	
	虚弱	徹 明 小 学 校 東 小 学 校	岐阜市金宝町 大垣市藤江町	計 11校	3	60	72	132	
					2	23	22	45	
	〃	精 華 小 学 校 南 小 学 校	多治見市十九田町 高山市名田町		1	8	8	16	
					1	15	16	31	
	〃	東 小 学 校	〃 馬場町		1	8	10	18	
					15	171	174	345	
	精薄	第一小学校	熱海市熱海		1	11	11	22	

静岡	精薄	東 小 学 校	三島市宮倉		1	8	11	19
		伝 法 小 学 校	吉原市上中町		1	13	5	18
		清 水 小 学 校	清水市松井町		1	9	7	16
		岡 小 学 校	" 下清水		1	11	5	16
		入 江 小 学 校	" 桜橋		1	10	4	14
		三 保 小 学 校	" 三保宮道		1	20	7	27
		磐 田 北 小 学 校	磐田市見付二番町		1	9	4	13
	精薄	曳 馬 小 学 校	浜松市曳馬町		1	10	4	14
		第 二 中 学 校	富士宮市大宮		1	7	3	10
		第 三 中 学 校	清水市北矢部		1	5	5	10
		第 一 中 学 校	島田市		3	43	25	68
	計 12校							14 156 91 247
愛知	精薄	八 事 分 校	名古屋市昭和区		7	36	24	60
		高 蔵 小 学 校	" 磐田区花町		2	38	45	83
		南 小 学 校	丹羽郡古知野町古知野		3	61	53	114
		三 谷 小 学 校	宝飯郡三谷町七輔		1	16	12	28
		連 尺 小 学 校	岡崎市康生町		6	140	147	287
		広 幡 小 学 校	" 伊賀町		5	89	120	209
		梅 園 小 学 校	" 稲熊町字坂上		3	50	51	101
		豊 川 小 学 校	豊川市豊川町也通		1	11	23	34
		小 收 小 学 校	東春日井郡小牧町		2	32	42	74
		今 伊 勢 小 学 校	中島郡今伊勢郡新神戸		2	33	30	63
		常 滑 小 学 校	知多郡常滑町		2	28	25	53
		猿 投 南 小 学 校	西加茂郡猿投村		1	7	3	10
		千 鄉 小 学 校	南設楽郡千郷村杉山		2	30	31	61
		汐 路 小 学 校	名古屋市瑞穂区		2	46	43	89
		羽 根 井 小 学 校	豊橋市花田町		2	24	20	44
		大 志 小 学 校	一宮市川田町		2	33	29	62
		古 潑 戸 小 学 校	瀬戸市古瀧戸町		1	11	14	25
		鷺 塚 小 学 校	碧南市大字鷺塚		1	13	15	28
		新 川 小 学 校	西春日井郡新川町		2	30	28	58
		布 袋 小 学 校	丹羽郡布袋町		2	47	31	78
		起 小 学 校	中島郡起町		3	50	30	80
		大 府 小 学 校	知多郡大府町		3	48	37	85
		田 口 小 学 校	北設楽郡田口町		1	10	6	16
		田 原 中 部 小 学 校	握美郡田原町		2	33	27	60
		中 山 小 学 校	" 福江町		1	30	23	53
		大 治 小 学 校	海部郡大治村		2	41	28	69
		小 垣 江 小 学 校	碧海郡依佐美村		1	12	14	26
		若 園 小 学 校	" 高岡村		1	11	9	20
		三 和 小 学 校	幡豆郡渠和村		1	17	10	27
		四 鄉 小 学 校	八名郡石巻村		1	6	17	23
		豊 浜 小 学 校	知多郡豊浜町		1	18	18	36
		大 府 莊 分 校	" 大府町		4	16	14	30
	虚弱	蒲 郡 中 学 校	宝飯郡蒲郡町		3	43	47	90
		楠 小 学 校	三重郡楠町		73	1,110	1,066	2,176
		厚 生 小 学 校	宇治山田市一志久保町		1	8	8	16
	計 33校							1 18 10 28
三重	精薄	楠 小 学 校	三重郡楠町		1	8	8	16
	虚弱	厚 生 小 学 校	宇治山田市一志久保町		1	18	10	28

三重	虚弱	尾鷲小学校	北牟婁郡尾鷲町	2	19	17	36
				計 3校	4	45	35
滋賀	精薄	山田小学校	栗太郡山田村	1	8	6	14
"	"	八日市小学校	神崎郡八日市町	1	4	5	9
"	"	息郷小学校	坂田郡息郷村	1	8	10	18
"	"	虎姫小学校	東浅井郡虎姫町	2	26	12	38
"	"	膳所小学校	大津市膳所大工町	2	15	17	32
"	"	城西小学校	彦根市職人町	1	8	5	13
"	"	佐和山小学校	" 安清町乙	1	8	5	13
虚弱	真野小学校	滋賀郡真野村		1	6	4	10
"	甲南第一小学校	甲賀郡甲南町		1	13	7	20
"	八幡小学校	浦生郡八幡町		2	14	18	32
"	北比都佐小学校	" 北比都佐		1	11	12	23
"	南五箇荘小学校	神崎郡南五箇荘村		1	6	4	10
"	今津小学校	高島郡今津町		1	21	19	40
"	南郷里小学校	長浜市南田附町		2	24	17	41
"	長浜小学校	" 高田東町		5	79	89	168
精薄	西中学校	彦根市金色町		1	7	8	15
"	浅井東中学校	東浅井郡湯田村		3	24	23	47
				計 17校	27	282	261
京都	精薄	生祥小学校	京都市中京区富小路六角	1			12
"	砂川小学校	" 伏見区深草本町		1			9
"	嵯峨小学校	" 右京区嵯峨大門町		1			14
"	小川小学校	" 上京区小川今出川		1			16
"	仁和小学校	" " 御前通二条		1			13
"	正親小学校	" " 浄福寺中立		1			14
"	朱雀第四小学校	" 中京区西の京笠殿町		1			10
"	崇仁小学校	" 下京区塩小路河原町		1			8
"	修学院小学校	" 左京区修学院		1			14
"	明徳小学校	" " 岩倉忠名地町		1			8
"	月輪小学校	" 東山区本町		1			8
"	植柳小学校	" 下京区西洞院正面		1			9
"	網野小学校	竹野郡網野町		2	39	24	63
"	桑銅小学校	与謝郡桑銅村		1	7	3	10
"	山国小学校	北桑田郡山国村		1	6	0	6
"	三笠小学校	舞鶴市		1	4	3	7
"	倉柳小学校	"		1	6	6	12
"	綾部小学校	綾部市井倉明智		2	28	31	59
"	下夜久野小学校	天田郡下夜久野村		1	10	10	20
"	惇明小学校	福知山市内記		2	12	10	22
性異	浜陽小学校	船井郡園部町		9	57	21	78
虚弱	綾部小学校	綾部市井倉明智		2	34	31	65
"	倉梯小学校	舞鶴市		2	31	35	66
"	新舞鶴小学校	"		1	10	16	26
"	惇明小学校	福知山市内記		2	35	25	60
精薄	松原中学校	京都市中京区壬生相合町		1			12
"	彌栄中学校	" 東山区祇園町		1			8
"	桃陵中学校	" 伏見区		1			16

京 都	精薄	二 条 中 学 校	京都市上京区二条城裏	2	47	
		〃 皆 山 中 学 校	〃 下京区間の町七条	1		
		〃 高 野 中 学 校	〃 左京区中上古川町	1		
		〃 蜂 ケ 丘 中 学 校	〃 右京区嵯峨町	1		
		〃 綾 部 中 学 校	綾部市井倉	3		
		〃 南 陵 中 学 校	福知山市岡の上	2		
		〃 城 比 中 学 校	舞鶴市南田辺	2		
		〃 大 江 中 学 校		1		
				計 36校	55	
						913
大 阪	精薄	林 寺 小 学 校	大阪市生野区林寺町	1	19	
		〃 元 町 小 学 校	〃 浪速区元町	1		
		〃 福 島 小 学 校	〃 福島区上福島北 3 丁目	1		
		〃 日 東 小 学 校	〃 浪速区北日東町	1		
		〃 田 辺 小 学 校	〃 東住吉区田辺本町 4 丁目	1		
		〃 東 田 辺 小 学 校	〃 〃 7 丁目	1		
		〃 泉 尾 東 小 学 校	〃 大正区南泉尾町 3 丁目	1		
		〃 神 津 小 学 校	〃 東淀川区元今里北通り 1 丁目	1		
		〃 龍 華 小 学 校	八尾市太子堂	1		
		〃 東 百 舌 鳥 小 学 校	堺市上塔町	1		
		〃 豊 島 小 学 校	豊中市利倉	1		
		〃 泉 佐 野 第 一 小 学 校	泉佐野市野出町	1		
		〃 穴 師 小 学 校	泉大津市池浦	1		
		〃 植 生 小 学 校	南河内郡植生村	2		
		〃 豊 川 小 学 校	三島郡豊川村	1		
		〃 北 松 尾 小 学 校	泉北郡北松尾村	1		
		〃 日 根 野 小 学 校	泉南郡日根野村	1		
		〃 箕 面 小 学 校	豊能郡箕面町	1		
		〃 水 本 小 学 校	北河内郡水本町	1		
		精薄	四 条 中 学 校	北河内郡四条町	1	20
		〃	誉 田 中 学 校	南河内郡吉市町	1	14
		〃	養 精 中 学 校	茨木市上中条	1	14
		〃	八 尾 中 学 校	八尾市萱振	1	10
		〃	日 根 野 中 学 校	泉南郡日根野村	1	12
		〃	北 松 尾 中 学 校	泉北郡北松尾村	1	10
		〃	池 田 中 学 校	池田市上池田	1	15
				計 26校	27	351
兵 庫	精薄	吾 妻 小 学 校	神戸市	2		
		〃 六 甲 小 学 校	〃	1		
		〃 城 北 小 学 校	姫路市	1		
		〃 下 坂 郡 小 学 校	尼崎市	1		
		〃 人 丸 小 学 校	明石市	2		
		〃 大 鶴 小 学 校	〃	1		
		〃 芦 原 小 学 校	西宮市	2		
		〃 南 小 学 校	伊丹市	1		
		〃 龍 野 小 学 校	龍野市	1		
		〃 西 脇 小 学 校	西脇市	1		
		〃 赤 穂 小 学 校	赤穂市	1		
		〃 良 元 小 学 校	武庫郡	1		

兵 庫	精薄	有馬郡	1
	〃	印南郡	1
〃	飾磨郡	1	1
〃	神崎郡	1	1
〃	揖保郡	1	1
〃	〃	1	1
〃	城崎郡	1	1
〃	出石郡	1	1
〃	美方郡	1	1
〃	養文郡	1	1
〃	朝来郡	1	1
〃	永上郡	1	1
〃	〃	1	1
〃	津名郡	1	3
〃	三原郡	2	2
〃	神戸市	2	2
虛弱	〃	明石市	1
〃	姫路市	1	1
〃	加古川市	1	1
〃	豊岡市	1	1
〃	竜野市	1	1
〃	揖保郡	1	1
〃	加西郡	1	1
〃	多紀郡	1	1
〃	津名郡	1	1
精薄	神戸市	1	1
〃	姫路市	1	1
〃	明石市	1	1
〃	西宮市	1	1
〃	豊岡市	1	1
〃	赤穂市	1	2
〃	川辺郡	2	2
〃	神崎郡	1	1
〃	宍粟郡	1	2
〃	朝来郡	1	1
〃	多紀郡	1	1
〃	印南郡	2	2
〃	神戸市	1	1
〃	〃	2	1
〃	〃	1	1
〃	〃	1	1
〃	尼崎市	1	1
〃	明石市	1	1

兵 庫	精薄	南 中 学 校	伊丹市				
		宝 塚 第 一 中 学 校	武庫郡	1			
		由 良 中 学 校	津名郡	1			
		岩 屋 中 学 校	"	1			
	〃	洲 浜 中 学 校	洲本市	1			
奈 良	精薄	片 塩 小 学 校	大和高田市	78	計 67校		
		鼓 坂 小 学 校	奈良市	2	18	14	32
		陵 西 小 学 校	北葛城郡陵西村	1	7	3	10
		五 条 小 学 校	宇智郡五条町	1	2	8	10
	〃			1	6	6	12
和歌山	精薄	芦 原 小 学 校	和歌山市雄松丁	5	33	31	64
		日 方 小 学 校	海南市日方	2	14	15	29
		粉 河 小 学 校	那賀郡粉河町	1	6	2	8
		狩 宿 小 学 校	" 狩宿村	1	6	5	11
	〃	箕 島 第 一 小 学 校	有田郡箕島町	1	5	7	12
精薄	精薄	箕 島 第 二 小 学 校	" "	2	16	17	33
		湯 浅 小 学 校	" 湯浅町	1	9	5	14
		切 目 小 学 校	日高郡切目村	2	22	9	31
		田 辺 第 二 小 学 校	田辺市	1	2	9	11
	〃	田 辺 第 三 小 学 校	" 江川	1	11	4	15
精薄	精薄	朝 来 小 学 校	西牟婁郡朝来村	3	25	28	53
		西 和 中 学 校	和歌山市	1	7	9	16
		湯 浅 中 学 校	有田郡湯浅町	3	33	21	54
		東 陽 中 学 校	田辺市	1	10	2	12
	〃	明 洋 中 学 校	"	1	8	14	22
鳥 取	精薄	近 野 中 学 校	西牟婁郡近野村	1	12	13	25
		長 野 中 学 校	" 長野村	1	7	6	13
		西 向 中 学 校	東牟婁郡西向町	1	5	6	11
		成 和 中 学 校	海草郡西和佐村	1	9	8	17
	〃	切 目 中 学 校	日高郡切目村	2	27	13	40
島 根	精薄	岸 上 中 学 校	伊都郡岸上村	1	12	5	17
		本 宮 中 学 校	東牟婁郡本宮村	1	26	20	46
				1	8	7	15
	〃			30	280	225	505
	—	該 当 な し					
岡 山	精薄	原 井 小 学 校	浜田市原井町	1	6	6	12
		宍 道 小 学 校	八束郡宍道町	2	28	36	64
		原 井 小 学 校	浜田市原井町	1	25	23	48
	〃	出 雲 第 一 中 学 校	出雲市大津町	1	13	7	20
	〃	浜 田 第 二 中 学 校	浜田市淺井町	1	10	2	12
広 島	精薄	下 津 井 小 学 校	児島市田之浦	6	82	74	156
		岡 山 大 学 附 属 小 学 校	岡山市門田	1	15	3	18
		金 浦 中 学 校	笠岡市金浦	1	6	7	13
				3	30	14	44
	〃	三 原 小 学 校	三原市館市	1	7	8	15
	〃	筒 湯 小 学 校	尾道市久保町	1	4	5	9

広島	精薄	土生小学学校	因島市土生町	4	45	21	66
	"	鞆小学学校	沼隈郡鞆町	1	7	6	13
	"	大見小学学校	世羅郡大見村	1	3	3	6
	"	上下小学学校	甲奴郡上下町	1	5	2	7
	"	東城小学学校	比婆郡東城町	1	19	13	32
	"	中野小学学校	豊田郡中野村	1	12	5	17
	"	瀬戸田小学学校	"瀬戸田町	1	12	10	22
	"	豊浜小学学校	"豊浜村	2	44	24	68
	虚弱	横路小学学校	吳市広町	1	7	7	14
	"	吉田小学学校	高田郡吉田町	1	12	8	20
	"	宇品小学学校	広島市宇品町	1	12	10	22
	"	比治山小学学校	広島市東雲町	1	16	22	38
	"	舟入小学学校	"舟入川口町	1	18	22	40
	"	宮島小学学校	佐伯郡宮島町	1	9	10	19
	肢不	若草園(小)	広島市尾長町	2	10	9	19
	性異	三次小学学校	双三郡三次町	1	9	6	15
	精薄	庚午中学校	広島市庚午町	1	11	4	15
	肢不	若草園(中)	"尾長町	1	5	4	9
計 20校				25	267	199	466
山口	精薄	岩国小学学校	岩国市大字錦見	1	6	5	11
	"	柳井小学学校	玖珂郡柳井町柳井津	1	11	8	19
	"	浅江小学学校	光市浅江	1	7	9	16
	"	久米小学学校	徳山市久米町	1	11	5	16
	"	白石小学学校	山口市上宇野町	1	6	0	6
	"	本山村小学学校	下関市彦島本村町	1	10	6	16
	"	桜山小学学校	"上新地町	1	10	9	19
	"	明倫小学学校	萩市江向	1	6	9	15
	"	奈古小学学校	阿武郡奈古町	1	7	1	8
	虚弱	思田小学学校	宇部市冲字部	1	6	7	13
	"	俵山小学学校	大津郡俵山町	1	9	5	14
	精薄	常盤中学校	宇部市野中	1	8	5	13
	"	浅江中学校	光市浅江簡井	1	0	9	9
	"	徳山第一中学校	徳山市久米	1	14	5	19
	"	白石中学校	山口市西白石	2	25	0	25
	"	大嶺第一中学校	美瀬郡大嶺町東分	1	6	11	17
計 16校				17	142	94	236
徳島	精薄	国府小学学校	名東郡国府町府中	1	7	3	10
	"	新野小学学校	那賀郡新野町豊田	1	9	5	14
	"	脇町小学学校	美馬郡脇町猪尻	1	12	10	22
	"	鬼籠野小学学校	名西郡鬼籠野村	1	8	8	16
	"	上分上山小学学校	"上分上山村	1	8	7	15
	"	千代小学校	小松島市中田	2	21	10	31
	"	内町小学校	徳島市寺島本町2丁目	1	9	5	14
	"	富田小学校	"中央通3丁目	1	6	8	14
	"	牟岐小学校	海部郡牟岐町中村	1	4	5	9
	"	加茂小学校	三好郡加茂町	1	8	6	14
	"	川島小学校	麻植郡川島町	1	10	7	17
	"	新居小学校	名東郡新居町	1	4	5	9

徳島	精薄	千松小学校	徳島市田宮町	1	8	6	14
	精薄	鳴門第一中学校	鳴門市撫養町南浜	1	8	9	17
	"	小松島中学校	小松島市小松島町	2	18	18	36
	"	名東第一中学校	名東郡国府町府中	1	5	4	9
	"	見能林中学校	那賀郡見能林村	1	6	5	11
	"	一条中学校	板野郡一条町西条	1	21	0	21
	虚弱	津田中学校	徳山市津田町	1	20	5	25
計 19校				21	192	126	318
香川	精薄	三本松小学校	大川郡三本松町	1	5	6	11
	"	井戸小学校	木田郡井戸町	1	5	5	10
	"	弦打小学校	香川郡弦打村	1	8	6	14
	"	橋小学校	小豆郡内海村	1	7	8	15
	"	二番丁小学校	高松市二番丁	1	7	4	11
	"	花園小学校	" 花園町	2	20	15	35
	"	木太小学校	" 木太町	1	13	7	20
	"	坂出東部小学校	坂出市坂出町	1	10	6	16
	"	上高瀬小学校	三豊郡上瀬村	1	15	15	30
	虚弱	引田小学校	大川郡引田町	1	25	25	50
	"	山田小学校	綾歌郡山田村	2	30	30	60
	"	庵治第二小学校	木田郡庵治村	1	2	2	4
	精薄	上庄中学校	小豆郡上庄村	1	14	4	18
	"	丸亀東中学校	丸亀市一番丁	1	12	6	18
	"	善通寺中学校	仲多度郡善通寺町	1	25	21	46
	"	観音寺中学校	三豊郡観音寺町	1	10	8	18
	虚弱	庵治第二中学校	木田郡庵治村	1	3	1	4
計 17校				19	211	169	380
愛媛	精薄	角野中学校	新居郡角野町	1	4	4	8
	"	川之江中学校	宇摩郡川之江町	2	35	30	65
計 2校				3	39	34	73
高知	精薄	三里小学校	高知市仁井田	1	3	3	6
	"	安芸第一小学校	安芸郡安芸町	1	6	9	15
	"	伊野小学校	吾川郡伊野町	3	54	55	109
	"	中村小学校	幡多郡中村町	1	4	2	6
	"	旭小学校	高知市本宮町	1			
	"	昭和小学校	" 日ノ出町	1	6	5	11
	"	赤岡小学校	香美郡赤岡町	1	12	13	25
	"	奈半利小学校	安芸郡奈半利町	1	9	6	15
	"	戸波小学校	高岡郡戸波村	1	10	3	13
	計 9校				11	104	96
福岡	精薄	華ヶ江小学校	福岡市	2			
	"	花畠小学校	"	4			
	"	諫訪小学校	大牟田市	1			
	"	手鏡小学校	"	1			
	"	大里東小学校	門司市	1			
	"	大里柳小学校	"	1			
	"	門司小学校	"	1			
	"	三郎丸小学校	小倉市	1			
	"	津山小学校	八幡市	1			

熊本	精薄	三 岳 小 学 校	鹿本郡三岳村津留	1	7	5	12
		甲 佐 小 学 校	上益城郡甲佐町	2	32	36	68
		〃 栄 小 学 校	菊地郡合志村	1	12	13	25
		〃 西合志第一小学校	〃 西合志村	1	16	7	23
		〃 山 鹿 小 学 校	鹿本郡山鹿町	7	123	149	272
	虚弱	山 鹿 中 学 校	鹿本郡山鹿町	1	18	18	36
		牛 深 中 学 校	天草郡牛深町	2	62	0	62
		合 志 中 学 校	菊地郡合志村	1	12	11	23
	〃	西 合 志 中 学 校	〃 西合志村	1	13	9	22
				計 11校	22	359	299
							658
大分	精薄	中 武 蔵 小 学 校	東国東郡中武藏村				10
		〃 鶴 崎 小 学 校	大分郡鶴崎町				10
		〃 長 洲 小 学 校	宇佐郡長洲町				19
		〃 野 口 小 学 校	別府市野口				8
		大分大学附属小学校	大分市駄の原				10
	精薄	南 野 津 中 学 校	大野郡南野津村				20
		〃 大 神 中 学 校	速見大神村				43
				計 7校			63
	宮崎	櫛 小 学 校	宮崎市吉村町	1	12	6	18
		〃 後 川 内 小 学 校	西諸県郡高原町	1	20	12	32
		〃 恒 富 小 学 校	延岡市愛宕町	2	21	20	41
		〃 富 高 小 学 校	日向市富高町	1	10	10	20
		〃 宮 崎 小 学 校	宮崎市富田町	1	13	10	23
	虚弱	高 鍋 東 小 学 校	児湯郡高鍋町	3	53	38	91
		高 鍋 東 中 学 校	児湯郡高鍋町	1	16	19	35
		〃 五 十 市 中 学 校	都城市鷺尾町	1	10	13	23
				計 8校	11	155	128
							283
鹿児島	精薄	田 上 小 学 校	鹿児島市田上町	1	7	4	11
		入 来 小 学 校	薩摩郡入来町	1	4	6	10
		阿 久 根 小 学 校	阿久根市	1	5	6	11
		串 本 野 小 学 校	串本野市	3	84	74	158
		〃 中 俣 小 学 校	鹿屋市	1	12	1	13
	虚弱	星 塚 分 校	鹿児島郡谷山町	1	18	25	43
		谷 山 小 学 校	鹿児島市天保山町	1	11	5	16
		〃 枕 崎 中 学 校	枕崎市	1	10	11	21
	〃	天 保 山 中 学 校	鹿児島市天保山町	1	7	4	11
		大 始 良 中 学 校	鹿屋市	11	153	136	294
				計 9校			

(b) 独立した特殊教育の学校

ここにまとめる学校とは次の意味である。即ち、精神薄弱児、盲児、聾児、肢体不自由児などの特殊児童に対する教育機関で独立した学校となつてゐるものという。ただし学校教育法に基づかないものは含まない。

独立した特殊教育の学校

(昭和28年3月末現在)

(精神薄弱児)

大阪市立思斎小学校	大阪市旭区大宮北の町2丁目
大阪市立思斎中学校	〃
東京都立青鳥中学校	東京都世田谷区松原町4丁目
川崎市住吉小学校 新日本学院分校	川崎市木月住吉町2丁目

(肢体不全児)

東京都立光明小学校	東京都世田谷区松原町4丁目
〃 〃 多摩分校	〃 北多摩郡小平町小川
東京都立光明中学校	〃 世田谷区松原町4丁目

(聾 児)	92校
(盲 児)	80校

30. 精神衛生関係職員の養成

(a) 精神衛生に関する教育状況

わが国の大学（医学部、心理学教室又は社会学教室を有する文学部、教育学部、学芸学部）における精神医学および精神衛生に関する教育状況を問合せにより調査した。（昭和28年6月1日現在）

I 医 学 部

問合せた大学数 44
回答を寄せた大学数 40
回答の不備なるものを除き集計に用いた大学数 38 (回答率 86.3%)

1) 精 神 医 学 の 講 義

時 間 数	4年間全授業時間数	精神医学講義時間数	精神医学講義時間数の4年間全授業時間数に対する比率
最 低	3,240 時間	53 時間	0.8%
最 高	7,300	198	3.7
平 均	4,690	106	2.2

2) 精 神 衛 生 の 講 義

「精神衛生」の講義が行われている大学数 2

その時間数 30時間…1, 60時間…1

精神医学の講義中に「精神衛生」 30
が含まれている大学数

「精神衛生」に当てられている時間数

10時間以内…22, 20時間以内…3, 不明…5

II 文 学 部、教 育 学 部、学 芸 学 部

問合せた大学数 135

回答を寄せた大学数 76 (回答率 56.3%)

項 目	精 神 衛 生			精 神 医 学			臨 床 心 理 学			異 常 心 理 学		
	文 學 部	教 育 學 部	學 芸 學 部	文 學 部	教 育 學 部	學 芸 學 部	文 學 部	教 育 學 部	學 芸 學 部	文 學 部	教 育 學 部	學 芸 學 部
学 部	1	16	16	6	3	1	8	6	6	2	1	2
大 学 数												
毎年行 われて いる る	当る て時 間 れ て い る	20時間以内 40時間 // 60時間 // 60時間以上	0 0 1 0	4 8 2 2	4 10 2 1	0 0 1 4	0 0 1 1	0 0 5 1	0 0 2 0	0 0 2 0	0 0 1 0	0 0 2 0
毎年は行 われて いない る				2	0	1	1	0	0	0	0	0

Ⅲ 社会事業関係

ソーシャル・ワーカーの養成は我国においては戦後の最近に開始されたばかりであるが、既に下表に示す如く、いくつかの大学においてその養成が行われており、大学院における修士課程もおかれるようになり、又都道府県或はその他の団体の経営による研修所、生活学校等が各地に開設されている。しかしこれらの機関の卒業生中精神医学的ソーシャル・ワーカーとなるものの数は未だ微々たるものであり、その資格認定の制度もない。

(短期大学)

私立	日本社会事業短期大学	東京都渋谷区原宿 3の266
私立	中部社会事業短期大学	名古屋市昭和区滝川町31
公立	大阪府立社会事業短期大学	大阪市東区森宮町西ノ町1
私立	熊本短期大学(社会科)	熊本市大江町渡鹿

(大 学)

国立	東北大学(農学部生活科学科社会福祉専攻)	仙台市片平丁75
私立	立教大学(文学部社会学科社会福祉専攻)	東京都豊島区池袋 3の1, 272
私立	立正大学(文学部社会学科社会福祉専攻)	// 品川区東大崎 4の160
私立	大正大学(文学部社会学科社会福祉専攻)	// 豊島区西巣鴨 4の530
私立	駒沢大学(文学部社会学科社会福祉専攻)	// 世田谷区深沢町 1の3, 403
私立	明治学院大学(文学部社会学科社会福祉専攻)	// 港区芝今里町42
私立	日本女子大学(家政学部社会福祉学科)	// 文京区高田豊川町18
私立	同志社大学(文学部社会学科社会福祉専攻)	京都市上京区今出川東入ル玄武町601
公立	大阪市立大学(家政学部社会福祉専攻)	大阪市南区綿屋町12
公立	大阪府立女子大学(家政学部社会福祉専攻)	// 住吉区常塚山東3丁目
私立	関西学院大学(文学部社会事業学科)	西宮市上ノ原
私立	神戸女学院大学(文学部社会学科)	// 岡田山町65

(大 学 院)

私立	立教大学、修士課程(社会福祉専攻)	東京都豊島区池袋 3の1, 272
私立	同志社大学、修士課程(社会福祉専攻)	京都市上京区今出川東入ル玄武町601

(b) アメリカにおける精神衛生関係職員の養成状況*

精神衛生関係の事業において中心的役割を演ずる精神科医、精神科看護婦、精神医学的ソーシャル・ワーカーおよび臨床心理学者のアメリカにおける養成の状況を紹介する。精神医学的ソーシャ

ル・ワーカー、臨床心理学者は今日の日本においては、精神病院においてこそまださほどの必要性を感じられていないが、児童相談所、少年鑑別所等の精神衛生関係事業においては必要欠くべからざるものとなつてきており、それらの教育および資格認定の制度はわが国にとつても多大の参考になると信ずる。

* “Workers in the Field of Mental Health”, by JULES V. COLEMAN, The Annals of the American Academy of Political and Social Science, March 1953, “Mental Health in the United States”. による。

I 精神科医

医科大学卒業後、さらに1年間の習練期間（internship）を終つた者に対する精神医学の専門教育としては、指定された養成施設（training center）において3年間、実務の指導および臨床的・理論的教育を受けなければならない。精神科専門医としての免許を受けんとする者は、上述の3年間に加えてさらに最低2年間精神医学の実務について経験を積まなければならない。しかる後はじめてアメリカ精神神経学評議会（The American Board of Psychiatry and Neurology）による専門医試験の受験資格がえられ、この試験に合格すれば「精神科専門医」の免許が与えられる。

精神分析医としての訓練はやはり3年間を要し、自身精神分析を受けること、実習、ゼミナー、指導下の実務等を含んでいる。

II 精神科看護婦

アメリカにおける一般看護学校の課程は3年間が基準になつておらず、ハイスクール卒業が入学資格となつてゐる。看護学校を卒業し、試験に合格すれば、「登録看護婦」（registered nurse）としての資格が与えられる。

医学の進歩発達は、それに伴つて看護教育にも変化をもたらし、専門的な精神科看護（professional psychiatric nursing）は卒業後の補習を必要とする専門領域として発達しつつある。また看護学校は大学（college）として年限を4年ないし5年に延長し（その中には病院における実習を含む）、卒業生に学士（bachelor）の称号を与えるようにしようという動きを示している。

III 精神医学的ソーシャル・ワーカー

ソーシャル・ワークの専門教育は、2年間の大学院課程で与えられ、卒業後は修士（master）の称号が授けられる。通常第1学年においてはすべての社会事業活動に共通する一般原理が教えられ、第2学年には専門的課程に入る。

数カ所の学校では、この領域における研究的興味を深めるために4年間の課程が始まられている。この課程を修了すれば博士（doctor）の学位が授与される。

また最近、数カ所の学校では、いわゆる「第3学年課程」がおかれたが、その目的はソーシャル・ワーカーに処置、監督、または管理の技術をさらに習練する機会を提供するにある。

以上はソーシャル・ワーク全般に関する教育についてであるが、精神医学的ソーシャル・ワークの専門課程は1918年スミス・カレッジ社会事業科 (Smith College School of Social Work) および1919年ニューヨーク社会事業学校 (New York School of Social Work) にあかれたのが最初である。

精神医学的ソーシャル・ワークを専攻する学生はペースナリティ発達論、精神病理学、児童の行動上の問題の課程を修める外、社会施設、または精神医学的施設において2年間、厳格な監督の下に授業時間の半ばを実習に当てることになつていて。そして第1学年には通常、家庭問題相談所、または福祉事務所 (family or welfare agency) において、第2学年には面接の専門的技術を練習する機会のある精神病院、または精神医学的クリニックで実習することになつていて。

IV 臨床心理学者

現在行われている臨床心理学に関する教育計画はアメリカ心理学会の臨床心理学教育委員会 (the Committee on Training in Clinical Psychology of the American Psychological Association) が1947年発表した基準にもとづいていて。この教育を行つてゐる各大学は同委員会の勧告に従わんとしているが、同委員会は博士の学位が授与されるような4年間の大学院課程を提議した。

この課程のうちには、次の6主要科目が含まれてゐる。

心理学概論、人間行動のダイナミックス、関係科目 (精神医学、ソーシャル・ワーク、社会施設)、診断法、指導および治療、研究法。

かくして5年間の経験を積むと、アメリカ専門心理学考試局 (the American Board of Examiners in Professional Psychology) の試験に対する受験資格が生ずる。そしてこの試験に合格すれば、臨床心理学専門家の免状が与えられる。

附 錄

31. 精神衛生関係予算

精神衛生の事業は極めて広汎であり、その行政上の所管は各省、或は各部局に所属しているので、ここでは厚生省所管の精神衛生関係予算を他の項目と共に掲げて比較する。

(a) 国 費 (昭和28年度厚生省所管社会保障関係予算額)

(単位 千円)

項 目	予 算 額	比 率	備 考
1. 社会保険	8,938,741	14.0%	各種社会保険関係
2. 国家扶助	26,506,489	41.6	生活保護関係
3. 医療及び公衆衛生 結核対策費 伝染病対策費 瀕対策費 精神衛生対策費*	21,273,731 12,659,034 2,700,075 1,664,772 732,995	100.0 59.5 12.7 7.8 3.4	性病予防費を含む
その他	3,516,855	16.5	
4. 社会福祉 児童保護費 児童施設費 その他	6,869,641 4,602,945 700,483 1,566,213	100.0 67.0 10.2 22.8	10.8
5. 社会保障調査費	182,921	0.3	
合 計	63,771,523	100.0	

厚生大臣官房会計課資料による。

* 本表の精神衛生対策費には厚生省公衆衛生局庶務課所管の関係予算の外に、国立精神療養所経常費、整備費等他の項目にあげられている予算を含む。

註. 厚生省公衆衛生局庶務課所管の関係予算は次の通りである。

精神衛生費	
本省費	281千円
事業補助金	312,956
整備補助金	151,200
国立精神衛生研究所	12,956
優生保護費	54,754
計	532,147

(b) 地方公共団体費(昭和28年度都道府県及び市町村負担保健衛生費予算額)
(単位 千円)

項 目	都 道 府 縍 分		市 町 村 分	
	予 算 額	比 率 %	予 算 額	比 率 %
結 核 対 策 費	2,249,310	32.8	454,917	12.6
伝 染 病 対 策 費	546,959	7.9	672,960	18.6
灘 対 策 費	15,130	0.2	0	0.0
精 神 衛 生 費	453,055	6.6	0	0.0
優 生 保 護 費	58,454	0.9	7,880	0.2
そ の 他	3,544,517	51.6	2,486,189	68.6
合 計	6,867,425	100.0	3,621,946	100.0

厚生大臣官房会計課地財係調査の昭和28年度国庫補助金事項別予算額(保健衛生費)により、都道府県及び市町村歳出会計から国庫補助金分を控除して算出した。

32. 精神衛生関係団体一覧

(a) 学術研究団体

名 称	所 在 地	創立年度	代 表 者	発行機関紙	会員数
日本精神神経学会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	明治35年	三宅 鉱一	精神神経学雑誌	約1,300
日本心理学会	東京都文京区本富士町 東京大学文学部内	大正15年	高木 貞二	心理学研究	約1,000
日本社会学会	東京都文京区本富士町 東京大学文学部内	昭和3年	林 恵海	社会学評論	約 800
日本教育学会	東京都文京区本富士町 東京大学教育学部内		長田 新	教育学研究	
日本応用心理学会					
臨床心理学会	大阪市北区常安町 大阪大学医学部内				
日本民族衛生協会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	昭和6年	福田 邦三	民族衛生	
日本脳波学会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	昭和27年	本川 弘一		約 300

(b) 普及団体・その他

名 称	所 在 地	創立年度	代表者	発行機関紙	会員数
日本精神衛生会	市川市国府台 国立精神衛生研究所内	昭和6年	内村 祐之	精神衛生	約 150
精神衛生普及会	東京都千代田区小川町3の3 東京都民銀行内	昭和27年	工藤昭四郎	精神衛生	
日本精神病院協会	東京都文京区湯島3の1 病院会館内	昭和24年	金子 準二	日本精神病院協会会報	
復光会	船橋市宮本町4の1,843	昭和28年	酒井 忠正		
精神薄弱児育成会	東京都千代田区麹町1の4 全教委協議会内	昭和27年	八木沢善次	手をつなぐ 親たち	約4,000
日本精神薄弱者愛護協会	東京都大島村字馬の背128		川田貞治郎		
全日本特殊教育研究連盟	東京都世田谷区松原町4の272 都立青島中学校内	昭和25年	三木 安正	児童心理と 精神衛生	
日本教育心理学会協会	東京都文京区本富士町 東京大学教育学部内	昭和27年		教育心理学 研究	
教育と医学の会	福岡市箱崎町 九州大学教育学部内	昭和28年	牛島 義友	教育と医学	約1,500
愛育会	東京都港区麻布盛岡町1の5		斎藤 文雄		
刑務協会	東京都千代田区霞ヶ関		牧野 英一	刑政	
日本少年教護協会	東京都千代田区霞ヶ関 厚生省内	昭和16年	柳 政一	1) 児童 2) 青少年 問題	
全国社会福祉協議会	東京都渋谷区原宿3の266	昭和26年	田子 一民	社会事業	
日本更生保護協会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4の658			更生保護	
厚生問題研究会	東京都千代田区霞ヶ関 厚生省内			厚生	
日本児童協会		昭和25年		保育新聞	
日本医療社会事業家協会	東京都千代田区丸ノ内 東京都衛生局普及課内	昭和28年			
日本肢体不自由児協会	東京都板橋区根ノ上町	昭和23年		療育	
全日本看護人協会	東京都世田谷区上北沢3の104 都立松沢病院内	昭和22年	成次 和生	全看協	約 750
千葉県精神衛生協会	千葉市登戸町1の128 千葉県立千葉精神衛生相談所内	昭和26年	荒木 直躬		約 200
大阪精神衛生協会	大阪市福島区堂島浜通 大阪大学医学部内	昭和25年	堀見 太郎		約 100
広島精神衛生協会	呉市阿賀町 広島医科大学医学部内	昭和25年		広島精神衛 生協会誌	
徳島精神科学研究会	徳島市新倉町3の31 徳島児童相談所内	昭和23年	佐香栄次郎	精神衛生	
鹿児島精神衛生協会	鹿児島市永吉町200	昭和27年	横山 鉄夫		

33. 学界動向

(a) 精神衛生関係図書一覧

(1) パースナリティと人間関係

- 1) 個性の心理, 貢名智啓, 昭和28年, 草美社
- 2) 性格の科学, 阿部孫四郎, 昭和28年, 奈良大学教育研究所
- 3) 青年の危機, 玉生道経, 昭和28年, 金子書房
- 4) 青年心理, 佐藤正, 昭和28年, 岩崎書店
- 5) 青年心理学, ランジス, 滉永重次訳, 昭和28年, 十字屋書店
- 6) 青年社会学, 豊沢登, 平沢薰編, 昭和28年, 朝倉書店
- 7) 社会と人間, 今西錦司, 昭和28年, 新評論社
- 8) 農民と社会, 小倉武一, 昭和28年, 農民教育協会
- 9) 入門社会学——人間関係の社会理論——, 横山定雄, 昭和28年, 新潮社
- 10) 変革期における人間と社会(上巻), マンハイム, 福武直訳, 昭和28年, みすゞ書房
- 11) 変革期における人間と社会(下巻), マンハイム, 福武直訳, 昭和28年, みすゞ書房
- 12) コトバの魔術と思考, 大久保忠利, 昭和28年, 春秋社
- 13) 性格行動の見方と記述の仕方, 小見山栄一編, 昭和28年, 新光閣
- 14) 日本人の思想と意識, 日高六郎他, 昭和28年, 春秋社
- 15) 社会調査, ラシド・パーク, 福武直, 安田三郎訳, 昭和28年, 東京大学出版会
- 16) 個人と宗教, オールポート, 原谷達夫訳, 昭和28年, 岩波書店

(2) 児童及び教育に関するもの

- 17) 幼稚園児, 守屋光雄, 昭和28年, 金子書房
- 18) 保育の為の精神衛生学, 堀要, 昭和28年, 厚生閣
- 19) 児童心理, 坂本一郎, 昭和27年, 岩崎書店
- 20) 新しいしつけ, 滑川道夫, 昭和28年, 明治図書
- 21) 手をつなぐ親達, 精神薄弱児育成会編, 昭和

- 28年, 国土社
- 22) できない子供のカリキュラム, 三木安正, 外林大作, 昭和27年, 収書店
- 23) 手におえない子供, アイヒホルン, 三沢泰太郎訳, 昭和28年, 教文社
- 24) 児童福祉必携, 厚生省児童局, 昭和27年, 厚生省
- 25) ホームルームの実態調査, 宮哲文, 昭和27年, 講談社
- 26) 幼児の教育, 松村康平, 昭和28年, 金子書房
- 27) 天才教育, 東京学芸大学編, 昭和28年, 金子書房
- 28) 特殊児童判定規準とその解説, 文部省, 昭和28年, 光風出版
- 29) 教育社会学(上巻), ヴロウ, 西本三十二訳, 昭和28年, 朝倉書店
- 30) 教育社会学(下巻), ヴロウ, 西本三十二訳, 昭和28年, 朝倉書店
- 31) 平和のための教育, リード, 周郷博訳, 昭和27年, 岩波書店
- 32) 教育の調査・測定・統計法, 松本順之, 昭和28年, 新光閣
- 33) 問題少年の理解とその指導, 文部省, 昭和28年, 明治図書
- 34) 少年保護, 谷真弓, 昭和28年, 渡辺書店
- 35) (3) 精神病理学, 神経症に関するもの
- 35) 現代病(己れを失える人々), 井村恒郎, 昭和28年, 光文社
- 36) 夢, 宮城音彌, 昭和28年, 岩波書店
- 37) 理性なき現代, アレキサンダー, 井村恒郎訳, 昭和28年, 岩波書店
- 38) 思考と行動における言語, ハヤカワ, 大久保忠利訳, 昭和28年, 岩波書店
- 39) 人間, カツシラー, 宮城音彌訳, 昭和28年, 岩波書店
- 40) 精神病理学総論(上巻), ヤスペルス, 内村祐之, 西丸四方, 島崎敏樹, 岡田敬蔵訳, 昭和28年, 岩波書店

- 41) 日本人の心理, 南弘, 昭和28年, 岩波書店
- 42) 精神療法, パルマー, 三浦岱榮訳, 昭和28年, 白水社
- 43) 精神分析の手引, キュービー, 土居健郎訳, 昭和27年, 教文社
- 44) 精神分析と宗教, エリッヒ・フロム, 早坂泰次郎, 谷口隆之助他訳, 昭和28年, 創元社
- 45) 精神分析——精神分析の基礎——, フランツアレキサンダー, 加藤正明, 加藤浩訳, 昭和28年, 篠摩書房
- 46) 少年不良化の精神分析, フリードランダー, 懸田克躬訳, 昭和28年, みすゞ書房
- 47) 天才・その運命と分析, アイヒバウム, 島崎敏樹訳, 昭和28年, みすゞ書房
- 48) 天才の心理, クレッチュマー, 内村祐之訳, 昭和28年, 岩波書店
- 49) ヒステリーの心理, クレッチュマー, 吉益脩夫訳, 昭和28年, みすゞ書房
- 50) としよりの心理, 橋覚勝, 昭和28年, 東洋経済新報社
- 51) 医学的心理学, クレッチュマー, 正木正訳, 昭和28年, 創元社
- 52) フロイド選集, 昭和28年, 日本教文社
- a. 精神分析学入門, 上 丸井清泰
 - b. " 下 "
 - c. 続精神分析学入門 古沢平作
 - d. 芸術論 高橋義孝
 - e. 性欲論 懸田克躬
- 53) 広用心理学, ピノワ, 吉岡修一郎訳, 昭和28年, 白水社
- 54) 牛は神經症に罹るか, ジューン・ビンガム, 大阪市民生局指導課訳, 昭和28年,
- 55) 未亡人論, ジョース, リヴィエル, 大阪市民生局児童課訳, 昭和28年
- 56) 父と子, エラ・フリー・アン・シャルブ, 大阪市民生局児童課訳, 昭和28年
- 57) 父なき子, スーザン・アイザック, 大阪市民生局児童課訳, 昭和28年
- (4) 社会病理学の問題に関するもの
- 58) 個人と宗教, オールポート, 原谷達夫訳, 昭和28年, 岩波書店
- 59) 未開放部落の実証的研究, 松本喜一郎, 昭和28年, 奈良県民生局労働部
- 60) 都市社会学, 磐村英一, 昭和28年, 有斐閣
- 61) 社会的緊張の研究, 日本人文科学会, 昭和28年, 有斐閣
- (5) 社会福祉事業の問題に関するもの
- 62) 社会福祉主事, 黒木利克, 昭和27年, 中央法規出版
- 63) 母子世帯の研究, 関 清秀, 昭和28年, 北海道庁民生部
- 64) 現代社会福祉事業の展開, 黒木利克, 昭和26年, 中央社会福祉協議会
- 65) 医療扶助の取扱——生活保護百問百答第5輯 —— 黒木利克編, 昭和27年, 中央社会福祉協議会
- 66) 社会福祉研究, 竹中勝男, 昭和26年, 関書院
- 67) 社会福祉事業法の解説, 木村忠二郎, 昭和27年, 時事通信社
- 68) 児童福祉法の解説と運用, 高田正己, 昭和27年, 時事通信社
- (6) ケース・ワークに関するもの
- 69) ソシアル・ケース・ワーク, 浅賀ふさ, 昭和28年, 公衆衛生社
- 70) ケースワークの基礎知識, 大畠たね, 昭和28年, 医学書院
- 71) ケースの取扱——生活保護百問百答第6輯 —— 黒木利克編, 昭和28年, 全国社会福祉協議会連合会
- 72) 生活保護に関するケース・ワーク事例集, 昭和28年, 兵庫県
- 73) 面接法の技術, 友田不二男, 昭和28年, 金子書房
- 74) 面接のしかた, 堀要, 昭和27年, 黎明社
- 75) ケース・ワークの理論と実際, 竹内愛二, 昭和28年, 岩松堂
- 76) ケース・ワークの技術, 竹内愛二, 昭和25年, 日本社会事業協会
- 77) ケース・ワーク技術論(上), 竹内愛二, 昭和26年, 社会事業講座, 3巻
- 78) ケース・ワークの話, 竹内愛二; 昭和28年, 全日本民生委員連盟
- 79) ケース・ワークの技術と方法, ヘレンディビジョン, 鈴木憲三訳, 昭和26年, 渡辺書房

- 80) ケース・ワーク概説(上), 谷川貞夫, 昭和26年, 社会事業講座, 3巻
- 81) ケースワーク講義要綱第一部, 仲村優一, 昭和26年
- 82) ケースワーク訓練の手引(上・下), 昭和26年, 兵庫県
- 83) ケースワークと精神科学, ヘレンディビジョン, 鈴木憲三訳, 昭和27年, 渡辺書房

(7) 産業に関するもの

- 84) 産業における人間関係の科学, 尾高邦雄, 昭和28年, 有斐閣
- 85) 近代的経営に於ける人間問題, 野田信夫, 昭和28年

(b) 精神衛生関係論文一覧

(1) パースナリティと人間関係

- 1) 性格特性の因子分析的研究, 林重政, 広島大学教育学部紀要, 1部, 昭和28年
- 2) 女学生のなやみに関する調査, 永沢幸七, 青年心理, 4巻, 1号, 昭和28年
- 3) 高校に於る男女間の緊張, 木村茂夫, 真仁田昭, 青年心理, 4巻, 1号, 昭和28年
- 4) 家庭内の対人関係について, 隠岐忠彦, 江草安彦, 臨床心理, 1巻, 6号, 昭和27年
- 5) 劣等感に関する一考察, 上田敏見, 臨床心理, 1巻, 1号, 昭和27年
- 6) 不良化問題の研究, 間宮武, 鈴木清他, 臨床心理, 1巻, 1号, 昭和27年
- 7) 青年心理学に於る対人関係の分析, 西平直喜, 教育心理学研究, 1巻, 1号, 昭和28年
- 8) 危機に於ける青年と家庭, 北野正栄, 北陸心理, 2巻, 1号, 昭和28年
- 9) 社会情勢が青少年学徒の生活及び思想傾向におよぼす影響とその対策に関する教育心理的研究, 久保舜一, 瀬川良夫, 島津一夫, 国立教育研究所紀要, 4号, 昭和28年
- 10) 異常人格, 塩入円祐, 心理学講座, 7巻, 3号, 昭和28年
- 11) 家庭における人間関係考究の一つの試み, 辻正三, 東京都立大学人文学報, 昭和28年
- 12) グループ・ダイナミックス——その実験科学としての立場——, 中村陽吉, 東京都立大

- 和28年, ダイヤモンド社
- 86) 工場の社会学, 富田嘉郎, 昭和28年, 中部日本教育文化会,

(8) 犯罪に関するもの

- 87) 少年犯罪, 樋口幸吉, 昭和28年, 牧書店
- 88) 戦後における非行少年の精神医学的研究, 樋口幸吉, 法務研究報告書, 41集, 1号, 法務研修所

学人文學報, 昭和28年

- 13) 宗教・人間・社会, 仁戸田六三郎, 社会事業, 36巻, 7, 8号, 昭和28年
- 14) 老年期の問題——心理学的立場から——, 橋覚勝, 社会事業, 36巻, 7・8号, 昭和28年
- 15) 性愛の反社会的なもの, 那須宗一, 理想, 9号, 昭和28年
- 16) 深さの社会学について——ギュルヴィッヂ社会学への一考察——, 対馬貞夫, 社会学評論, 10号, 昭和28年
- 17) 夫婦生活の幸福度の予測——アメリカにおける家族研究の最近段階——, 執行嵐, 社会学評論, 11号, 昭和28年
- 18) 開拓者とその家族——渥美半島の場合——, 川越淳二, 社会学評論, 11号, 昭和28年
- 19) 家族の社会的機能と夫婦関係に関する考察, 山根常男, 社会学評論, 15号, 昭和28年
- 20) 場——シチュエイション——について, 木田徹郎, 日本社会事業短期大学紀要, 2号, 昭和28年
- 21) 家族主義について, 大橋薰, 大阪市立大学家政学部紀要, 1号, 昭和28年
- 22) 刑務所に於ける人間関係測定試案, 大藪寿, 熊本短期大学紀要, 7号, 昭和28年
- 23) フラストレーション, 佐藤幸治, 心理学講座, 6巻, 昭和28年
- 24) 適応及び適応機制, 戸川行男, 心理学講座,

17巻, I, 昭和23年

- 25) 性格の類型論, 高良武久, 河村高信, 心理学講座, 7巻, III, 昭和28年
- 26) 適応概念に関する諸問題, 塚田 肇, 東北大学教育学部研究紀要, 1輯, 昭和28年
- 27) 家庭結合の測定について, (1), 桑畠勇吉, ソシオロジ, No. 3, 昭和28年
- 28) 「四つの願望」理論について, 佐々木徹郎, 社会学研究, No. 6, 昭和28年

(2) 心理測定に関するもの

- 29) 標準テストの機能と利用, 長島貞夫, 児童心理, 7巻, 2号, 昭和28年
- 30) 行動評定記述尺度について, 長島貞夫, 児童心理, 7巻, 2号, 昭和28年
- 31) 適性検査, 松本洋, 心理学講座, 9巻, 3号, 昭和28年
- 32) 特殊能力適性検査, 玉岡 忍, 心理学講座, 9巻, 3号, 昭和28年
- 33) 性格診断法, (1), 本明寛, 心理学講座, 7巻, II, 昭和23年
- 34) 性格診断法, (2), 埼玉 省, 心理学講座, 7巻, II, 昭和28年
- 35) 性格診断法, (3), 戸川行男, 心理学講座, 7巻, V, 昭和28年
- 36) 知能の異常, 西丸四方, 心理学講座, 7巻, XI, 昭和28年
- 37) 知能の意味・理論, 古賀行義, 心理学講座, 9巻, I, 昭和28年
- 38) 知能検査, 安藤公平, 心理学講座, 9巻, II, 昭和28年
- 39) 行動の生理的基礎, 吉井直三郎, 心理学講座, 2巻, IV, 昭和28年
- 40) アメリカに於る臨床心理学, 埼玉 省, 臨床心理, 1巻, 1号, 昭和28年
- 41) 行動の診断, 大西憲明, 臨床心理, 1巻, 1号, 昭和28年
- 42) ロールシャハテストについて(その1), 村上英治, 山口 紫, 児童心理と精神衛生, 15号, 昭和27年
- 43) ロールシャハテストについて(その2), 村上英治, 山口 紫, 児童心理と精神衛生, 16号, 昭和27年
- 44) 人格の投影的研究法 Projective Technique

について, 丸井澄子, 岐阜大学紀要, 昭和28年

- 45) 児童相談所における職業適性検査について, 山田光尊, 社会事業, 36巻, 6号, 昭和28年

(3) 児童及び教育に関するもの

- 46) 小児癲癇に於ける性格障害, 菅野重道, 臨床内科小兒科, 7巻, 8号, 昭和27年
- 47) 出来ない子の脳波(1), 佐々木勇之進他, 脳神経領域, 5巻, 4号, 昭和27年
- 48) 施設児童の人格形成について, 堀 文次, 社会事業, 36巻, 10号, 昭和28年
- 49) 施設の児童と権威の問題——特に養護の問題と関連して——, 瓜巣憲三, 社会事業, 36巻, 10号, 昭和28年
- 50) 子供を理解するということ——子供との関係における大人側の生活設計——, 高島巖, 社会事業, 36巻, 5号, 昭和28年
- 51) 児童の「理想社会」——児童の現代社会への不満の研究, 鈴木 清, 立命館文学, 94号, 昭和28年
- 52) 特殊教育(2), 三木安正, 児童心理, 7巻4号, 昭和28年,
- 53) 現在の中高校に於ける問題の分析, 井坂行男, 青年心理, 4巻, 1号, 昭和28年
- 54) 不良化した「末つ子」, 佐伯茂雄, 臨床心理, 1巻, 4号, 昭和28年
- 55) 特殊環境下での長期欠席児の問題, 玉井収介, 佐治守夫, 児童心理と精神衛生, 15号, 昭和28年
- 56) 遅滞児の学習指導に於ける紙芝居の効果使用, 西条正晴, 児童心理と精神衛生, 15号, 昭和27年
- 57) 特殊学級のカリキュラムをどのように編成したらよいか, 近藤益雄, 児童心理と精神衛生, 15号, 昭和27年
- 58) 精神遅滞児, 高木四郎, 心理学講座, 7巻, VII, 昭和28年
- 59) 精神発達と教育, 牛島義友, 心理学講座, 3巻, 昭和28年
- 60) 問題児童の脳波と治療教育研究, 収山 望, 社会事業, 36巻, 7・8号, 昭和28年
- 61) 問題児の調査と犯罪性児童の問題, 小林文夫, 社会事業, 36巻, 11号, 昭和28年

- 62) 夜尿症の観察及び治療について, 平岩 甫, 社会事業, 36巻, 7・8号, 昭和28年
- 63) 肢体不自由児の知能, 西谷三四郎他, 児童心理と精神衛生, 3巻, 5号, 昭和28年
- 64) 貧困家庭の学童における問題, 籠山 京, 教育社会学研究, 4号, 昭和28年
- 65) 混血児の問題, 収 賢一, 社会事業, 36巻, 1号, 昭和28年
- 66) 養保護施設における家庭的処遇の必要性について, 潮谷綱一郎, 社会事業, 36巻, 7・8号, 昭和28年
- 67) アクション・リサーチ, 外林大作, 児童心理と精神衛生, 3巻, 6号, 昭和28年
- 68) 精神遅滞児に対する親の態度について, 杉田 裕, 児童心理と精神衛生, 3巻, 4号, 昭和28年
- 69) ホスピタリズムの研究, 谷川貞夫, 社会事業, 36巻, 昭和28年
- 70) 非行少年の態度と過去の行動及び環境, 三野 亮, 社会事業, 36巻, 10号, 昭和28年
- 71) 児童と環境 —北海道炭鉱地区の調査をとおして—, 平賀 孟, 社会事業, 36巻, 昭和28年
- 72) 学習効果をあげるための一つの提案, 佐柳 正, 教育科学, 6号, 昭和28年
- 73) 生活指導の類型とその問題, 原 俊之, 教育科学, 8号, 昭和28年
- 74) 集団指導の概念と位置, 宮坂哲文, お茶の水女子大学人文科学紀要, 昭和28年
- 75) 児童の自己評価に関する実験的研究, 森誠, 大分大学紀要, 昭和28年
- 76) 教育的問題児 —社会的不適応問題児— の指導方法について, 教育方法研究室, 国立教育研究所所報, 11号, 昭和27年
- 77) 青年学級の開設状況に関する調査報告, 青少年教育部調査室, 国立教育研究所所報, 16号, 昭和28年
- 78) 青少年教育調査中間報告, 教育内容室, 国立教育研究所所報, 17号, 昭和28年
- 79) 教師・指導の上にあらわれた問題生徒 —とくに学業不振の生徒に関する調査研究— (準備調査 1), 教育方法研究室, 国立教育研究所所報, 18号, 昭和28年
- 80) ガイダンスの根本問題 —その基本的構造と限界について—, 岩本 憲, 教育学研究, 20巻, 2号, 昭和28年
- 81) 非行少年の教育について ——その展開と今後の問題—, 副島和穂, 教育学研究, 20巻, 2号, 昭和28年
- 82) 児童の基本的習慣とその実態 —小学校における道徳教育の基礎として—, 五十嵐清正, 山崎幸一郎, 教育学研究, 20巻, 4号, 昭和28年
- 83) 学力検査の問題作製をめぐる問題, 田中正吾, 教育学研究, 20巻, 6号, 昭和28年
- 84) 学年はじめのガイダンス計画, 橋本, 教育科学, 4号, 昭和28年
- 85) 学級編成の諸問題, 橋本, 教育科学, 5号, 昭和28年
- 86) 精神薄弱児の心理, 斎藤義夫, 入江良夫, 教育科学, 6号
- 87) 二部教授の弊害について, 黒橋栄一, 教育科学, 9号, 昭和28年
- 88) 精神衛生を基礎とした学級経営の実際, 高橋嘉啓, 教育科学, 11号, 昭和28年
- 89) カウンセリング (中・高校), 井坂行男, 心理学講座, 7巻, III, 昭和28年
- 90) カウンセリング (大学), 中村弘道, 心理学講座, 7巻, IX, 昭和28年
- 91) カウンセラーの諸問題, 友田不二男, 鈴木清, 沢田慶輔, 臨床心理, 1巻, 6号, 昭和28年
- 92) カウンセリングの過程について, 伊藤博, 臨床心理, 1巻, 6号, 昭和28年
- (4) 精神病理学, 神経症に関するもの
- 93) 脳波, 本川弘一, 心理学講座, 1巻, VIII, 昭和28年
- 94) 精神電流現象, 藤森開一, 心理学講座, 3巻, V, 昭和28年
- 95) 逆行性健忘症の一例について —心理学的諸検査—, 清原健司, 相場 均, 心理学究研, 23巻, 2号, 昭和27年
- 96) てんかんの薬物治療, 笠松章他, 日本医師会雑誌, 30巻, 7号, 昭和28年
- 97) 意識障害の一実験より意識の概念を論ず, 笠松章, 精神経誌, 54巻, 9号, 昭和28年
- 98) 社会因子と精神身体医学相関 (2), 村井安晴, 公衆衛生, 11巻, 2号, 昭和27年
- 99) 真正癲癇の予後 発病後10年以上を経たもの

- の統計的観察, 木下 豊, 精神経誌, 54巻, 3号, 昭和27年
- 100) 癲癇性発作の予後並に分類, 内村祐之, 田様 修治, 島薗安雄, 川田仁子, 精神経誌, 54巻, 6号, 昭和27年
- 101) 癲癇の病後歴, 山内保志郎外, 精神経誌, 54巻, 6号, 昭和27年
- 102) 再び不安神経症, 小沼十寸穂, 広島医学, 11巻, 12号, 昭和24年
- 103) 精神科領域に於ける After Care の意義, 林 暉, 東京医学雑誌, 60巻, 1号, 昭和27年
- 104) 精神生理論, 林 霞, 心理学講座, 2巻, I, 昭和28年
- 105) 精神分析派, 懸田克躬, 心理学講座, 1巻, II, 昭和28年
- 106) 精神医学と心理学, 村上 仁, 心理学講座, 1巻, VII, 昭和28年
- 107) 精神身体医学 ——情動と身体病——, 堀見 太郎, 心理学講座, 6巻, VI, 昭和28年
- 108) 薬物の心理的効果 ——附 神経系機能の生化学的理解, 台 弘, 心理学講座, 6巻, III, 昭和28年
- 109) 精神医学からみた反社会的行動, 塩入円祐, 臨床心理, 1巻, 1号, 昭和23年
- 110) 神経症の発見, 成瀬悟策, 臨床心理, 1巻, 3号, 4号, 5号, 昭和28年
- 111) 強迫神経症の問題研究, 塩入円祐, 友田不二男, 品川不二郎他, 臨床心理, 1巻, 3号, 昭和28年
- 112) 小児ヒステリーについて, 菅野重道, 臨床心理, 1巻, 4号, 昭和28年
- 113) 二次性心因反応における初児期体験, 阿部正, 臨床心理, 1巻, 5号, 昭和28年
- 114) ある不安神経症者の精神分析臨床例, 福田果正, 臨床心理, 1巻, 4号, 昭和28年
- 115) 性と精神分析学, 加藤正明, 臨床心理, 1巻, 5号, 昭和28年
- (5) 社会病理学に関するもの
- 116) Conduct Norms ——社会病理学の諸問題について——, 桑畠勇吉, 大阪市立大学家政学部紀要, 1号, 昭和28年
- 117) 社会解体の構造 ——機能的分析の試論——, 那須宗一, 東洋大学紀要, 昭和28年
- 118) 我が国に於ける社会崩解現象, 雀部猛利, ソシオロジ, No. 3, 昭和28年
- 119) 家族崩解現象, 雀部猛利, ソシオロジ, No. 4, 昭和28年
- 120) 人種問題における偏見について ——アメリカ人種問題研究の動向——, 岩男耕三, 社会学評論, 15号, 昭和23年
- 121) 都市社会と人間, 岩村英一, 社会事業, 36巻, 9号, 昭和28年
- 122) 日本の宿命 ——産児制限を中心として——, 高木尚文, 社会事業, 36巻, 6号, 昭和28年
- 123) 問題になる娯楽の性質, 松村康平, 教育科学, 19号, 昭和28年
- 124) 青少年の集団, 竹之下休藏, 教育社会学研究, 4号, 昭和28年
- 125) 反社会的行動の社会学的分析, 佐々木徹郎, 東北大学教育学部研究紀要, 1輯, 昭和28年
- 126) 少年非行の社会的責任, 山根清道, 刑政, 64巻, 11号, 昭和28年
- 127) 浮浪者の知能指数, 井之川孝雄, 日本医科大学雑誌, 18巻, 1号, 昭和26年
- 128) 臨床社会学の研究特別例会開催について, 收野翼, 教育社会学研究, 4号, 昭和28年
- (6) 社会福祉事業に関するもの
- 129) 社会事業本質論と地域組織化, 雀部猛利, 大阪社会福祉研究, 3巻, 1号, 昭和28年
- 130) コミュニティ指導者訓練の研究, メリーウッド, 同志社大学人文学紀要, 13号, 昭和28年
- 131) 農村社会と社協活動, 横山定雄, 社会事業, 36巻, 9号, 昭和28年
- 132) 里親・里子の問題, 大久保満彦, 社会事業, 36巻, 9号, 昭和28年
- 133) ソーシャルニード実験報告: ——東京都新宿生活館を足場として——, 村田松男, 社会事業, 36巻, 9号, 昭和28年
- 134) 生活保護法の医療扶助における補足性の問題 ——特に精神衛生法及び結核予防法との関係について, 実本博次, 社会事業, 36巻, 4号, 昭和28年
- 135) 生活保護世帯における受胎調節の実態, 久保秀夫, 社会事業, 36巻, 6号, 昭和28年
- 136) 生活と貧困 ——最低生活費研究, 厚生

- 省社会局保護課、社会事業、36巻、7、8、9号、昭和28年
- 137) 家族制度と社会福祉、中川善之助、社会事業、36巻、9号、昭和28年
- 138) 生活保護制度におけるサービスについての試論、黒木利克、社会事業、1号、昭和28年
- 139) 生活保護事業におけるサービスの問題、大原竜子、社会事業、5号、昭和28年
- 140) 社会事業サービス論、池川清、社会事業、5号、昭和28年
- 141) 社会事業サービス論の意味、小川政亮、社会事業、7・8号、昭和28年
- 142) 福祉社会学の構想、雀部猛利、社会学評論、10号、昭和28年
- 143) 精神衛生の社会事業に於ける利用度とその限界、土居正徳、社会事業、9号、昭和28年
- 144) 社会福祉学の現代的意義、田代不二男、社会事業、36巻、2、3号、昭和28年

(7) ケースワークに関するもの

- 145) ケースワークにおける相互関係、仲村優一、日本社会事業短期大学紀要、2号、昭和28年
- 146) 英国におけるケースワークの基礎訓練、厚生省社会局(参考資料より)、社会事業、12号、昭和28年
- 147) 困る問題——ケースワーカーの記録から——、平賀孟、社会事業、10号、昭和28年
- 148) 少年法とケースワーク——少年調査官の任務——、柴田善守、大阪市立大学家政学部紀要、1号、昭和28年

(8) 犯罪に関するもの

- 149) 保護少年に関する総合的研究(3)——保護少年の社会環境及び生活史——、竹内照宗、心理学研究、21巻、3・4号、昭和26年
- 150) 保護児童の逃亡、中川大倫、心理学研究、21

卷、3・4号、昭和26年

- 151) 非行少年の資質鑑別に於ける分類法の最低基準、吉屋直純、心理学研究、21巻、3・4号、昭和26年
- 152) 少年院に於ける心理学的諸問題、小林卓郎、心理学研究、21巻、3・4号、昭和26年
- 153) 犯罪少年の脳波、疋田浩四郎他、矯正会誌、1巻、4号、昭和27年
- 154) 犯罪者の脳波、中尾弘之、九州神経精神医学、3巻、1、2号、昭和27年
- 155) 犯罪者の家系、井上英二、遺伝、7巻、2号、昭和28年
- 156) 精神医学より観たる刑事責任能力、内村祐之、精神誌、53巻、2号、昭和26年
- 157) 高年受刑者の臨床心理学研究-1-, 橋 覚勝、心理学研究、21巻、3・4号、昭和26年
- 158) 高校生の犯罪と精神衛生、小林亮太、心理学研究、21巻、3・4号、昭和26年
- 159) 犯罪者の社会的予後、吉益脩夫、脳と神経、3号、昭和24年
- 160) 犯罪心理(1)総論、小熊虎之助、心理学講座、7巻、XI、昭和28年
- 161) 犯罪心理(II)裁判心理、植松正、心理学講座、7巻、XI、昭和28年
- 162) 犯罪心理(III)犯罪現象、山根清道、心理学講座、7巻、XI、昭和28年
- 163) 覚醒剤使用少年の社会学的研究、三野亮、社会事業、36巻、7・8号、昭和28年
- 164) 癲癇と類癡癇と少年非行の関係について、逸見武光、矯正会誌、2巻、1号、昭和28年
- 165) 職業適応の類型構成——とくに保護少年について——、牛窪浩、社会事業、36巻、2・3号、昭和28年
- 166) 施設逃走の社会的要因、三野亮、社会事業、36巻、2・3号、昭和28年
- 167) 犯罪学上の諸問題について、四方寿雄、ソシオロジ、2号、昭和28年
- 168) 少年犯罪の社会学的研究、竹村寿、司法研究報告書、4巻、6号、昭和27年

(c) 学会発表業績一覧

第50回日本精神神経学会

昭和28年5月(於 東北大学)

- 1) 小児精神障害者の全国的統計, 斎藤西洋, 小野定子, 都立梅ヶ丘病院
- 2) 問題児, 特に性格行動異常児の治療教育について, 下田又季雄, 花園直人, 小泉章, 鳥取大第一内科
- 3) 犯罪性精神病少年の精神医学的研究, 久山照見, 京都医療少年院
- 4) 虚言性精神病質を中心とする詐欺累犯者の類型学並びに社会的予後の研究, 背又淳, 東大神経科
- 5) 双生児法による人格の発達史的研究, 岡田敬蔵, 国立精神衛生研究所
- 6) 環境の幻覚及び妄想に及ぼす影響, 青木義治, 清水寿, 植山喬, 国立国府台病院
- 7) 老年者の精神医学的研究(その2), 金子仁郎, 伊藤正昭, 斎藤芳子, 今西史郎, 水野慶三, 奈良医大精神科
- 8) 覚醒剤中毒に関するその後の研究, 野田弘毅, 久留米医大脳神経科
- 9) 神経症の本態に関する実験的研究(第一報)下垂体副腎系機能との関連, 古閑義之, 他15名, 慶應医大古閑内科
- 10) 都市と農村における神経症の比較調査, 井村恒郎, 山崎道子, 国立精神衛生研究所, 加藤正明, 河村高信, 国立国府台病院, 中川四郎, 江熊要一, 桂あぐり, 山越剛, 群馬大精神科
- 11) 我国大都市における神経症について, 泰井俊三, 小鹿原健二, 北野病院
- 12) 我が教室における神経症等の症例研究について, 小沼十寸穂, 広島医大精神科
シンポジアム「神症経」
 1. 神経症に関する諸問題 ——主として病因論の問題について—, 村松常雄, 名大精神科
 2. 神経症の構造 ——新ジャクソニズムについて—, 村上仁, 名古屋市立大精神科
 3. 神経症論, 島崎敏樹, 東京医歯科大精神科
 4. 神経症(Personalityを中心として), 山村道雄, 弘前大精神科
- 13) 神経症の境界について考察, 竹内光子, 信州大精神科
- 14) 神経症の臨床的統計, 大塚迪生, 東邦医大精神科
- 15) 災害神経症の病後歴, 寺島正吾, 九大精神科
- 16) 集団神経症の3例, 吉川万雄, 塚田正勝, 北海道衛生部, 渡辺寛一, 加藤光代, 北大精神科, 奥野太慶, 苫小牧市立彌生中学
- 17) 強迫神経症の2例, 蔵内宏和, 九大精神科
- 18) ヒポコンドリー(神經質)における所謂「とらわれ」の心理機制について, 新福尚武, 植田孝一郎, 鳥取大神経科
- 19) 神経症の直接諸要因の統計的分布について, 北村, 小田, 岩谷, 高野, 岩田, 吉田, 名大精神科
- 20) ヒステリーの精神療法における二三の考察, 村上敏雄, 新潟大精神科
- 21) 神経症的葛藤の認められる予後良好な精神病例の観察, 布施邦之, 矢野敏邦, 羽塚康子, 名古屋市立大精神科
- 22) 葛藤反応としての自殺の機制について, 加藤正明, 森三郎, 国立国府台病院
- 23) 高令者の精神医学的研究, 森正義, 高橋額, 中村比早子, 若狭等, 札幌医大精神科
- 24) ベンダー・テストに関する研究(1), 沖野博, 阪大神経科
- 25) S·S·M·Tについて, 市村公正, 福井県立精神病院
- 26) 不安神経症児のペースナリティの力学的分析について, 竹内道直, 竹内硬, 岡山中央児童相談所
- 27) ゾンディ・テストの研究(第1報), 山田悠紀男, 海野信義, 高倉兼蔵, 三河病院
- 28) ゾンディ・テストの研究(第2報), ——主として神経病者への適用—, 山田悠紀男, 海野信義, 高倉兼蔵, 三河病院
- 29) Group Rorschach Testに関する研究, 高橋義彦, 長坂五朗, 辻悟, 浜中薰香, 阪大石橋分院精神科

- 30) 大阪市小学生児童に対する2年後のロールシャッハ・テスト再検査成績, 浜中薰香, 長坂五朗, 高橋清彦, 辻悟, 阪大石橋分院精神科
- 31) 選択ロールシャッハ法に関する研究, 佐竹隆三, 金沢大精神科
- 32) T・A・Tに関する研究——六枚法による父母及び異性との関係について——, 藤戸せつ, 阪大精神科
- 33) 我々の施行する神経症者の集団精神療法について, 田原幸男, 山田豊, 名大精神科
- 34) 双生児対人関係とヒステリー性精神病の発生, 杉本直人, 京大精神科
- 35) 一卵性双生児の差異性の問題, 岸本鏡一, 名大環境医学研究所
- 36) 非行少年の再犯予後について, 橋口幸吉, 東京医療少年院
- 37) 犯罪少年の文化的背景について, 杉田稔, 名古屋少年鑑別所
- 38) 受刑者の精神測定と臨床鑑別, 佐竹隆三, 山田悠紀男, 市村公正, 海野信義, 金沢大精神科
- 39) 酗酔時犯行の想起不能の問題, 小沼十寸穂, 宗近敬正, 浅田成也, 浜野浩枝, 古谷誠, 広島医大精神科

第1回 日本脳波学会

昭和27年6月(於 東京大学)

- 1) 疲労と脳波, 酒井敏夫, 丹羽信善, 慶應大学
- 2) 睡眠と脳波, 塩月正雄, 市村義夫, 清水健太郎, 東京大学
- 3) 震轟準備と脳波について, 松本功, 潤沢桂太郎, 東北大学
- 4) 異常児童における異常脳波特に癲癇脳波について, 和田豊治, 内崎順平, 東北大学
- 5) 脳波による保護少年の研究, 足田浩四郎, 江見五城, 箱田重之, 福岡少年鑑別所

第2回 日本脳波学会

昭和28年4月(於 東北大学)

- 6) 健康人脳波の年令的推移——健康児童(6才-15才)の脳波——, 下田又季雄, 花園直人, 小泉章, 門脇和範, 鳥取大学

第18回 日本心理学会

昭和28年5月(於 広島大学)

- 1) 児童の恐れ(4), 前田三郎, 大阪学芸大学
- 2) 乳幼児のしつけ方と社会的成熟について, 玉井収介, 池田由子, 国立精神衛生研究所
- 3) 親子関係の心理学的研究(その4)——Projective法の1試案——, 中西昇, 村尾能成, 大阪市立大学
- 4) 親子関係の心理学的研究——C・A・T・法の吟味——, 中西昇, 丹下庄一, 大阪市立大学
- 5) 親子関係の心理学的研究——Amen. Temple法の吟味——, 中西昇, 谷嘉代子, 大阪市立大学
- 6) 精神薄弱の研究, 西谷三四郎, 東京教育大学
- 7) 精神薄弱児の教育的環境と行動に関する1考察, 山口薰, 東京大学
- 8) 精神薄弱児の人格構造に関する1研究——中間報告I——, 西崎清, 岡山県立精神薄弱児施設
- 9) 精神薄弱児の職業調査, 田崎仁, 順天堂大学
- 10) 精神薄弱児に関する臨床的研究(2)——主として精神薄弱乳幼児に対するグルタミン酸の効果——, (第2報), 守屋光雄, 京都女子大学
- 11) 育て方と幼児のペースナリティ, 水原泰

- 介、お茶の水女子大学
- 12) 幼児のフラストレーション分析の1つの例、帆足喜与子、川村短期大学
- 13) 施設収容児童のホスピタリズムについて、杉田次郎、久保良敏、広島中央児童相談所
- 14) 児童の精神衛生、福田果正、滋賀中央児童相談所
- 15) 要保護児童の環境について、井原法洞、東京中央児童相談所
- 16) 親子の対人関係に関する実験社会心理学的研究、隱岐忠彦、岡山大学
- 17) 性格形成に及ぼす両親の影響(III) ——いわゆる Oedipus-Complex 的現象について—西平直喜、時間教育研究所
- 18) 児童生徒の行動問題に対する教師の態度、毛利昌三、藤野藤俊、熊本大学
- 19) 教師の適応に関する調査、小川一夫、島根大学
- 20) P.G.R. による保護少年の情意診断(第2報告)、福富寿光、福岡少年鑑別所
- 21) フラストレーションに基く P.G.R. 及び呼吸の変化 その1、水島恵一、横浜少年鑑別所
- 22) P.G.R. の基礎的研究 第1報・第2報、宮城音彌、宇留野藤雄、多湖輝、東京工業大学
- 23) 人間に於ける条件形成過程の分析 ——脳波を示標にしたる分析— 第1報、古武彌正、多河慶一、関西学院大学
- 24) 白鼠のフラストレーション(第2報) ——恐怖反応との関連について—、佐治守夫、国立精神衛生研究所
- 25) 人格の構造とその診断、佐藤幸治、京都大学
- 26) 人格の因子と行動評定、三好稔、広島大学
- 27) 精神治療と教育技術、正木正、京都大学
- 28) 条件形成の原理とその臨床的応用、古武彌正、関西学院大学
- 29) 成功失敗の影響に関する研究(IV) ——課題解決場面に於ける態度の要因について—、横山雅臣、東京教育大学
- 30) フラストレーション事態に於ける攻撃的反応の条件分析、東安子、東京女子大学
- 31) 被暗示性を規定する要因について(第2報告)、詠摩武俊、東京大学
- 32) 人格と脳波(第2報)、渡辺徹、日本大学
- 33) 硬さの測定について、臼井利明、尾形健、東京大学
- 34) 鏡映描写による性格検査の試み、星野美次、名古屋少年鑑別所
- 35) 児童用ウェックスラー・テストの日本に於ける標準化、児玉省、日本女子大学、品川不二郎、東京学芸大学
- 36) 児童用ウェックスラー・テストの臨床的使用法、品川不二郎、東京学芸大学、児玉省、日本女子大学
- 37) 連想診断の基礎的研究(I) 及び(II)、潮田武彦、倉石静一、群馬太学
- 38) 文章完成法の Validity について ——非行少年に於ける 1 考察、楳田仁、東京少年保護鑑別所
- 39) ペッグ・ボードによる巧緻性検査法の標準化について、鈴木信、心理検査研究所
- 40) 神経質検査の因子分析、太村政男、東京文科大学
- 41) 色彩象徴性格検査の診断的価値、小保内虎夫、松岡武、東京教育大学
- 42) T.A.T. 日本化の試み(1~4)、戸川行男、本明寛、清原健司、早稲田大学、祖父江孝男、東京都立大学
- 43) 日本版 T.T.A. の弁別力についての 1 研究、末弘乾、佐野勝男、精神医学研究所
- 44) 診断テストとしてのロールシャッハ法(第3報) ——精神神経症における—、村上英治、星野一命、名古屋大学
- 45) グループ・ロールシャッハテストの研究 ——第II報告—、大伴茂、林信男、関西学院大学
- 46) ロールシャッハ反応にあらわれた類型について、大伴茂、仲原礼三、関西学院大学
- 47) ロールシャッハ・テストに関する 2,3 の基礎的问题について、長坂五朗、大阪大学
- 48) ロールシャッハ・テストの結果について、高橋茂雄、佃範夫、香川大学
- 49) ロールシャッハ・テストに伴う G.S.R. の変化、本明寛、新見良純、橋本仁司、富田正利、早稲田大学
- 50) イソミタール静注時に於けるロールシャッハ反応、三木清子、東京都立大学

第15回 日本応用心理学会

昭和28年7月(於 埼玉大学)

- 1) フラストレーションのセラピーに関する1実験(主として乳幼児を対象としたる), 小川再治, 東京教育大学
- 2) カウンセラーの性格に関する問題点, 井坂行男, 東京教育大学
- 3) カウンセリングにあらわれたる学生の不適応行動について, 中村弘道, 東京大学
- 4) Sibling Rivalry の検出について, 内山喜久雄, 群馬大学
- 5) プロジェクティブ・クエッショングによる一つの試み, 森田 清, 愛知学芸大学
- 6) しつけ方調査に於ける記名無記名の問題, 藤原喜悦, 野間教育研究所, 石黒大義, 名古屋大学
- 7) 児童相談に於ける一つの試み I, —透視鏡の活用について—, 勝井 晃, 大石昭司, 塩川武雄, 静岡大学
- 8) 児童相談に於ける一つの試み II, —事例研究—, 勝井 晃, 大石昭司, 塩川武雄, 静岡大学
- 9) 教育相談にあらわれた児童の実態, 加藤正明, 国立国府台病院, 山本敏雄, 濟美教育研究所
- 10) 児童期に於ける Status の安定性について, (第一報告), 古賀安好, 福島大学
- 11) 家庭生活質問表と調査の一結果, 大平勝馬, 金沢大学
- 12) Client-centered therapy に於ける Transference について, 友田不二男, 国学院大学
- 13) 児童生徒の行動問題に対する教師の態度, 藤野藤俊, 熊本大学
- 14) 行動異常児の精神測定と臨床鑑別, 佐竹隆三, 金沢大学
- 15) 保護少年の再犯予後について, 橋口幸吉, 東京医療少年院
- 16) 保護少年に行つたクレペリン検査について, 佐伯 克, 東京少年鑑別所
- 17) 放火に於けるアミタールインター・ビューの精神分析的解釈, 高橋麗子, 慶應大学
- 18) 少年非行者の人格と環境に関する諸問題, 大脇義一, 東北大学, 他14名
- 19) 人格の表面特性が児童の人間関係形成に及ぼす影響, 岡山 超, 茨城大学
- 20) 青年心理の研究(7) —青年期に於ける親子間の衝突の問題—, 児玉 省, 日本女子大学
- 21) 家庭環境と性格についての一貫性について, 九鬼範子, 慶應義塾大学
- 22) 質問紙法と Non-Directive-Interview, 小熊虎之助, 堀 淑昭, 明治大学
- 23) 要求水準検査によるペースナリティの研究, 砂山延雄, 横浜少年鑑別所
- 24) ソンデイ・テストと性格学, 山田悠紀男, 海野信義, 高倉兼蔵, 三河病院
- 25) 神経症の4因子についての1考察, 渡辺徹, 日本大学, 安藤公平, 二松学舎大学
- 26) 神経症的傾向の形成, 2ケースの分析, 佐藤棟男, 宮城県中央児童相談所
- 27) 教師と生徒との関係 —教育とペースナリティについて—, 松村康平, お茶の水女子大学
- 28) 国鉄における応用心理学的問題について, 鶴田正一, 国鉄労働科学研究所
- 29) 疲労の知的作業におよぼす影響(その1), 高嶋正士, 日本大学
- 30) 労働年令の問題 —労働最適年令の統計的研究(続報)—, 橋 覚勝, 太城藤吉, 石若嘉甫, 大阪大学
- 31) 職務分析における職務の概念について, 松本洋, 労働省
- 32) 所要精神的身体的特質による職務分類について, 佐柳 武, 労働省
- 33) 身体障害者の職業能力調査, 岩崎一郎, 労働省
- 34) 電話交換作業の疲労測定
 - (1) 実験報告, 辻 正三, 東京都立大学
 - (2) 実験報告, 瀬谷正敏, 東京大学, 中村陽吉, 東京都立大学
- 35) 面接による人物評定の試み, 安藤公平, 日本大学
- 36) シンポジアム「プロジェクト・メソードについて」司会者, 児玉 省, 日本女子大学

1. Projective-Method の理論的問題,
外林大作, 横浜市立大学
2. ロールシャッハ・テストの診断理論,
本明 寛, 早稲田大学
3. Client-Centered Therapy における
Projective Method について,

- 友田不二男, 国学院大学
4. パースナリティ 診断に於けるプロジェクト
ティップ・テクニックの位置——S.C.T.
とT.A.T.を中心として——, 佐野勝男,
慶應義塾大学

第 16 回 日 本 応 用 心 理 学 会

昭 和 28 年 11 月 (於 茨城大学)

- 1) パネルディスカッション, 桐原葆見他 6 名,
労働科学研究所
- 2) 幼児のホーム・ダイナミックス; 阪本一郎,
東京学芸大学, 佐藤初重, 柿木坂幼児教育研
究所
- 3) ホスピタリズムについて, 竹田俊雄, 愛育研
究所
- 4) 性教育に於ける中学男女生徒の感情の動きに
ついて, 岡田寅次, 横浜市立教育研究所
- 5) 混血児の心理的一般特質について 一第 1 報
告 一, 宮部 勇, 横浜市立教育研究所
- 6) 好かれる教師と嫌われる教師, 長谷川貢, 日
本大学
- 7) 保安大学校学生の神経質傾向について, 近喰
秀大, 保安大学校
- 8) 犯罪少年の知能, 小倉胤雄, 水戸少年鑑別所
- 9) 性格と犯罪, 山本晴雄, 東京家庭裁判所
- 10) 非行少年の脳波 一その 1 一, 佐伯 克, 岡
本栄一, 山川博臣, 東京少年鑑別所, 山岡
淳, 日本大学
- 11) 非行少年の脳波 一その 2 一, 佐伯 克, 岡
本栄一, 山川博臣, 東京少年鑑別所, 山岡
淳, 日本大学
- 12) P. G. R 法による供述の真偽判別の例,
——K 駅構内便所窃盗事件をめぐって——,
宇留野藤雄, 東京工業大学
- 13) 非行少年の「環境と自立意欲」の関係, 牛窓
浩, 立教大学
- 14) 少年非行者の家庭補導についての試み, 遠藤
勉, 茨城県中央児童相談所

- 15) 少年犯罪と Mass Communication, 根本茂,
高桑益行, 水戸少年鑑別所
- 16) 如何にして覚醒剤中毒者になつたか, 青木義
治, 総武病院
- 17) 女子職場に於ける人間関係の特異性, 岸戸
謙, 大阪市立大学
- 18) 昼夜大学生疲労の比較調査 (大学基準協会委
託), 渡辺 徹, 田中寛一, 安藤公平, 大村
政男, 妻倉昌太郎, 日本大学, 小沢祐保, 厚
生省, 鈴木幹人, 法政大学, 清原健司, 沢田
繁, 早稲田大学
- 19) 日本に於ける教師の社会経済的背景, 松本金
寿, 宮川知彰, 東北大
- 20) 収容生活不適応者のパースナリティーにつ
いて, 遠藤辰雄, 犯罪生物学研究所
- 21) しつけの文化型に関する研究 (第 1 報告) ——
調査問題の統計的検討 ——, 石黒大義, 名古
屋大学, 藤原喜悦, 聖門教育研究所
- 22) 大学生に対するアジャストメント・インヴェ
ントリーの試み, 磯貝信太郎, 林 正邦, 岡
山超, 村山順子, 茨城大学
- 23) 文章完成法による性格の診断, 後藤保子, 松
村康平, お茶の水女子大学
- 24) C.S.T. による性格診断の一研究, 中島義
行, 群馬大学
- 25) ゾンディ・テストと性格学 (第 2 報告), 山
田悠紀男, 海野信義, 三河病院
- 26) 適応の問題について, 臼居利朋, 尾形 健,
西条共安, 東京大学

第 12 回 日 本 教 育 学 会

昭 和 28 年 4 月 (於 九大, 福岡学芸大)

- 1) ガイダンスにおけるアドヴァイスの原理につ
いて, 岩本 憲, 岐阜大学
- 2) 集団指導の位置, 宮坂哲文, お茶の水女子大
- 3) 京都市における適応異常児の一般的類型, 上

- 田吉一, 京都大学
 4) 問題児指導についての一調査, 蜂屋慶, 大阪市立大学
 5) 特異児教育方法の基礎, 佐藤親雄, 東京教育大学
 6) パースナリティ形成に関する教育社会学的一

- 考察, 佐藤 守, 宮城県農業短期大学
 7) 児童の知能と精神疲労との相関, 荒井貞雄, 林信男, 関西学院大学
 8) 二部教授担当教官の精神疲労(中間報告), 荒井貞雄, 神 高雄, 関西学院大学
 9) 遊戯療法の理論と実際, 船津孝行, 九州工大

第26回 日本社会学会

昭和28年10月(於 東北大)

- 1) 工場労働者の社会意識について —東京及び新潟における工場調査の結果を素材として— 青沼吉松, 慶應義塾大学
 2) 戦後青年犯罪の社会的基盤 —三重刑務所G級処遇者の実態調査—, 佐藤輝美, 三重大学
 3) 刑務所における受刑者の分類, 配置及管理のための人間関係測定, 大藪寿一, 熊本短期大学
 4) 精神衛生の臨床チームにおける社会学の役割, 横山定雄, 国立精神衛生研究所

- 5) 犯罪と社会関係, 近沢敬一, 山口大学
 6) 態度と外的行動の関係について, 岩男耕三, 東京大学
 7) 行為における感情型について, 館 逸雄, 明治学院大学
 8) 社会慣習と人間行動, 玉津徳太郎, 日本大学
 9) 社会解体論に関する基本的考察, 金沢 実, 神戸大学
 10) 南畿大水害と未解放部落, 山本 登, 大阪大学

第6回 全国社会福祉事業研究会発表会

昭和28年11月(於 東京都渋谷, 中央社会館)

- 1) 児童福祉をめぐる学校及び社会, 寺本喜一, 京都府立西京大学
 2) 問題児童の両親の態度について—その1—, 大久保満彦, 慶應義塾大学
 3) 問題児童の両親態度について—その2—, 上井敏彦, 東京都技師
 4) 児童福祉の制度の「制度的行動」の測定 —測定尺度の作成の主要段階—, 牛窪 浩, 立教大学
 5) 児童の Social Maturity に関する一考察, 桜井芳郎, 愛育研究所
 6) 精神薄弱児夜尿対策について, 丸木清美, 埼玉育心寮
 7) 養護施設に於ける学習能力と学業成績の対象研究及び学習指導方針の決定の一考察, 山崎きさの, 埼玉子供の町園
 8) ホスピタリズムの研究予報, 懸田克躬, 岩川克信他, 順天堂医大
 9) 養護の環境と人格形成: —ホスピタリズム

- の要因について—, 瓜巣憲三, 神奈川県立中里学園
 10) 養護施設に於ける集団生活の弊害について —集団心理によるホスピタリズムの解明—, 潮谷總一郎, 熊本慈愛園
 11) 児童の人格形式に於ける学習の場としての施設環境, 堀 文治, 東京都石神井学園
 12) 養護施設児童の通学に関する問題考察, 石井哲夫, 東京育成園
 13) 養護施設に於ける新しい収容形態, 松島正儀, 東京育成園
 14) 施設保育所保母のパースナリティについて —ホスピタリズムと関連して—, 奥山典雄, 岡山県中央児童相談所
 15) 保健所に於けるワーカーの配置状況について, 三輪明子, 東京麹町保健所
 16) 保健所医療社会事業の特殊性について, —個別指導から集団指導へ—, 八坂多恵子, 東京都渋谷保健所

- 17) 医療社会事業サービスについて, 菊地武明,
大阪赤十字病院
- 18) 民間結核療養所に於ける医療社会事業の一例
—その1—, 鈴木唯男, 聖保養園
- 19) 民間結核療養所に於ける医療社会事業の一例
—その2—, 高山輝男, 聖保養園
- 20) 拘禁性精神病に就いて ——モンテソルバ帰
還兵に於ける——, 松山広, 国立武藏療養所
- 21) 大阪市東部周辺地区にある非行少年多発地区
の実態, 柴田善守, 大阪市立大学
- 22) 東京に於ける最近の少年犯罪の傾向につい
て, 三野亮, 東京家庭裁判所
- 23) 離村年少労働者の非行行為の契機に関する研
究, 前田栄他4名, 日本女子大学
- 24) T町に於ける少年犯罪とその対策, 相沢二
郎, 梅沢重一, 埼玉県中央児童相談所
- 25) ソーシャルニード実験報告, 村田松男, 東京
都新宿生活館
- 26) 地域社会に於ける貧因の問題 ——Minority
Group —, 園直樹, 京都府立西京大学
- 27) 東北漁村の生活実態調査報告, 鈴木治子, 青
森県厚生局
- 28) 日本農村婦人の生活, 石黒泰子, 日本社会
事業短期大学
- 29) としよりの生活について —1—, 榎戸新平,
鉄道弘済会本部
- 30) としよりの生活について —2—, 村田松男,
東京都新宿生活館
- 31) ケースワークに於ける逆転嫁について, 本出
祐文, 大阪市立大学
- 32) ケースワークの技術的基礎 ——過程と機能
の関係を中心として—, 小松源助, 熊本短
期大学
- 33) ケースワーカーのケースに対する感情の動
き, 平賀益, 国立精神衛生研究所
- 34) 自殺者の現況とケーススタディ, 加藤正明,
森三郎, 国立国府台病院
- 35) 精神衛生学の最近の諸問題, 房辺文雄, 福岡
県バプテスト教会
- 36) 公衆衛生問題としての酒客更生, 山室武甫,
上野ソーシャル・サービスセンター
- 37) ヨーロッパに於ける社会事業教育, 田代不二
男, 東北大学

34. 精神衛生関係の年間主要記事

(昭和28年1月～12月)

2月

1日 いわゆる混血児童実態調査（厚生省児童局）が実施された。

3月

16日 「児童福祉法の一部を改正する法律」公布。

17日 「麻薬取締法」公布。

「大麻取締法の一部を改正する法律」公布。

19日 精神衛生普及会は、東京都千代田区内幸町同友クラブに都内主要会社の厚生、人事課長の参集を求め、精神衛生に関する講演会を催した。当日の講師は高木四郎（国立精神衛生研究所部長）、桐原葆見（労働科学研究所長）、藤本喜八（立教大学教授）の3氏であった。

4月

中部社会事業短期大学が名古屋市昭和区滝川町に村松常雄博士を名誉学長、鈴木修学氏を学長として開校された。

28日 精神衛生普及会第1回総会が、総裁高松宮殿下御臨席の下に、東京都千代田区丸の内の常盤家で開かれた。

なお、同会製作の精神衛生スライド第1巻「双葉の心」が、その席上披露された。

5月

5日より18日まで児童福祉週間が厚生省、各都道府県主催の下に催された。

5日より18日まで中央青少年問題協議会主催の下に青少年保護育成運動が展開された。

11日より3日間、厚生省、中央社会福祉協議会主催の下に名古屋市において第7回児童福祉大会が開催された。

11日 名古屋市における全国児童福祉大会の開催を機会に、日本精神衛生会、精神衛生普及会、愛知県社会福祉協議会共催により、名古屋大学において「児童福祉と精神衛生」懇談会が開催された。

6月

2日 アメリカ Johns Hopkins 大学公衆衛生学部教授精神衛生部長 Dr. PAUL V. LEMIKAU 氏は W.H.O. 顧問として、わが国精神衛生行政並びに国立精神衛生研究所業務を指導する使命を帯びて来朝。6週間にわたって東京附近、横浜、名古

屋, 京都, 大阪, 岡山等各地の精神衛生施設を視察した。

- 8日 文部省では, かねて委員会を設けて検討中であつたが, 本日付を以て, 「教育上特別に取扱を要する児童生徒の判別基準」を次官通牒をもつて関係各方面に通知した。
- 10日 東京お茶の水日本医師会館において日本精神衛生会総会が開催され, 同席上 Dr. LEMKAU 氏の「精神衛生への科学的道程」と題する講演が行われた。

7月

- 9日 国立公衆衛生院に精神衛生関係者が参集し Dr. LEMKAU 氏の報告書草案を中心として討論会が行われた。
- 14日 Dr. LEMKAU 氏離日。
- 21日 中央児童福祉審議会では, 同会に対して厚生大臣から諮問された混血児問題に関する対策方針について答申を行つた。
- 25日 精神薄弱児育成会主催, 「手をつなぐ親の大会」 第2回全国大会が東京有楽町競売ホールで開催された。
青少年問題協議会設置法が公布即日施行された。

8月

- 1日から3日間第2回全国保育事業大会が, 厚生省, 全国社会福祉協議会連合会, 石川県, 同県社会福祉協議会, 金沢市, 同市社会福祉協議会の共催の下に, 金沢市で開催され, 性格形成に関する問題, 遊びの指導及び遊び道具に関する問題等精神衛生に直接関連ある問題も研究討議された。
- 10日から28日まで, オーストラリヤ, シドニー市で W.H.O. 児童精神衛生ゼミナールが開催され, わが国からも兵庫県中央児童相談所長坂口潤一郎, 愛育研究所所員平井信義両氏が参加した。
- 19日 わが国における精神分析学の権威であつた弘前大学学長, 前東北大学精神科教授丸井清泰博士死去。

9月

- 15日 東京大学医学部名誉教授三宅鉱一博士は多年精神衛生の普及に尽した功労により保健文化賞を授与された。
- 3日から8日までの6日間, 第4回 W.H.O. 西太平洋地域委員会が東京神田一ツ橋如水会館で開かれたが, 日本精神衛生会常務理事, 名古屋大学教授村松常雄博士が世界精神保健連盟 (World Federation for Mental Health) の代表オブザーバーとして会議に出席した。

10月

3日から5日まで徳島県において第8回全国民生委員、児童委員大会が開催された。

11月

9日 次官会議において精神薄弱児対策基本要綱が決定された。

12日から14日まで東京日比谷公会堂において昭和28年度全国社会福祉事業大会が開催された。

15日 Dr. DANIEL BLAIN 氏 (Medical Director of American Psychiatric Association) は、さきに来朝した Dr. LEMKAU 氏について、精神衛生に関する W. H. O. 顧問として来朝、4週間にわたつて東京附近、北海道、九州、名古屋等各地の精神衛生施設を視察、関係者と会談した。

24日 精神衛生活動強化のために我国最初の精神衛生全国大会が日本精神衛生会、日本精神病院協会、復光会、精神衛生普及会、精神薄弱児育成会、刑務協会、全日本特殊教育研究連盟、日本精神薄弱者愛護協会の共催により、高松宮殿下御臨席の下に、日本赤十字社講堂において開催され、10項目の協議事項について慎重なる研究討議を遂げ、精神衛生対策推進のための決議を行い、引づいて W. H. O. 顧問 Dr. BLAIN 氏の特別講演があり、盛会のうちに閉会した。

25日 厚生省において全国精神衛生鑑定医協議会が開催された。

27日 大阪市中之島公会堂において全国保護司大会が開催された。

1日より1ヶ月間にわたつて中央及び都道府県青少年問題協議会の主催の下に第9回青少年保護育成運動が展開された。

12月

8日 さきに来朝した W. H. O. 顧問 Dr. BLAIN 氏離日。

精神衛生資料（昭和28年）

第1号 目次

緒 言

I 精神障害者

1. 精神障害者の出現頻度	1
(a) 一斉調査法	1
(b) 穿刺法	2
2. 内因性精神病の遺伝予後	2
(a) 覧集法(その1)	3
(b) 覧集法(その2)	3
(c) 分別法(精神分裂病)	3
(d) 分別法(躁鬱病)	4
(e) 分別法(真性癲癇)	4
(f) 分別法(遺伝性精神薄弱)	4
(g) 一卵性双生児における精神障害	4
3. 精神病院入院患者の病名別比率	5
4. 精神薄弱者の社会的予後	5
(a) 社会的生活能力(男子)	6
(b) 社会的生活能力(女子)	6
(c) 生存者の現在の境遇	6
(d) 結婚年齢、男女の比較	7
(e) 各型別における結婚率	7
(f) 結婚後年数と挙子数との関係	7
(g) 就学程度	7
(h) 精神薄弱者の経済状態(アメリカの調査)	8
(i) 精神薄弱者の職業の種類(アメリカの調査)	8

II 精神衛生に関する諸問題

5. 精神身体医学的に見た内科患者	9
6. 不就学児童	10
(a) 不就学児童・生徒数	10
(b) 東京市不就学児童の精神医学的診断	10
7. 街娼	11

(a) 街娼の精神医学的診断別	11
(b) 街娼の知能分布	11
8. 浮浪児及び浮浪者	12
(a) 浮浪児の浮浪動機	12
(b) 家出浮浪児の家庭状況	12
(c) 浮浪児の診断別	12
(d) 浮浪児の知能	13
(e) 浮浪児収容保護状況	13
(f) 浮浪者及び乞食の精神医学的調査	14
9. 犯罪少年及び虞犯少年	15
(a) 犯罪少年の年齢層別比較	15
(b) 少年虞犯行為年齢別	15
(c) 少年虞犯行為処分別	15
(d) 少年虞犯行為別	15
10. 麻薬及び覚醒剤	16
(a) 麻薬事犯検挙件数及び人員数	16
(b) 覚醒剤違反検挙件数、人員及び違反対象物資数量	16
11. 小学校における精神衛生	17
(a) 教師の所見(学校別)	17
(b) 調査児童の診断(学校別)	18
(c) 無断欠席の主要原因	18
(d) 緘黙の主要原因	19
12. 自殺	19
自殺者の累年比較表	19
13. 離婚	19
(a) 申立人別	19
(b) 初再婚別	19
(c) 婚姻継続年数別	19
(d) 原因別	20
III 施設及び職員	
14. 精神病院	20
(a) 全国精神病院数及び病床数	20
(b) 各都道府県における精神病院病床数比率	22

(c) アメリカにおける精神病院数及び病床数	22
(d) 世界各国における精神病院数及び収容患者の対人口比率	22
15. 精神科関係職員数	23
(a) 全国精神病院における業務種別従業者数	23
(b) 精神衛生鑑定医数	23
(c) アメリカにおける精神科関係職員数	23
16. 全国精神衛生相談所一覧表	24
17. 全国児童相談所一覧表	25
18. 児童福祉施設	28
(a) 児童福祉施設数及び収容定員	28
(b) 教護院一覧表	28
(c) 精神薄弱児施設一覧表	30
19. 少年鑑別所及び矯正保護施設	31
(a) 少年鑑別所一覧表	31
(b) 少年鑑別所及び矯正保護施設数	32
20. 全国特殊学級数	32
(a) 小学校の部	32
(d) 中学校の部	33
附 錄	
21. 精神衛生関係団体一覧	34
(a) 世界精神保健連盟について	34
(b) 学術研究団体	35
(c) 普及団体、その他	35
22. 学界動向	35
(a) 精神衛生関係図書	35
(b) 精神衛生関係論文一覧	36
(c) 学会発表業績一覧	39
23. 精神衛生関係の年間主要記事	44
24. 精神衛生関係年表	45

精神衛生資料

—第 2 号—

編集責任者 岡 田 敬 賛

発 行 所 国立精神衛生研究所
千葉県市川市国府台町1の2

印 刷 所 五宝堂印刷株式会社
東京都北区滝野川町3の17
電話 王子(91) 6105番

(非売品)

